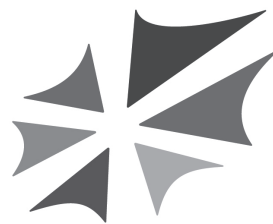


令和5年度



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

東青の教育

青森県教育庁 東青教育事務所

は じ め に

東青教育事務所 所長 福 士 浩 司

青森県教育委員会では、本県教育を取り巻く重要課題の解決に向け、今年度は「確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進」「地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進」「子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備」「スポーツの振興と文化財の保存・活用」の4つを「施策の柱」として掲げ、取組の重点化を図っています。

これを受け、東青教育事務所では、管内教育の現状等を踏まえ、各教育委員会、学校、家庭、地域等が抱える教育的課題が解決され、より質の高い持続可能な教育活動が展開されるよう、学校教育及び社会教育それぞれについて方針を掲げ、重点項目を設定しています。管内教育関係者の皆様には、各種教育活動を計画・実施する上で参考としていただきたいと考えております。

管内の学校教育については、「社会に開かれた教育課程の実現」に向けた取組が、各校で一層進められるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得を大切にしつつ、ICTを適切に活用した学習活動の充実に向け、様々な取組が続けられています。

今後も、教育に関する様々な情報に注視しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うとともに、「指導と評価の一体化」を図ることに継続して取り組んでいただきたいと思います。

また、各校においては、いじめ問題をはじめとする問題行動や、不登校等生徒指導上の諸課題の克服に向け、保護者、地域、関係機関等と積極的に連携した取組が進められています。昨年度改訂された生徒指導提要进行を活用しながら、引き続き教育相談及び個に応じた指導の充実に向けた組織的な対応、保護者等との連携を着実に進め、不登校への対応や子どもの命を守る取組等について、一層の充実を図っていただきたいと思います。

一方、社会教育については、学校教育と同様にコロナ禍の中、感染症対策を徹底しながら活動を再開するようになってきています。各地区におかれましては、地域と学校とのパートナーシップ強化を図りつつ、引き続き、国が目指すコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組んでいただきたいと思います。

以上のような取組を継続的に推進していく上で、欠かすことのできないのが人材の育成です。特に、教員の人材育成のために県教育委員会が定めている「教員の資質向上に関する指標」については、この度の一部改訂により、これまで3つであった縦軸の観点が「人間力」、「指導力」、「マネジメント力」及び「ICT、情報・教育データの活用力」の4つとなりました。これらの4つの観点は相互に深く関連し合っており、資質の向上に当たっては総合的な視点をもつことが重要であります。このことを踏まえ、各教育委員会及び各校においては、個々の教員等に応じた指導・助言や支援等を行い、人材の育成に当たっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、ここ数年の様々な活動のあり方が見直される中、当教育事務所では、今後も「教育は人づくり」の視点に立ち、学校教育や社会教育に関する最新の動向を捉えながら、東青の教育の一層の充実を目指して、各種事業に取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

目 次

はじめに	1
○青森県教育施策の方針	4
○青森県教育委員会の「施策の柱」	5
○学校教育指導の方針と重点	6
○社会教育行政の方針と重点	8
○文化財保護行政の方針と重点	9
○体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	10
教 育 課	
○東青教育事務所学校教育指導・社会教育行政の方針と重点一覧	12
学 校 教 育	
○学校教育指導の方針と重点 〈夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を目指して〉	
Ⅰ 方 針	15
Ⅱ 重 点	
1 授業の充実	18
2 道徳教育の充実	20
3 特別活動の充実	22
4 体育・健康教育の充実	24
5 生徒指導の充実	26
6 キャリア教育の充実	28
7 特別支援教育の充実	29
8 環境教育の推進	30
9 国際化に対応する教育の推進	31
10 情報化に対応する教育の推進	32
11 研修の充実	34
○総合的な学習の時間について	36
○学校図書館について	37
○複式教育について	38
○小・中学校学校訪問実施要項	39
○電話による教育相談等について	42
○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	44
○特別支援教育巡回相談員制度について	45
○事故、事件、集団かぜ等の報告について（小・中学校用）	49
○事故発生時の対応について（例）	51

社 会 教 育

○社会教育行政の方針と重点

〈生きがいにあふれ、豊かで住みよい地域社会の形成を目指して〉

I 方 針 5 3

II 重 点

- 1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成 5 6
- 2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成 5 6
- 3 生涯を通じた学びと社会参加の推進 5 7
- 4 社会教育推進のための基盤整備 5 7
- 5 文化財の保護・保存と公開・活用 5 8
- 6 地域スポーツの推進 5 8

○市町村教育委員会訪問実施要項 5 9

○管内社会教育関係団体及び関連事業事務局 6 1

○管内市町村の主な社会教育施設（教育委員会所管） 6 1

総 務 課

I 庶 務 関 係

- ・各書類提出期限一覧 6 3
- ・給与・旅費に係る事務の留意点 6 4

II 学 務 関 係

- ・学級編制について 6 7
- ・小・中学校教職員配置基準 6 8
- ・教員加配等について 7 1
- ・休暇等に係る提出書類一覧 7 2

III 学校事務指導訪問

- ・学校事務訪問要項・学校事務指導訪問における項目別確認内容 7 4

資 料

- 研究指定校一覧 7 8
- 東青教育事務所関係事業協力校一覧、青森市教育委員会指定校一覧 7 9
- 管内学校教育関係事業・研修一覧 8 0
- 管内社会教育・社会体育関係事業・研修一覧 8 2
- 管内市町村教育委員会一覧 8 3
- 学校一覧（青森市小・中学校、東郡小・中学校） 8 4
- 機構図 8 8
- 総務課事務分掌一覧 8 9
- 教育課事務分掌一覧 9 0
- 災害等発生時の連絡体制 9 2
- 教員の資質の向上に関する指標 9 4
- 校長及び教頭の資質の向上に関する指標 9 6

令和5年度教育関係年間行事予定表

○4月～3月 9 8

◎学校における働き方改革プラン（概要） 1 2 2

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的考えから、この冊子では「人材」を「人財」と表している箇所があります。

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和5年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1 確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、グローバルな視野や情報活用能力の育成、防災教育の推進など、社会の変化に応じた学びを推進する。

また、幼児期からの教育の質的向上を図るため、幼児教育センターを設置し、関係部署と連携して幼児教育推進体制の構築に取り組む。

新規	県立学校におけるICTを活用した授業づくり推進事業 〔高等学校におけるICTを活用した資質・能力を育む授業づくり推進事業 特別支援学校におけるICTを活用した自立と社会参加を目指す学びの推進事業〕
継続	青森から世界へ向かってチャレンジするグローバル人材育成事業
継続	小・中学校外国語教育充実支援事業
継続	命を守る！防災教育推進事業
新規	幼児教育の質的向上強化事業【総務部・健康福祉部と連携】

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

少人数学級編制について、中学校2年生まで拡充するとともに、外部人材・外部専門家の配置拡充を行い、教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行える体制の充実を図るほか、小学校教員の確保対策を強化する。

また、いじめや不登校等、支援が必要な児童生徒への対策を強化するとともに、学校施設等の整備・充実に取り組むなど、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進する。

拡充	あおもりっ子育みプラン21事業
継続	学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業 (スクールカウンセラー配置・派遣/スクールソーシャルワーカー配置)
拡充	外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
拡充	学校における運動部活動・文化部活動推進事業 (部活動指導員配置)
継続	学校等における法務相談体制整備事業 (スクールロイヤー配置)
新規	「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業
新規	多様な教育機会を活用した教育支援推進事業
継続	県立学校施設整備事業

2 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふもとに對する理解を深め、誇りや愛着心を醸成し、地域で活躍する人財の育成や将来の県内定着を見据えた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立の促進に取り組み、あわせて、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組む。

拡充	持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業
継続	青商ビジネスチャレンジwith台湾事業
継続	特別支援学校技能検定事業
拡充	高等学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業
拡充	特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入事業
新規	地域と学校とのパートナーシップ強化事業

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足の解消に関係部局との連携を強化して取り組むとともに、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりの促進や国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財の育成に取り組むとともに、かけがえのない文化財の保存・活用を図る。

さらに、世界文化遺産となった縄文遺跡群の普遍的価値を次世代に継承するための取組を行う。

スポーツを通じて健康づくり・競技力の向上	
新規	県民の未来の健康創造事業【健康福祉部と連携】
継続	「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業
拡充	競技力強化事業
かけがえのない文化財の保存・活用	
新規	「青森の縄文遺跡群」保存・活用事業
新規	「みんなあつまれ!三内丸山遺跡」保存・活用事業
継続	「北海道・北東北の縄文遺跡群」保存・活用推進事業
継続	「地元の縄文」再発見プロジェクト事業
継続	小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業



令和5年度 学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

ア キャリア教育指導体制の整備・充実

イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

ア 校内支援体制の充実

イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫

ウ 環境にかかわる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和5年度 社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

令和5年度 文化財保護行政の方針と重点

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

オ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示
・教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と出土品等の保存・活用の充実及び情報発信

令和5年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当者教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

教 育 課

県教育施策の方針・県教育委員会の「施策の柱」

- 学校教育指導の方針と重点
- 社会教育行政の方針と重点
- 文化財保護行政の方針と重点
- 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

東 青 の 教 育

学 校 教 育

I 方 針

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を目指して

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

- 1 夢や志を育む創意と工夫のある学校づくりの推進
- 2 確かな学力の育成を図る学習指導の推進
- 3 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進
- 4 目指す子ども像の実現に向けた校内研修の推進
- 5 家庭や地域社会とともに育てる教育の推進

II 重 点

1 授業の充実

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
- (3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
- (4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- (5) 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

2 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
- (2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- (3) 郷土を愛する心を育む指導の充実
- (4) 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

3 特別活動の充実

- (1) 自主的な態度を育てる学級活動の工夫
- (2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- (3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- (4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

4 体育・健康教育の充実

- (1) 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- (2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- (3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- (4) 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

5 生徒指導の充実

- (1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- (2) 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実
- (3) 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
- (4) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

6 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育指導体制の整備・充実
- (2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- (3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

7 特別支援教育の充実

- (1) 校内支援体制の充実
- (2) 個別的教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- (3) 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- (4) 交流及び共同学習による相互理解の促進

8 環境教育の推進

- (1) 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- (2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- (3) 環境にかかわる体験活動の充実

9 国際化に対応する教育の推進

- (1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- (2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- (3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

10 情報化に対応する教育の推進

- (1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- (2) 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- (3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- (4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

11 研修の充実

- (1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- (2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- (3) 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- (4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- (5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

○ 総合的な学習の時間について

○ 学校図書館について

○ 複式教育について

社会教育行政の方針と重点一覧

管内市町村教育委員会の 教育行政の方針と重点

社 会 教 育

I 方 針

生きがいにあふれ、豊かで住みよい地域社会の形成を目指して

地域の人々が、生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

- 1 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進
- 2 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用の推進
- 3 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

II 重 点

1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- (1) 地域学校協働活動の促進
- (2) 地域が支えるキャリア教育の充実
- (3) 子どもの読書活動の充実
- (4) 家庭教育支援の充実
- (5) 青少年の体験活動の充実

2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- (1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- (2) 次代の地域を担う若者の育成
- (3) 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- (4) 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

3 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- (1) 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- (2) 学習成果を生かした社会参加活動の支援

4 社会教育推進のための基盤整備

- (1) 社会教育推進体制の充実
- (2) 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- (3) 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- (4) 社会教育関係団体等の活動の支援

5 文化財の保護・保存と公開・活用

- (1) 文化財の保護・保存
- (2) 文化財の公開・活用
- (3) 伝統芸能・技術の継承

6 地域スポーツの推進

- (1) 地域におけるスポーツ参画人口の拡大
- (2) スポーツを通じた活力ある社会の実現

学 校 教 育

学校教育指導の方針と重点

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育を目指して

I 方 針

東青教育事務所では、「青森県学校教育指導の方針と重点」及び管内学校教育の実情を踏まえ、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを実現するために、5つの方針を掲げることにしました。

- 1 夢や志を育む創意と工夫のある学校づくりの推進
- 2 確かな学力の育成を図る学習指導の推進
- 3 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進
- 4 目指す子ども像の実現に向けた校内研修の推進
- 5 家庭や地域社会とともに育てる教育の推進

1 夢や志を育む創意と工夫のある学校づくりの推進

管内の各学校においては、全教職員の共通理解の下、「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育むために、子ども一人一人の個性・能力を把握し、理解や習熟の程度等に配慮して、個に応じたきめ細かな指導を行っています。また、地域の教育資源を活用した体験活動を取り入れるなど、教育課程の編成に創意工夫をこらし、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

学習指導要領の趣旨を生かして、生きる力を支える「確かな学力」「豊かな心」及び「健やかな体」の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成を一層重視し、向上心や学習意欲の源となる夢や志をもち、その実現に向かって挑戦する子どもを育むためには、「教育は人づくり」という視点に立ち、一人一人の子どもの未来を見据え、幼・保、小、中の相互理解を深める「縦」の連携と、学校と家庭や地域とが協働する「横」の連携を大切にしながら創意と工夫のある学校づくりに取り組むことが必要です。

具体的には、子どもや地域の実態を明らかにするとともに、自校の教育課題や、育成すべき資質・能力を視点とした「目指す子ども像」「目指す学校像」を明確にし、その具現化に向けて、各教科、特別の教科道徳（以下「道徳科」とする。）、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の関連を図りつつ、教科横断的な視点をもちながら、系統的、発展的な指導ができるよう全体として調和のとれた指導計画、指導内容等を十分検討し、具体的で適切な教育課程を編成することが重要です。また、校長のリーダーシップの下、学校の運営組織の見直し・再編を図りながら、全教職員による協働指導体制づくりに努めるとともに、学校関係者評価を含めた学校評価を行い、その結果を公表し、家庭や地域社会の意見を取り入れ改善していくなど、学校運営に創意工夫をこらすことが大切です。

2 確かな学力の育成を図る学習指導の推進

管内の各学校においては、自ら学び自ら考える力の育成や基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るために、子どもの実態を踏まえ、ティーム・ティーチングや少人数指導、教科担任制等の指導体制の工夫を行い、体験活動や問題解決的な学習を重視した指導を推進したり、ICTを活用する場面を設定したりするなどの授業改善に取り組んでいます。

これからの社会を担う子どもが、主体的、創造的に生きていくためには、知識及び技能の習得とそれらを活用する思考力、判断力、表現力等の育成とともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、確かな学力を育成することが重要です。各教科等の指導では教えて考えさせる指導を通して知識及び技能の習得を図るとともに、一人一人の子どもが個性を生かし、興味・関心や意欲をもって主体的・対話的で深い学びができるよう、学習する楽しさや成就感を味わわせる授業づくりをすることが大切です。

具体的には、知識及び技能を活用した問題解決的な学習において、①疑問や驚き、気付きを生かした学習課題を設定すること、②課題解決の見通しをもたせること、③自力解決の場合と、意見を交流し考えを深める学び合いの場を通して課題を解決させること、④学びの振り返りをさせ、次の学習につなげていくこと、このような一連の学習過程を基本とした授業実践とその改善を継続していくことが大切です。その基盤として、一人一人の子どもの実態の把握、指導内容の精選・重点化を図った指導計画の作成、各教科等の特質に応じた言語活動の充実、思考・判断・表現等の場面の効果的な位置付けが重要となります。また、作業的学習や体験活動の導入、学習形態の工夫、学校図書館やICT等子どもの学びを支援する学習環境の充実も必要です。特に、GIGAスクール構想により1人1台の情報端末が整備された現在においては、各教科等の目標を達成するために、ICTの特性を生かし、各教科等の特質や子どもの実態などに応じ、学習過程に適切に位置付けて活用することが求められています。

さらに、確かな学力の育成を図るためには、学習指導要領の趣旨を踏まえた評価を適切に行い、指導と評価の一体化に努める必要があります。また、学習状況調査等の分析を行い、その結果について全教員で共通理解を図り、指導上の課題を明らかにして活用すると同時に、具体的な評価規準を設定し、評価の場、観点及び方法を明確にした評価計画を立て、学習の成果や学習の過程における子どもの努力、意欲等を適切に評価することも重要です。その際、教師による評価とともに子どもによる自己評価や相互評価等、評価方法を工夫することが大切です。

3 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進

現在、いじめや不登校、校内外での暴力、パソコン・携帯電話、ゲーム機等によるトラブル、規範意識の低下など社会的にも深刻な問題が多くなっています。また、体力の低下や肥満、生活習慣病に類似した疾患等の問題も生じています。

管内においても、いじめや不登校等の問題が発生しており、指導に苦慮する事案も起きています。特にいじめに関しては、法の定義に則り積極的に認知を進め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、一人一人の子どもがいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。そのため、組織的な対応を引き続き徹底していくことが必要です。また、並行して各学校では子どもの豊かな心と健やかな体の育成に努めなくてはなりません。集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動及び自然体験活動等の豊かな体験活動を取り入れることや、道徳性を高めるために、道徳科において「考え、議論する道徳」への質的転換を推し進めるとともに、ゲストティーチャー等の地域の教育資源を活用して指導の改善を図ることが大切です。

豊かな心を育成するためには、道徳科の趣旨を踏まえ、道徳科と各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との相互の関連を図り、道徳教育推進教師を中心として全体計画の改善を図りながら、全教職員が教育活動全体を通じて道徳教育を推進することが求められます。また、体験的な学習や魅力的な教材の開発・活用を通して、道徳科の充実に努めるとともに、授業中に見られた子どもの成長や努力を認め、励ますことで、道徳性を家庭、学校、地域社会での具体的な生活に生かせるようにすることが大切です。同時に、道徳教育と関連させながら、積極的な生徒指導を推進し、従前の生徒指導の三機能に「安全・安心な風土の醸成」を加えた実践上の視点（令和4年度版「生徒指導提要」より）を生かした授業づくりや生徒理解、教育相談等を通して、自己指導能力の育成に努めることが重要です。自己指導能力の育成は、基本的な生活習慣の確立をはじめ、自律心や規範意識の醸成、ひいては人間尊重の精神や生命への畏敬の念、多様性を尊重し他者を思いやる心等の道徳性を育む基盤となります。道徳教育と生徒指導を相互補完的に機能させることで、子ども自身が主体となるいじめ防止活動への高まりが期待できます。

健やかな体を育成するためには、子どもの発達の段階を考慮して、体力の向上を目指した教科体育（保健体育）の指導の充実や体育的活動を工夫するとともに、心身の健康の保持増進を図るための食に関する指導及び安全に関する指導を工夫することが大切です。

豊かな心と健やかな体を育むために必要な基盤として、子ども相互の好ましい人間関係や子どもと教師の信頼関係づくりに努め、子どもとともに考え、悩み、感動をともにしていくという心の交流を図ることが不可欠です。そのためには、地域の教育資源を活用し、家庭や地域の人々の参加・協力を得ながら、関係機関等とも連携した「チーム学校」としての取組が大切です。

4 目指す子ども像の実現に向けた校内研修の推進

管内の各学校においては、目指す子ども像の実現や教員等の資質を高め教育活動の充実を図るために、研究組織の見直しや研修計画の立案、授業研究会での研究仮説の検証や見直し等、共通理解を図りながら、研修の日常化に努めています。

計画的・実践的な研修の充実のためには、県教育委員会が定めた教員育成指標や研修計画を踏まえ、校長、教頭のリーダーシップの下、学年、教科、分掌等が組織的・計画的・実践的に機能する研究組織・体制づくりを構築し、教員等の個々のキャリアステージ（経験年数や職能）に応じた具体的な研修目標を設定した資質の向上に取り組むことが大切です。

具体的には、互いに学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実に努め、学校の教育課題解決のための研究や教育要領・学習指導要領に基づく研究、家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動等についての研究を推進し、より実践的研究となるよう工夫することが大切です。また、自校の実態を踏まえ、系統性をもたせた計画にするとともに、単年度の計画として焦点化、重点化を図るなど、具体的な研修計画を作成することが必要です。さらに、毎日の授業実践が仮説検証の場であることを共通理解し、教員等一人一人の持ち味を生かした創意工夫ある実践に努め、授業の質的な改善を目指すとともに、子どもの変容を具体的に捉え、PDCAサイクルのもと、成果や課題を明らかにし、必要に応じて研究計画、研究内容、研究方法等の確認・見直しを図るなど、確かめと積み上げのある校内研修を進めることが大切です。

5 家庭や地域社会とともに育てる教育の推進

管内の各学校においては、教育方針や教育活動について家庭や地域の人々に学校行事や保護者会、学校だより等で説明し理解や協力を得るとともに、地域の人々との交流や人材を活用したり、地域学校協働活動に関わる事業や学校運営協議会制度等を推進したりしながら、開かれた学校づくりに努めています。

一人一人の子どもに生きる力を育むことができるよう、社会に開かれた教育課程を編成し、実践することを継続しながら、家庭や地域社会等とともに連携・協働して子どもを育てる教育を推進することが重要です。

そのためには、学校評議員制度や学校評価、外部アンケート等を活用して家庭や地域等から意見を求めたり、積極的に地域等の教育資源を活用して、交流を図ったりすることが大切です。また、学校と地域の連携及び協働の取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりを一層効果的に進めていくことも重要です。さらに、子どもや地域の人々が、レクリエーションやスポーツ、文化活動等を行う場として、学校施設を開放したり、子どもや地域の人々向けに学習機会を提供したりするなど、家庭や地域社会等のニーズに応じ、それぞれがもつ教育機能が総合的に発揮できるよう工夫していくことも大切です。

Ⅱ 重 点

学校教育指導の方針を踏まえ1～11までの重点を示し、ほかに参考資料として「総合的な学習の時間」「学校図書館」「複式教育」について載せました。

なお、実践項目の太字は、東青教育事務所の今年度の重点課題です。

1 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
 - (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化
 - (3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫
 - (4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
 - (5) 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	指導計画等の整備	① 資質・能力を育む効果的な指導を行うために、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加える。 ■ 教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てる。 ■ 教材・教具を工夫したり、子どもの理解度を把握したりする。 ② 系統的、発展的な指導を行うために、各教科等及び各学年相互間の関連を図る。 ■ 各教科等の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成する。 ■ 子どもの発達段階や特性及び学校や地域の実態を考慮し、指導内容を具体的に組織、配列する。 ③ 実践を通して修正を図り、効果的に活用する。
(2)	知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた授業づくり	① 子どもに求められる資質・能力を育成するよう、子どもや学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図る。 ■ 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせる。 ■ 知識を相互に関連付けてより深く理解させる。 ■ 情報を精査して考えを形成させる。 ■ 問題を見いだして解決策を考えさせる。 ■ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造させる。 ② 知識及び技能を活用して課題を解決する学習過程を重視し、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法を工夫する。 ③ ねらいを明らかにした上で、発展的な学習を適切に導入する。
(3)	指導と評価の一体化	① 各教科等において、身に付けさせたい資質・能力に基づいた評価規準を作成する。 ② 子どもの学習状況を適切に評価するために「指導と評価の計画」を作成する。 ■ 観点別の学習状況について評価する時期や場면을精選する。 ■ 「指導に生かす評価」を一層重視するとともに、「記録に残す評価」の場面をどこに位置付けるかを計画する。 ■ 多様な活動を評価の対象とし、多面的・多角的な評価を行うよう計画する。 ③ 子どもの学習状況を的確に捉え、指導の改善を図るとともに、子どもが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする。

重点項目	実践項目	実践事項
(3)	指導と評価の一体化	- 子どものよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。 - 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。 - 子どもによる学習活動としての相互評価や自己評価等を工夫する。 ④ 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。 - 評価規準や評価方法を教師同士で明確にし、実践事例を蓄積して共有する。 - 学習評価の方針を事前に子どもと共有する場面を必要に応じて設ける。 - 学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図る。 ⑤ 学年や学校段階を超えて、子どもの学習の成果が円滑に接続されるように工夫する。
(4)	各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫	① 各教科等の特質に応じた体験活動を体系的・継続的に実施する。 - 各教科等の特質に応じて教育課程を編成し、体験を伴う学習の時間を確保する。 - 体験活動の意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働する。 - 子どもの発達段階に応じて安全への配慮を十分に行う。 ② 問題解決的な学習を通して、学習の基盤となる問題発見・解決能力を育成する。 - 各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した、深い学びの実現を図る。 - 各教科等で身に付けた力が、統合的に活用できるように努める。 ③ 各教科等の特質に応じた言語活動を積極的に取り入れ、計画的・継続的に改善や充実を図り、学習の基盤となる言語能力を育成する。 - 学校生活全体における言語環境を、望ましい状態に整えておく。 - 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等において言語活動の充実を図る。
(5)	子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実	① 物的環境を整え、その活用を図る。 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能を積極的に活用する。 (P 3 7 「学校図書館について」を参照) - 個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ICTを効果的に活用する。 (P 3 2 「情報化に対応する教育の推進」を参照) - 学習の経過や成果(学習の資料、子どもの作品等)が見える環境づくりに努める。 - 多様な学習の場(学習コーナー、多目的スペース、余裕教室等)の活用にも努める。 ② 人的環境を整え、その活用を図る。 - 学年や教科等でティーム・ティーチング等の指導体制を工夫する。 - 学習の目標に応じてゲストティーチャー等地域の人材を効果的に活用する。

関連資料

「主体的に学ぶ力を育む授業改善ハンドブック」

(県教育委員会 平成29年3月)

「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」

(国立教育政策研究所 令和元年6月)

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

(国立教育政策研究所 令和2年3月)

「学びの質を高める授業スタンダード」

(県教育委員会 令和2年3月)

「学びの質を高める授業スタンダード実践編」

(県教育委員会 令和3年3月)

2 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
 - (2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
 - (3) 郷土を愛する心を育む指導の充実
 - (4) 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指導体制の整備・充実	① 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育を展開する。 ▪ 道徳教育推進教師が中心となって、全教職員が参画・協力・分担していく校内体制の整備・充実を図る。 ▪ 校内で道徳科の授業を見合う機会や、授業実践や教材等を共有する場の確保に努める。
	道徳教育の基本方針を具現化する全体計画の整備と充実・活用	① 校長の方針の下、全教職員の参加と協力を得て、子どもや地域の実態等を考慮し、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえながら、学校独自の目標や指導の方針、重点内容項目を設定する。 ② 教育活動全体（各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等）で育成を目指す資質・能力の関連を明確にした全体計画を作成する。 ▪ 道徳教育の要としての道徳科の位置付けを明確にする。 ▪ 各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別業にして加えるなどして、年間を通して活用を図る。 ③ 全体計画はPDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。
(2)	全体計画に基づく道徳科の年間指導計画の作成と活用	① 各学年の目標、重点項目に応じた計画となるよう改善と充実を図る。 ② 主題の設定と配列を工夫する。 ▪ 子どもの実態と興味・関心等を考慮して設定する。 ▪ 道徳的価値の理解に基づいて自己を見つめるためのねらいを明確にする。 ▪ 行事や日常的教育活動との関連を考慮して配列する。 ③ 内容項目相互の関連性や発展性を踏まえ、道徳科の特質を生かし、計画的、発展的な指導が行われるよう、全体計画に基づいて工夫・改善を図り、その活用に努める。 ④ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する。 ⑤ 各時間の指導の概要等を明示する、授業の評価や反省等を記入する欄を設けるなどの工夫を取り入れ、活用・機能するよう努める。
	道徳科の指導の基本方針の明確化	① 道徳科の特質を生かした授業を工夫する。 ▪ 子どもの発達や個に応じた指導を工夫し、一人一人が道徳的価値に向き合い、自分との関わりの中で考えられるようにする。 ▪ 子どもの内面的な自覚を促す指導方法の工夫に努める。 ▪ 道徳上の問題や課題について考える問題解決的な学習、体験的行為や活動を適切に取り入れた学習等、多様な指導方法の工夫をする。 ② 基盤となる教師と子ども、子ども相互の信頼関係や温かい人間関係を築く。
	道徳科の特質を生かした学習指導の展開	① 年間指導計画を踏まえ、主題に対する明確な指導観をもつ。 ▪ ねらいや指導内容についての明確な考え（価値観） ▪ 主題に関する子どものこれまでの学習状況や実態と教師の願い（児童生徒観） ▪ 使用する教材の特質や取り上げた意図及び子どもの実態と関わらせた教材を生かす具体的な活用方法（教材観） ② 明確な指導観に基づき、道徳科の特質を十分考慮して、それに応じた学習指導の展開を図る。

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(2)	道徳科の特質を生かした学習指導の展開	<導入> - 道徳的価値に対する問題意識をもたせたり、教材への興味や関心をもたせたりするなど、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、生き方についての自覚に向けて動機付けを図る。 <展開> - 中心的な教材（いわゆる読み物資料等）によって、子ども一人一人がねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめることができるよう、発問を吟味しながら展開する。 <終末> - ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、学習を振り返り、道徳的価値を実現することのよさや難しさ等を確認したりして、今後の発展につなげるようにする。 ③ ねらい、子どもの実態、教材や学習指導過程等に応じて指導方法を工夫し、考えたり、議論したりする学習の充実に努める。 - 効果的な教材提示の仕方を工夫する。 - 発問については、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考える発問等、明確な意図をもって吟味する。 - 考えを出し合う、まとめる、比較するなど、目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう工夫する。 - 書く活動を位置付ける場合は、必要な時間を確保するとともに個別指導に生かすようにする。 - 動作化、役割演技等の表現活動を取り入れる場合は、その目的やねらい達成の見通しをもち、場面設定を明確にするなど、事前の準備と配慮をする。 - 明確な意図をもって板書を工夫することによって、その機能を十分に生かす。 - 説話をする場合は、話題の選択、内容の吟味、話の進め方やまとめ方等を明確な意図をもって工夫する。
(3)	郷土に関する地域教材の開発と活用	① 子どもの発達段階を踏まえ、道徳科のねらいに即して、郷土に関する魅力的な資料の収集と教材開発に努める。 - 地域の先人、民話や伝説、歴史、自然や風土等、郷土の素材に着目し、地域教材として積極的に取り上げ、保管、共有するよう努める。 ② 地域教材の有効な活用に努める。 - 主たる教材との併用も含め、効果的な活用の仕方を検討する。 - 年間指導計画に適切に位置付け、授業での活用を図る。
	家庭や地域社会との連携・協力体制の整備・充実	① 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、学校の実情に応じて家庭や地域の人々との交流の場を設定したりするなどして、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携・協力体制の整備・充実に努める。 ② 地域の豊かな体験活動や地域の人々との関わりを、道徳教育の視点で捉え直し、それらに含まれる道徳的な価値を明らかにして、道徳教育全体計画や年間指導計画に位置付ける。
(4)	学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握	① 年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、道徳科の学習活動における子どもの学習状況及び道徳性に係る成長の様子を的確に把握する。 「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」という点を重視し、個人内評価として見取る。 ② 評価の妥当性、信頼性等を担保するため、学校として組織的・計画的な評価を推進する。
	評価を生かした指導の改善	① 教師が自らの授業を振り返り、指導の改善につなげる。 - 子どもの学習の過程や成果などの記録、作文やレポートから、学習状況及び成長の様子を適切に捉え、指導に生かす。 - 授業を公開し、参観した教師やティーム・ティーチングの協力者等から評価を得る。

関連資料

「道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（小学校編）」

（県教育委員会 平成25年3月）

「道徳教育郷土資料にかかわる実践事例集（中学校編）」

（県教育委員会 平成25年3月）

「私たちの道徳」

（文部科学省HP掲載）

『私たちの道徳』 小学校 活用のための指導資料」

（文部科学省HP掲載）

『私たちの道徳』 中学校 活用のための指導資料」

（文部科学省HP掲載）

「道徳教育アーカイブ」

（文部科学省HP掲載）

「文部科学省委託 令和3年度道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 報告集」

（県教育委員会HP掲載）

3 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- 重点項目 (1) 自主的な態度を育てる学級活動の工夫
 (2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
 (3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
 (4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

重点項目	実践項目	実践事項									
(1) (4)	指導計画の改善、活用及び評価の工夫	① 特別活動で育成する資質・能力の重要な三つの視点について共通理解を図る。 <table><tr><td>人間関係形成</td><td>集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点</td></tr><tr><td>社会参画</td><td>よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点</td></tr><tr><td>自己実現</td><td>集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点</td></tr></table>	人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点	社会参画	よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点	自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点			
		人間関係形成	集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点								
		社会参画	よりよい学級・学校づくり等、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとする視点								
		自己実現	集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点								
② 「指導計画の作成における配慮事項」を押さえて、計画の改善を図る。 - 学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、子どもの発達の段階等を考慮する。 - 内容相互及び各教科等の指導との関連を図り、子どもによる自主的、実践的な活動が助長されるようにする。 - 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用等を工夫する。											
③ 特別活動の評価をする際の留意事項について共通理解を図り、指導計画や指導方法の改善に生かす。 - 具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする。 - 活動過程における子どもの努力や意欲等を積極的に認めたり、子どものよさを多面的・総合的に評価したりする。 - 子どもの自己評価や相互評価を、学習評価の参考資料として適切に活用し、学習意欲の向上につなげる。 - 児童会・生徒会活動やクラブ活動、学校行事における子どもの姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにする。											
(1)	自主的な態度を育てる学級活動の工夫	① 学級活動(1)と学級活動(2)(3)の内容・学習過程の違いと各活動の指導上の留意事項を共通理解して指導に当たる。 <table><tr><td>内容</td><td>学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画</td><td>学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現</td></tr><tr><td>学習過程例</td><td>ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り</td><td>ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り</td></tr><tr><td>指導上の留意事項</td><td> - 教師の適切な指導の下に、子どもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 - 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 - 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。 </td><td> - 年間指導計画により、子どもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 - 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。 </td></tr></table>	内容	学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画	学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現	学習過程例	ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	指導上の留意事項	- 教師の適切な指導の下に、子どもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 - 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 - 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。	- 年間指導計画により、子どもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 - 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。
		内容	学級活動(1)：学級や学校における生活づくりへの参画	学級活動(2)：日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 学級活動(3)：一人一人のキャリア形成と自己実現							
		学習過程例	ア 問題の発見・確認（「議題」の決定） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認（「題材」の確認） イ 解決方法等の話し合い ウ 解決方法の決定（「意思決定」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り							
		指導上の留意事項	- 教師の適切な指導の下に、子どもが諸問題を発見し、提案できるようにする。 「議題」は、学級全員が協働して取り組まなければ解決できないようなものにする。 - 一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で「合意形成」に向けた話し合いに臨むようにさせる。 - 少数意見も大事にし、他者の考え方を認め自分の考えをつなぎながら、「合意形成」を図ることができるようにする。	- 年間指導計画により、子どもに共通した問題として教師が「題材」を設定する。 「題材」に基づいた資料等から一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方、進路等の問題を確認し、取り組むべき課題を見いだせるよう工夫する。 - 話し合いを通して、相手の意見を聞いて、自分の考えを広げたり、課題について多面的・多角的に考えたりして、自分に合った解決方法を自分で「意思決定」できるようにする。							
② 学級活動(1)と学級活動(2)(3)に共通の指導上の留意事項について共通理解を図り、指導に当たる。 - 話し合い活動において、事前・事後指導を適切に行う。 「合意形成」や「意思決定」して決めたことについて、粘り強く実践できるよう、一連の活動を振り返って成果や課題を確認する場を設定する。											
③ 子ども一人一人についての理解を深め、教師と子ども、子ども相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、特にいじめの未然防止等を含め生徒指導との関連を図るようにする。											

重点項目	実践項目	実 践 事 項										
(2)	自治的な意識を高める児童会・生徒会活動の工夫	① 全教職員の共通理解と協力体制を確立する。 ② 児童会活動・生徒会活動の内容や基本的な学習過程を意識し、指導のねらいを明確にした活動内容を設定する。 <table><tr><td></td><td>児童会活動（小学校）</td><td>生徒会活動（中学校）</td></tr><tr><td>内 容</td><td>(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</td><td>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画</td></tr><tr><td>学 習 過 程 例</td><td>ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り</td><td>ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り</td></tr></table> ③ 異年齢集団による活動や交流の工夫に努める。 ④ 教師の適切な指導の下、子どもの自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする。 ⑤ 中学校において、地域のボランティア活動への参加、他校や地域の人々との交流等、学校外の活動の工夫に努める。			児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）	内 容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	学 習 過 程 例	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り
			児童会活動（小学校）	生徒会活動（中学校）								
内 容	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画										
学 習 過 程 例	ア 問題の発見、「議題」等の選定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り	ア 問題の発見・確認、「議題」の設定 イ 解決に向けての話し合い ウ 解決方法の決定（「合意形成」） エ 決めたことの実践 オ 振り返り										
(3)	児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫	① 活動の場所、安全面等クラブの設置における条件について学校全体で共通理解を図る。 ② 子どもの興味・関心に応じたクラブの設置に努める。 ③ クラブ活動のねらいを踏まえ、地域や学校の実態に応じて、適切な授業時数の設定に努める。 ④ 異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求できるように活動を工夫する。 ⑤ 教師の適切な指導の下、子どもの自発的、自治的な活動が効果的に展開されるように工夫する。 ■ 子どもの話し合いにより、具体的な活動の計画を立案し、楽しむ活動が実践できるように支援する。 ■ 成果の発表会等の場を設け、発表方法を工夫する。										
(4)	集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫	① 全教職員が各学校行事の目標や指導の重点等を共通理解し、協力的な指導体制を確立して、組織的に指導に当たる。 ② 「行事の意義の理解」、「計画や目標についての話し合い」、「活動目標や活動内容の決定」、「体験的な活動の実践」、「振り返り」といった基本的な学習過程を意識する。 ③ 全校又は学年の子ども同士が、集団の一員であることを自覚し、人と人との触れ合いやつながりを深めていけるようにする。										

関連資料

「学級・学校文化を創る特別活動 中学校編（指導資料）」

（文部科学省 平成 28 年 3 月）

「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（指導資料）」

（文部科学省 平成 30 年 12 月）

「小学校特別活動映像資料 学級活動」

（文部科学省 令和 4 年 10 月）

4 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- 重点項目**
- (1) 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
 - (2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
 - (3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
 - (4) 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	基礎的な運動の知識や技能を身に付けさせる指導の工夫	① 年間指導計画の改善・活用に努める。 ■ 子どもの心身の発達の特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度などを的確に把握する。 ■ 学校や地域の実態を踏まえる。 ■ 発達の段階に応じた系統性・発展性を考慮する。 ■ 適切な運動領域や運動種目を配置する。 ② 子どもの運動への意欲を大切にするとともに、運動の心身にわたる効果を理解させ、一人一人に運動の特性に触れた楽しさや喜びを味わわせるよう、指導方法の工夫に努める。 ■ 運動の特性を明らかにし、目標を明確にした単元の指導計画を立てる。 ■ 基礎的・基本的な運動の知識・技能を習得できるよう指導を工夫する。 ■ 一人一人の子どもが、能力に応じたためあてや課題をもてるように工夫する。 ■ 主体的に運動に取り組めるよう、学習過程や運動の場を工夫する。 ■ 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりすることができるよう工夫する。 ■ 子どもたちが有効に活用できるよう、学習カード等の改善に努める。 ③ 安全に関わる指導や、事前の調査及び安全点検を適切に行う。 ④ 評価の場面や方法を工夫し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。 ■ 学習の過程の適切な場面で評価を行う。 ■ 学習カード等を活用し、自己評価、相互評価を取り入れる。
	進んで運動を実践する習慣づくり	① 健康診断や新体力テスト等の結果から、体力低下や肥満傾向等の実態を踏まえ、一人一人が意欲をもって運動できるよう、内容や実施方法を工夫する。 ■ 子どもに体力の意義や必要性を理解させ、主体的・継続的に運動に取り組む指導に努める。 ■ 発育・発達に応じて多様な運動に取り組めるよう指導の工夫に努める。 ■ 適切な運動量を確保し、指導の工夫に努める。 ② 家庭や地域社会及び関係機関・団体の協力を得つつ、計画的・継続的な指導に努める。 ③ 学校の教育活動全体を通じて多様な運動に継続的に取り組む時間・場を設定するよう努める。 ④ 施設・設備、用具等を有効に活用し、子どもが日常的に運動できるよう配慮する。 ⑤ 安全に十分配慮するとともに、万一の事故に備えて救急体制を整える。

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(2)	保健教育の計画的・組織的な実践	① 全教職員の共通理解の下、学校保健計画の活用と見直しに努める。 ■ 心身の発育・発達の段階を考慮するとともに、生活習慣の状況や心の健康問題等について把握し、健康課題を明確にする。 ■ 教科等横断的視点に立った各教科等の関連を図る。 ■ 家庭や地域社会と一体となった学校保健委員会の設置と運営の強化を図る。 ② 保健教育においては、子ども一人一人に実践しようとする意欲をもたせるために、養護教諭等の協力を得て指導に当たるなど、指導方法や指導形態を工夫する。 ■ 健康診断、薬物乱用防止教室、性に関する講演会等は、各教科等と相互に関連させ計画的な取組をする。 ③ 保健教育と保健管理の評価を工夫し、明らかにされた問題点を指導計画や指導方法の改善に生かす。
(3)	望ましい食習慣の形成	① 家庭や地域、学校相互間との連携を図り、食生活をよりよくしようとする資質・能力を育成する。 ② 子どもや家庭・地域の実態を踏まえ、食に関する指導の全体計画を作成する。 ③ 食に関する指導は、全教職員の共通理解を図り、給食の時間を中心としながら、各教科等での指導を相互に関連させ、教育活動全体を通じて行う。 ④ 子どもや子どもを取り巻く環境の変化と活動状況の評価を行い、家庭や地域と課題を共有し、全体計画の改善に生かす。
(4)	安全教育の計画的・組織的な実践	① 全教職員の共通理解の下、学校安全計画・危機管理マニュアルの活用とPDCAサイクルによる見直しに努める。 ■ 事故の要因となる学校環境や、子どもの安全意識を把握し、安全に関する課題を明確にする。 ■ 学校環境や児童生徒等の状況に応じて、安全教育と安全管理の一体的な活動を展開する。 ■ 家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の連携体制づくりを図る。 ② 日常生活全般における安全確保のための必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成する。 ■ 地域の実態及び子どもの発達の段階を考慮しながら、系統的・体系的に安全教育を推進する。 ③ 事故等発生時における心のケアについて、校内体制を整え、保護者や関係機関等と連携を図り、組織的に支援する。 ④ 安全教育と安全管理の評価を工夫し、明らかにされた問題点を指導計画や指導方法等の改善に生かす。

関連資料

「防災・安全の手引（二訂版）」	（県教育委員会	平成26年3月）
「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」	（文部科学省	平成28年2月）
「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	（文部科学省	平成30年2月）
「食に関する指導の手引き」―第二次改訂版―	（文部科学省	平成31年3月）
『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	（文部科学省	平成31年3月）
「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	（文部科学省	平成31年3月）
「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	（文部科学省	令和2年3月）
「中学生用食育教材」	（文部科学省	令和3年3月）
「楽しさアップ!子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック」	（県教育委員会	令和4年3月）

5 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- 重点項目**
- (1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
 - (2) 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実
 - (3) 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実
 - (4) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	全教職員による協働的な指導体制づくり	① 生徒指導の意義について、次の2点の共通理解を図る。 ■ 子どもが、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動であるということ。 ■ 一人一人の子どもが、現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、自校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要であるということ。 ② 自校の子どもの実態に基づき、生徒指導上の課題を明確にして全体計画を作成し、指導方針や実践すべき内容、方法等を共通理解して同一步調で指導に当たる。 ■ 自校の教育活動全体を通じて、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の生徒指導の実践上の視点を意識した指導を行う。 ③ 計画的、継続的な指導や援助ができるよう、教職員一人一人の役割分担を明確にするとともに、実効性のある協働的な指導体制づくりに努める。 ④ 実践内容、生活目標等への取組状況を定期的に確認したり、内容や指導方法を見直したりする等、PDCAサイクルを機能させる。 ⑤ 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施するよう努める。 ⑥ 教職員の観察力・指導力を高め、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。 ⑦ 不登校児童生徒等に対しては、個々の状況に応じた支援や、多様で適切な教育機会の確保等を行う。
	学校、家庭、地域社会及び関係機関等との連携	① 家庭、地域社会、関係機関等との相互の協力関係を一層密にし、連携の強化を図る。 ■ 各種通信や訪問等を通し、子どもの理解や指導の在り方について、保護者と共通理解する。 ■ 地域懇談会や関係機関等との情報交換会等を通し、子どもの健全育成活動を推進する。 ■ 地域の活動等への参加を通し、地域社会との連携を密にするよう努める。 ② 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校間の情報交換や行動連携を密にし、連携の強化を図る。
(2)	学年・学級間の協力体制に基づく指導の推進	① 子どもの発達の特性や学校生活への適応の状況を把握する。 ② 学年・学級経営における生徒指導上の課題を共通理解する。 ③ 実践内容や指導の場を明確にし、学年・学級間で協力しながら指導、援助する。

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(2)	授業における生徒指導の充実	① 一人一人の子どもが、自己存在感を味わうことができるよう、学習過程、学習活動及び学習形態等を工夫するとともに、子どもの感じ方や考え方を十分理解し、一人一人の思いを大切に授業の実践に努める。 ② 共感的に理解し合う人間関係を築くことができるよう、教師と子ども及び子ども同士がよさや努力を認め合い、話し合える雰囲気づくりに努める。 ③ 一人一人の子どもが自己決定できるよう、自分で判断したり表現したりする場等を意図的に設定することに努める。 ④ 子どもの個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮する。
(3)	教育相談及び個に応じた指導の充実	① 教育相談の意義や役割について共通理解を図る。 ② 全ての子どもを対象とした教育相談体制の整備・充実を図る。 ■ いろいろな視点から子どもを観察し、一人一人の内面理解に努める。 ■ 学校生活に関するアンケートを定期的の実施し、その活用を図る。 ■ 子どもに関する情報を交換し合う場を設定する。 ■ 学級・学年にこだわらず、全教職員があらゆる機会を利用して相談に当たる。 ③ 個別指導の場を設定し、悩みを抱えた子どもに寄り添った指導や援助に努める。 ■ 出席状況や保健室の利用状況等、一人一人の子どもについての情報を具体的に把握する。 ■ 状況に応じて家庭訪問や電話訪問をする等、早期対応に努める。 ■ 一人一人の子どもの能力、特性及び家庭環境等に応じた指導に当たるよう努める。 ■ 特別な支援が必要と思われる子どもについては、慎重かつ迅速に実態を把握し、特別支援教育に関わる校内委員会を通じて保護者及び関係機関との連携を図りながら指導に当たるよう努める。 ④ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を効果的に活用する。 ⑤ 家庭、地域社会、教育相談関係機関及び関係学校との連携を図る。 （P 4 2、4 3「電話による教育相談等について」を参照）
(4)	いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底	① いじめの多くは大人の目から見えにくいところで起きていることから、子どもが主体的に参加する活動を推進するよう努める。 ② 「学校いじめ防止プログラム（年間計画）」にいじめの未然防止の取組を明示し、学校全体で組織的・計画的に取り組むとともに、学校評価を基に改善していくよう努める。 ③ いじめの事実があると思われるときは、ハートフルリーダー等を中心に、校内のいじめ対策組織でその有無を確認し、その結果を設置者に報告する。 ④ いじめ等に関する校内研修を実施し、自校のいじめ防止基本方針について、全教職員が共通理解する。 ⑤ いじめを積極的に認知し、組織的な対応を徹底する。

関連資料

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	(文部科学省 平成22年 3月)
「いじめの防止等のための基本的な方針」	(文部科学省 平成25年10月)
「子供に伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引～」	(文部科学省 平成26年 7月)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	(文部科学省 平成29年 3月)
「青森県いじめ防止基本方針」	(県教育委員会 平成29年10月)
「思いやりを育む安心できる学校づくり実践研究報告書集」	(県教育委員会 平成30年 3月)
「いじめ対策に係る事例集」	(文部科学省 平成30年 9月)
「いじめ対応の手引き」	(県教育委員会 平成31年 3月)
「ネット安全利用啓発リーフレット『インターネットでキズつけない！キズつかない！』」	(県教育委員会 令和元年 7月)
「居場所づくり・絆づくり調査研究実施報告書（県教育委員会ホームページ）」	(県教育委員会 令和 2年 3月)
「生徒指導提要」	(文部科学省 令和 4年12月)

6 キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

重点項目

(1) キャリア教育指導体制の整備・充実
(2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
(3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指導体制の充実と指導計画の作成	① キャリア教育の意義や目的等について共通理解を図る。 - 一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を進める。 ② 特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図り、子どもの実態を把握した上で、キャリア教育で育成したい資質・能力を明確にした体系的・系統的な全体計画を作成する。 ③ キャリア教育推進の組織を整備し、校内の指導体制の充実を図る。 - 進路指導主事やキャリア教育担当教員を中心に、全教職員の理解と協力の下、役割を明確にして計画的、組織的、継続的に指導に当たる。 ④ 学年ごとの年間指導計画を作成し、発達の段階に応じた指導の工夫に努める。 - 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉え直し、各活動の関連付けを図る。 - 時期、ねらい、指導内容及び指導方法等を明確にする。 - 指導内容の重点化を図る。 ⑤ 日常的教育活動を通して、子どもの変容の過程を的確に捉え、指導内容及び指導方法の改善・充実を図る。
(2)	現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実	① 子どもが現在及び将来の生き方を考え、進路を見いだすために、家庭への情報の提供や面談等を通して保護者との連携を図る。 ② 自己の特性についての理解を深めることができるよう、適切に支援する。 - 一人一人の子どもの支援に役立つように、各種調査、適性検査、観察等の結果を個人資料としてまとめ、適切に活用する。 - 進路情報の収集・整理に努め、有効に活用する。 ③ 子どもの能力・適性に応じたキャリア・カウンセリングを計画的、継続的に進める。 - 一人一人の子どもが主体的に自己の進路を選択することを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
(3)	学校や地域等の実態に応じたキャリア教育の充実	① 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育を充実させる。 ② 校種間や地域社会等と連携を図ったキャリア教育を充実させる。 - キャリア教育で育成したい資質・能力を念頭に置いて、事前・事後指導を含めて計画的、系統的に取り組む。 - 一人一人のキャリア形成と自己実現のために、キャリア・パスポートを活用し、校種間における系統的な指導を進め、子ども理解を深めていく。 - 地域社会、企業等と連携を図り、職場体験活動等の体験的活動の充実を図る。 - 一人一人の子どもが、自分自身のよさ、興味・関心等、多面的・多角的に自己理解を深めることができるようにする。

関連資料		
「小学校キャリア教育の手引き(改訂版)」	(文部科学省	平成23年 5月)
「中学校キャリア教育の手引き」	(文部科学省	平成23年 5月)
「キャリア教育を創る」	(文部科学省	平成23年11月)
「キャリア教育の指針<総論編>」	(県教育委員会	平成24年 3月)
「キャリア教育を『デザイン』する」	(文部科学省	平成24年 8月)
「キャリア教育の指針<実践編>」	(県教育委員会	平成26年 3月)
「キャリア教育が促す『学習意欲』」	(文部科学省	平成26年 3月)
「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』」	(文部科学省	平成27年 3月)
「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育」	(文部科学省	平成28年 3月)
「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」	(県教育委員会	令和元年12月)
「キャリア形成育成プログラム指導事例集」	(県教育委員会	令和 3年 3月)

7 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- 重点項目 (1) 校内支援体制の充実
(2) 個別的教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
(3) 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
(4) 交流及び共同学習による相互理解の促進

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	校内支援体制の充実	① 校内委員会を中心とした全校的な支援体制を確立する。 ② 特別支援教育コーディネーターは、保護者や学級担任、関係機関との窓口となり連携の中心となるとともに、校内委員会が組織的に機能するよう努める。 ③ 校内委員会では、特別な配慮を必要とする子どもの実態把握、支援内容・方法、学びの場について検討し、柔軟な見直しに努める。 ④ 特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるため、全教職員による研修の機会をもつ。 ・障害についての理解と二次的な問題の予防に努める。 ・特別な教育的支援が必要な子どもの実態把握の方法について理解を深める。 ・子どもの実態に応じた効果的な指導方法について共有するよう努める。
(2)	個別的教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実	① 障害のある子ども等については、個別的教育支援計画を作成し、効果的に活用する。特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子ども全員について作成する。 ・保護者や関係機関と連携して子どもの実態を把握する。 ・本人及び保護者の願いや将来の希望を把握するほか、合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。 ・家庭や関係機関と綿密に連携し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど互いの役割を明確にする。 ・実施状況を適宜評価し改善を図る。 ② 保護者の同意を得た上で、進学先や関係機関への情報提供を行い、指導や支援を継続していく。 ③ 就学の時期、学校の移行期、社会への移行期では関係者による支援会議等を行い、共通理解を図るとともに、緊密な連携を取り、支援のネットワークの構築と強化を図る。
(3)	個別の指導計画の作成と活用による指導の充実	① 障害のある子ども等については、個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子ども全員について作成する。 ・子どもの実態を把握し、支援が必要と思われることを明確にする。 ・保護者及び関係者の情報を収集した上で、個に応じた指導目標や指導内容及び指導方法を校内委員会で検討する。 ・実施状況を適宜評価し改善を図る。 ② 一人一人の子どもの障害の状態等に応じた指導の充実を図る。 ・子どもの資質・能力を高めるための手立てを工夫する。 ・指導方法や指導体制の工夫・改善を進める。 ・教材・教具を工夫したり開発したりする。 ・コンピュータ等の教育機器を効果的に活用する。
(4)	交流及び共同学習による相互理解の促進	① 障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。 ・学校、子ども、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、共通理解を図る。 ・学校全体で組織的に取り組む体制を整える。 ・年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。 ・活動のねらいの達成状況、子どもの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。 ② 子どもの状況や地域の実情に応じて、相互理解を深めるための交流内容や方法について工夫に努める。 ・特別支援学級と通常の学級との交流、学校間交流、居住地校交流、地域交流等、様々な方法を取り入れる。

関連資料

- 「特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～」(県教育委員会 平成27年3月)
 「青森県教育支援ファイル『個別的教育支援計画』及び『個別の指導計画』作成の手引き改訂版」(県教育委員会 平成30年3月)
 「特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために～青森県教育支援ファイル(個別的教育支援計画及び個別の指導計画)の活用～」(県教育委員会 平成31年1月)
 「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省 平成31年3月)
 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省 令和2年3月)
 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)

8 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境や人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- 重点項目**
- (1) 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
 - (2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫
 - (3) 環境にかかわる体験活動の充実

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	体制づくりと指導計画の作成	① 環境教育の意義について共通理解を図る。 ■ 環境や環境問題に関心をもち、環境と人間の関わりについて理解を深めることのできる子どもの育成に努める。 ■ 自然を大切にする心を育て、環境の保全に配慮しようとする実践的な態度の育成に努める。 〈小学校における環境教育のねらい〉 〈中学校における環境教育のねらい〉 ■ 環境に対する豊かな感受性の育成 ■ 環境に対する豊かな感受性や探究心の育成 ■ 環境に関する見方や考え方の育成 ■ 環境に関する思考力や判断力の育成 ■ 環境に働きかける実践力の育成 ■ 環境に働きかける実践力の育成 ② 環境教育を通して育成したい資質・能力(「環境教育指導資料」参照)を明確にし、全体計画を作成する。
(2)	地域の環境の実態に即した指導の工夫	① 子どもの実態を多面的に把握し、それにふさわしい教材を選択、開発するとともに、実態に即した指導を工夫する。 ■ 子どもの興味・関心に応じて課題研究等を取り入れる。 ■ 環境を捉える視点(「環境教育指導資料」参照)を意識するよう指導する。 ■ 教育委員会や関係各機関から提供されている資料の活用を図る。 ② 地域の特性を生かした指導を展開する。 ■ 地域環境を教材化したり、地域の人材や施設を活用したりする。 ■ 地域の伝統、文化や自然に触れる体験活動を通して、郷土愛を育むとともに自然のすばらしさや大切さを感じさせる。 ③ 多様な学習活動の展開や学習環境の整備を図る。 ■ コンピュータやマスメディア等を積極的に取り入れるようにする。 ■ 活動の状況や学習の成果が分かるよう校内掲示の方法を工夫する。
(3)	環境に関わる体験活動の充実	① 直接的な体験活動を重視する。 ■ 身近な自然に触れ、直接体験させることによって、環境に関する事象に向き合わせる。 ■ 子どもの発達段階に応じて、観察、実験、調査、見学、実習等の体験的な学習を積極的に取り入れるとともに、事前・事後指導の充実を図る。 ② 学校と家庭、地域社会とが相互に連携協力を図り、学びや体験を充実させる。 ■ 学校で学んだことを、家庭や地域の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向けた実践力を身に付けさせる。 ■ 社会教育施設やNPO、企業等の外部人材に協力を求めたり、地域の環境保全活動等へ積極的に参加させたりするなど、地域の環境に関わる学びを深めさせる。

関連資料

「環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)」	(国立教育政策研究所 平成26年10月)
「北東北三県共通環境ワークブック」	(青森県・青森県教育委員会、秋田県・秋田県教育委員会、岩手県・岩手県教育委員会 平成27年7月)
「環境教育指導資料(中学校編)」	(国立教育政策研究所 平成28年12月)
「かがやけ!みんなのエネルギー」	(資源エネルギー庁 令和元年12月)
「わたしたちのくらしとエネルギー」	(資源エネルギー庁 令和元年12月)
「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」	(環境省HP 令和3年4月)
「小学生のための放射線副読本～放射線について学ぼう～」	(文部科学省 令和3年10月改訂(令和4年一部修正))
「中学生・高校生のための放射線副読本～放射線について考えよう～」	(文部科学省 令和3年10月改訂(令和4年一部修正))
「環境教育・ESDの推進」	(環境省 令和4年9月)

9 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- 重点項目 (1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
(2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
(3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

重点項目	実践項目	実 践 事 項
(1)	郷土の文化、伝統等の理解	① 郷土理解についての教育の意義を全教職員で共通理解し、学校の実態に即して計画的に進める。 ② 郷土に対する愛着と誇りをもたせるよう工夫する。 - 自然・歴史・文化等に関心をもたせるよう、郷土に関する教材の開発や活用を進める。 - 地域の行事への積極的参加を促す。 - 地域の人材や資料館等の活用に努める。 - 我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付かせ、広い視野で郷土を見つめさせるよう努める。
(2)	外国語を通じたコミュニケーションを図る資質・能力の育成	① 確かな英語力を身に付けさせるために、「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標を設定・共有・活用する。 - 子どもにどのような英語力が身に付くか、英語を用いて何ができるようになるか、あらかじめ明らかにし、そうした情報を子どもや保護者と共有することで授業のねらいを明確にする。 「言語を用いて何ができるようになるか」という観点から評価することで子どもの到達度を正確に把握し、指導と評価の一体化とその改善につなげる。 ② 実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合わせるために、言語活動を実施する。 - コミュニケーションの「目的・場面・状況」を明確に設定したり、工夫したりする。 「聞くこと」などのインプットの活動から「話すこと」などのアウトプットの活動の流れを大切にする。 ③ 指導の充実を図るために、パフォーマンステストを実施する。 - 面接・スピーチ・エッセイ等のパフォーマンステストを授業に取り入れる。 - ペーパーテストの結果だけでなく、パフォーマンスの評価も取り入れ、多面的で多角的な評価を行う。 ④ 授業を実際のコミュニケーションの場面とするために、教師自らが英語に慣れ親しむ姿を示すとともに、子どもの実態に応じた英語をなるべく多く話すよう心がける。
(3)	異なった文化や習慣をもつ人々との交流	① 国際交流を学校の実態に即して進めるよう努める。 - 諸外国の人々との交流及び作品や情報の交換等を通して、国際的視野を広げるよう努める。 - 地域に暮らす外国人や外国生活経験者等の参加や協力を得て、講演や文化の紹介等、行事や活動する場の工夫に努める。 ----- ① 日本語指導が必要な子どもが学校にいる場合は、日本語指導をはじめ特別な指導を実施する。 - 日本語指導が必要な子どもが受け入れられるように、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」等の教育を実施するように努める。 - 日本語指導が必要な子どもに対しては、一人一人に応じた「特別の教育課程」を編成・実施することが可能なことを共通理解する。 - 日本語指導が必要な子どもへの指導に当たっては、関係機関や地域人材の活用とその組織化に努める。

関連資料

「小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック」
 「中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック」
 「外国人子ども受入れの手引き 改訂版」
 「青森県英語教育改善プラン」

(文部科学省 平成29年7月)
 (県教育委員会 平成30年3月)
 (文部科学省 平成31年3月)
 (県教育委員会 令和4年4月)

10 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- 重点項目**
- (1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
 - (2) 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
 - (3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
 - (4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

重点項目	実践項目	実 践 事 項						
(1)	全校体制による 情報教育の推進	① 情報活用能力を構成する資質・能力について、全教職員で共通理解を図る。 〈情報活用能力を構成する資質・能力〉 <table><tr><td>知識及び技能</td><td>情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能</td></tr><tr><td>思考力、判断力、表現力等</td><td>複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力</td></tr><tr><td>学びに向かう力、人間性等</td><td>情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に体系的に参画し、その発展に寄与しようとする態度</td></tr></table>	知識及び技能	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能	思考力、判断力、表現力等	複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力	学びに向かう力、人間性等	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に体系的に参画し、その発展に寄与しようとする態度
		知識及び技能	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等の理解及び情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能					
思考力、判断力、表現力等	複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力							
学びに向かう力、人間性等	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に体系的に参画し、その発展に寄与しようとする態度							
(2)	ＩＣＴの適切な活用	② 日常の教育活動の中で、ＩＣＴの適切な活用・管理について、全校の体制づくりに努める。 ▪ 学習の基盤となる情報活用能力を効果的に育成するため、発達の段階や各教科等の学習内容と関連付け、系統的、体系的な年間指導計画の作成に努める。 ▪ プログラミング教育のねらいを実現するため、プログラミングを通して付けたい力を明らかにし、指導内容を教科等横断的に配列するなど、計画的、組織的な取組を図る。 ▪ 校内コンピュータ運用・管理規定などの「学校情報セキュリティポリシー」を整備するとともに、全教職員で共通理解を図る。 ③ 情報教育を計画的・継続的に推進していくための校内研修体制の整備・充実に努める。 ▪ 一人一人の教師が、ＩＣＴ活用や情報モラルなどを指導する能力を身に付けるために、県や市町村教育委員会等が実施する研修会に積極的に参加し、その研修内容を校内で伝達するなど、校内研修の充実に努める。 ▪ 全教職員がＩＣＴ機器を身近な道具として教育活動に積極的に活用するよう努める。 ① 各教科等において育成すべき資質・能力を身に付けさせるために、ＩＣＴを適切に活用した学習活動の充実に努める。 ▪ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。 ▪ 各教科等の特質やＩＣＴを活用する利点等を踏まえながら、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴを効果的に組み合わせる。 ② 個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、ＩＣＴを効果的に活用する。 ▪ 子どもの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、重点的な指導や指導方法・教材等の提供・設定を行う。 ▪ 子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等、個に応じた学習活動や課題に取り組む機会を提供する。 ▪ 子ども同士、あるいは地域住民をはじめとする多様な他者と協働する。						

重点項目	実践項目	実践事項
(3)	情報通信ネットワーク等を活用した学習の推進	① 情報通信ネットワーク等を生かした指導方法を工夫し、協働型・同時双方向型の新しい学びの推進に努める。 ▪ 学校間の交流学习や合同授業及び遠隔地の外部人材の支援を受けた授業等、遠隔教育の推進に努める。 ▪ 遠隔教育の実施に必要なＩＣＴ機器及びネットワークの環境整備に努める。 ▪ 図書館等の社会教育施設や他の文化・教育・研究施設等にアクセスして情報を収集し活用する等、多様で弾力的な学習活動の展開に努める。
(4)	情報モラルに関する指導の充実	① 子どもが情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けられるようにする。 ▪ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる。 ▪ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる。 ▪ 情報には自他の権利があることを考えさせる。 ▪ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる。 ▪ 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる。 ▪ 健康を害するような行動について考えさせる。 ② 教科等横断的な視点に立ち、学校を挙げて情報モラル教育に体系的に取り組む。 ▪ 「情報モラル指導モデルカリキュラム表」(文部科学省)等を参考にしながら系統的なカリキュラムを作成し、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導をする。 ▪ 情報教育の年間指導計画の中に情報モラルの項目を設定し、指導事項や指導内容を位置付ける。 ▪ 情報技術やサービスの変化、子どものインターネットの使い方の実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、適切に指導する。 ▪ 将来の新たな機器やサービス、あるいは危機の出現にも、子ども自身が適切に対応できるようにする。 ③ 情報モラル教育を推進するために、家庭・地域社会・関係機関との連携を図る。 ▪ 情報機器の使い方によっては、トラブルの加害者にも被害者にもなり得るという危機感を保護者と共有するため、犯罪等の情報提供を積極的に行う。 ▪ フィルタリング等による機能制限や、「家庭のルール」を子どもと約束することの重要性の理解を継続的に促す。 ▪ 情報関連企業等(NPOや携帯電話事業者、警察等)の外部講師を活用する。 ▪ 視聴覚教材、パンフレット、コンテンツ等を活用する。

関連資料

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」	(文部科学省 平成19年5月)
「21世紀を生き抜く児童生徒の情報活用能力育成のために」	(文部科学省 平成27年3月)
「情報モラル実践事例集」	(文部科学省 平成27年6月)
「小学校プログラミング教育の手引(第三版)」	(文部科学省 令和2年2月)
「遠隔教育システム活用ガイドブック(第2版)」	(文部科学省 令和2年3月)
「インターネットにつなぐとき守ってほしい、大切なこと」	(文部科学省 令和2年6月)
「教育の情報化に関する手引(追補版)」	(文部科学省 令和2年6月)
「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ(2021年版)」	(文部科学省 令和3年2月)
「遠隔教育システム活用ガイドブック(第3版)」	(文部科学省 令和3年3月)
「インターネットトラブル事例集(2022年版)」	(総務省 令和3年3月)
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」	(文部科学省HP掲載)
「StuDX Style」	(文部科学省HP掲載)

11 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- 重点項目**
- (1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
 - (2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
 - (3) 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
 - (4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
 - (5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

重点項目	実践項目	実践事項
(1)	指標を踏まえた研修の推進	① 県教育委員会が定めた指標及び研修計画について、校内研修や職員会議等、多様な機会を捉えて取り上げ、趣旨や内容等の周知に努める。 ② 指標を自らの資質を向上させる手がかりと捉え、積極的に研修に取り組むよう努める。 ▪ 個々の教員が自らの成長段階や職責、経験、適性に応じて、校外の研修に積極的に参加し、校内研修の充実に生かす。 ▪ 同僚とともに、日々の実践の中で、日常的に学び合う職場内研修の充実を図る。
(2)	校内研修体制の充実	① 教育専門職としての資質を高めるため、幅広く、調和のとれた研修ができるよう、教育活動全体を踏まえながら、研修計画を工夫する。 ▪ 各教科等の研修を更に充実させるとともに、今日的な教育課題にも対応した研修の推進に努める。 ② 全教職員が組織的にそれぞれの役割を果たしつつ、日常的に学び合い、指導力を高め合えるような体制づくりに努める。 ▪ 研修部会、学年部会、教科部会等の連携を図り、成果や課題の共有に努める。
(3)	教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を生かした研究の充実	① 教育要領・学習指導要領の趣旨や内容について共通理解を図るとともに自校の校内研究に生かすよう努める。 ② 学校種間の教育内容等の理解を深め、系統性・発展性を踏まえた校内研究に努める。
(4)	実践的研究計画の明確化	① 目指す子ども像の実現や学校の教育課題解決に向け、教育目標の達成を目指す研究を推進する。 ② PDCAサイクルを働かせて、研究計画の整備と充実を図る。 ▪ 研究主題、研究目標、研究仮説、研究内容、研究方法の具体化を図る。 ▪ 各種調査及び県学習状況調査等の結果の分析を行い、その結果について全教員で共通理解を図り、指導上の課題を明らかにして、自校の実態に応じた指導の工夫改善に生かす。 ▪ 研究の系統性等を明らかにし、計画的に研究内容の焦点化・重点化を図る。

重点項目	実践項目	実践事項
(4)	実践的研究の深まりと日常化	① 授業研究会が授業改善に向けたものとなるようにし、研究の充実を図る。 ■ 研究協議の観点を明確にし、研究の焦点化に努める。 ■ 子どもの変容に焦点を当てた研究協議に努める。 ② 研究計画の見直しや改善に努め、研究の深化を図る。 ■ 解決されたこと、残された問題等を整理・分析し、研究仮説等の見直しに努める。 ■ 子どもの変容を具体的に捉え、研究の成果の累積に努め、その後の実践に生かしたり、研究計画の確認・見直しを行ったりする。 ③ 日常の授業において、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の視点を踏まえながら、研究仮説の検証に努める。 ■ 小学校においては、パイロット教科等の研究を他教科の指導に生かすよう努める。また、中学校においても、他教科の研究実践を参考にしながら教科の指導に生かすよう努める。 ■ 見せ合い授業や授業の公開、参観等を積極的に取り入れる。
(5)	特色ある教育活動の研究	① 子どもや地域の実態、学校で積み重ねられてきた伝統等を考慮し、創意工夫を生かした特色ある教育活動の研究に努める。 ② 地域の教育資源や学習環境について具体的に把握するとともに、学校間での情報共有に努める。 ③ 地域社会との連携を深め、地域の教育資源の活用に努める。 ■ 授業等で地域の人材の活用を工夫する。 ■ 地域素材の教材化に努める。 ■ 学校と地域の協働による教育活動の充実に努める。 ④ いじめや不登校等の生徒指導上の課題、危機管理、道徳教育、特別支援教育、キャリア教育、情報教育の推進などの今日的な教育課題に対応した研修を深める。

関連資料

オンライン講座「校内研修シリーズ」

(独立行政法人教職員支援機構HP掲載)

オンライン講座「研修プランシリーズ」

(独立行政法人教職員支援機構HP掲載)

○総合的な学習の時間について

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指し、子どもや学校、地域の実態等に応じて創意工夫するよう努める。

1 資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成に努める。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解できるようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

2 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努める。

- (1) 学習過程を探究的にする。
 - 【課題の設定】体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
 - 【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする。
 - 【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
 - 【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。
- (2) 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にする。
 - 教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動等、他者と協働し課題を解決する学習活動を適切に位置付ける。
 - 思考ツールの活用等を通して、「考えるための技法」を身に付けさせるとともに、情報を整理したり、分析したりして思考する学習活動を充実させる。
 - 言語により分析し、まとめたり表現したりする言語活動を取り入れる。
 - 新たな課題につながるようなまとめと振り返りを工夫する。
 - 計画的に学習の進行状況を把握する。
 - 子ども自身が気付いていないよさを伝えるなどして、次の活動への意欲を高める。
 - 探究の過程でICTを有効に活用させる。

3 「主体的・対話的で深い学び」の実現のためのカリキュラム・マネジメントの充実に努める。

総合的な学習の時間が、各学校の教育課程編成において、特に教科等横断的なカリキュラム・マネジメントという視点から、極めて重要な役割を担うことになる。そのため、総合的な学習の時間におけるカリキュラム・マネジメントの充実について検討し、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るよう努める。

- (1) 全体計画に関して、以下の点に留意し見直しを図る。
 - 総合的な学習の時間の目標の設定に当たっては、学校教育目標を確認し、その関連を意識する。
 - 全体計画の中心となる三要素を明らかにする。
 - 【各学校において定める目標】
 - 【目標を実現するにふさわしい探究課題】
 - 【探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力】
- (2) 年間指導計画に関して、以下の点に留意し見直しを図る。
 - 子どもの学習経験に配慮する。
 - 季節や行事など適切な活動時期を生かす。
 - 各教科等との関連を明らかにする。
- (3) 総合的な学習の時間の評価の充実に努める。
 - どのような資質・能力が育まれているのか、何を学び取っているのかを、多様な評価と過程の評価を意識して行い、それを指導に役立てる。
 - 目標及び内容、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行う。
- (4) 総合的な学習の時間を支えるための体制づくりに努める。
 - 指導体制と運営体制の整備、校内研修の充実に努める。
 - 授業時数の確保と弾力的な運用に努める。
 - 学習空間を確保し、学校図書館・ICT環境等、学習環境の整備に努める。
 - 外部との連携の構築に努める。

関連資料

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」

（文部科学省 令和 3年 3月）

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編）」

（文部科学省 令和 4年 3月）

○ 学校図書館について

子どもの言葉、感性、表現力、創造力の啓発や、適切な情報活用能力の育成を目指し、一人一人の子どもが進んで学校図書館を利用し、活用できるように努める。

1 学校図書館の利用とその機能の活用についての体制づくりの整備・充実を図る。

- (1) 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の意義について全教職員が共通理解する。
- (2) 教育課程の展開に寄与し、子どもの健全な教養を育成するという学校図書館の目的を踏まえ、教育活動における学校図書館の位置付けを明確にし、各種計画を作成する。
- (3) 学校図書館の運営に関わる教職員（校長等の管理職、司書教諭や一般の教員等）がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組む。
- (4) 学校図書館の運営に関わる教職員の資質向上を図るため、各種研修会への積極的な参加や情報交換に努める。
- (5) 学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標である学校図書館図書標準の達成に努める。
- (6) 学校図書館の資料や利活用についての評価を、学校評価の一環として組織的に行い、結果に基づいて改善・充実に努める。

2 授業への活用を図る。

- (1) 子どもの自主的・自発的かつ協働的な学習活動の支援に必要な図書や資料を計画的に整備する。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各教科等の授業における言語活動や問題解決的な学習、探究的な学習の中に、学校図書館の計画的利用を位置付ける。
- (3) 学校図書館担当教諭（司書教諭等）と連携した授業を工夫する。

3 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図る。

- (1) 子どもが気軽に利用できるような環境整備に努める。
 - 配架地図や館内サイン、書架の見出しを工夫し、明るく魅力的な環境づくりをする。
 - 利用時間を十分に確保できるように、開館時間に配慮する。
 - 図書館資料の整理に努め、誰もが利用しやすいよう、図書目録を整備する。
 - 学校図書館の他に余裕教室やオープンスペース、学級文庫への分散配架をするなどの工夫をする。
- (2) 本に興味をもたせ、楽しさを味わわせるための時間を確保し、手立てを工夫する。
 - 季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置等により、子どもの読書意欲や学習意欲を喚起する。
 - 朝の読書や読み聞かせ、ブックトークやアニメーション等の取組を日常の教育活動に取り入れるよう配慮する。
 - 学校図書館祭り、読書週間、お話会、図書新聞の発刊、新刊紹介、ストーリーテリング、パネルシアター等を実施する。
- (3) 興味・関心及び発達の段階を考慮した図書及び資料の整備・充実に努める。
 - 本と子どもとの出会いの機会を多く作るために、子どものニーズや蔵書構成の調和に配慮しながら、多様なジャンルの本を整備する。
 - 子どもが良書に触れられるよう、学年別や分野別等の配列を工夫する。
 - 模型や実物、子どもの作品等の学習成果物を資料として展示・掲示する。
- (4) 雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワークを介して得られる情報コンテンツ等のネットワーク情報資源）等、図書以外の資料の整備に努める。

4 家庭や地域社会及び公立図書館と連携し、読書環境づくりに努める。

- (1) 読書活動に家庭や地域のボランティアの協力を得るなど、学校図書館の運営を工夫する。
- (2) 地域の実情に応じて、学校図書館の開放に努める。
- (3) コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用により、他の学校図書館や公立図書館等との連携に努める。
- (4) 地域の図書館を進んで利用するように働きかける。

関連資料

「学校図書館 活性化マニュアル ～できることから始めよう～」

（県教育委員会 平成25年3月）

「学校図書館ガイドライン」

（文部科学省 平成28年11月）

「青森県子ども読書活動推進計画（第四次）」

（県教育委員会 令和2年2月）

「『みんなで使おう！学校図書館』リーフレット」

（文部科学省HP掲載）

「図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～（学校図書館）」

（文部科学省HP掲載）

○ 複式教育について

家庭及び地域社会との連携を図りながら、小規模学校・少人数学級の特性を生かした運営をすることにより、一人一人の子どもの個性や思考力・判断力・表現力等の能力を伸ばすとともに、社会性の伸長を図るよう努める。

1 少人数の特性を生かした学校経営、学級経営に努める。

- (1) 少人数の特性を生かしながら、個に応じた指導の充実を図る。
- (2) 家庭や地域社会との連携を深め、学校内外における子どもの生活や体験が充実するよう工夫する。
- (3) 積極的に他校と連携し、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用も考慮して交流学习の充実を図る。

2 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科、教材の特性を生かしながら、地域や子どもの実態を考慮した年間指導計画を作成する。

- (1) 複式学級の形態や教科、教材の特性に応じて、異内容指導、同内容指導等の指導方法を検討し、年間指導計画の工夫改善に努める。
- (2) 学年別指導を効率的に行えるよう、学習内容の系統性を踏まえて単元の配列を工夫する。
- (3) 教科、教材によっては、3個学年以上の合同学習にも配慮する。
- (4) 地域の豊かな自然環境や社会環境等を教材化し、体験的な学習や問題解決的な学習等に生かすよう努める。

3 効果的な指導方法を工夫する。

- (1) 一人一人の子どもに役割や課題をもたせ、互いに認め合いながら自主的に活動したり表現したりする場の設定を工夫する。
- (2) 間接指導時に子どもが個性や能力に応じて自力解決できるよう、直接指導において課題を明確にし、解決の見通しをもてるような工夫を図る。
- (3) 直接指導と間接指導の相互の関連を重視し、「ずらし」と「わたり」を効果的に活用して学習指導を進める。
- (4) 学級の人数やねらい、学習内容等に応じて学習形態を工夫し、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の効果的な活用を図る。
- (5) 少人数の特性を生かして、きめ細かな実態把握をし、学習の方法・手順・話合いの仕方等が身に付くよう支援に努める。
- (6) 学習リーダーやガイドを育成し、主体性の向上及び間接指導の充実に努める。（「平成29・30年度指導資料集第39集『へき地・複式教育ハンドブック』（一般編）」P43を参照）
- (7) 対話的な学びの充実や、社会性、向上心、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (8) 他学級の担任や支援員等との連携を図り、効果的な指導体制の構築に努める。

4 複式の学習指導についての研修を深める。

- (1) 校内研修を計画的、継続的に進める。
- (2) 近隣の学校と授業公開や情報交換をし、研修の充実を図る。
- (3) 校外研修の機会を積極的に利用し、先進校の資料収集や取組状況の把握に努め、指導方法の改善を図る。

関連資料

「平成21・22年度指導資料第35集『へき地・複式教育ハンドブック』（授業実践編）」	（県教育委員会 平成23年3月）
「平成23・24年度指導資料第36集『へき地・複式教育ハンドブック』（算数科編）」	（県教育委員会 平成25年3月）
「平成25・26年度指導資料第37集『へき地・複式教育ハンドブック』（国語科編）」	（県教育委員会 平成27年3月）
「平成27・28年度指導資料第38集『へき地・複式教育ハンドブック』（社会科・理科・生活科編）」	（県教育委員会 平成29年3月）
「平成29・30年度指導資料第39集『へき地・複式教育ハンドブック』（一般編）」	（県教育委員会 平成31年3月）
「令和2・3年度指導資料第40集『へき地・複式教育ハンドブック』（事例編）」	（県教育委員会 令和4年3月）

小・中学校学校訪問実施要項

1 目 的

県教育委員会、東青教育事務所、管内各市町村教育委員会の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内学校教育の現状と教育的課題、教育課程実施上の諸問題を把握するとともに、その解決のために指導・助言し、管内学校教育の充実と水準の向上を図る。

2 学校訪問における指導の重点

各学校の実態に即して前掲（P15～P38）の「Ⅰ方針」「Ⅱ重点」を主な観点として訪問を行う。

3 方 法

訪問については、管内各町村教育委員会教育長及び各校長の要請を受けて実施する。
また、青森市立小・中学校への訪問については青森市教育委員会との協議の上で行う。

（1）計 画 訪 問

項 目	内 容
目 的	① 学校経営、学年経営、学級経営等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて指導・助言をする。 ② 教育課程の編成・実施・評価等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて指導・助言をする。 ③ 学習指導全般、生徒指導、学校保健、学校安全、食育、キャリア教育等にかかわる諸問題の把握と指導・助言をする。
期 間	① 5月から7月までを原則とする。 ② 1校につき1回の訪問とする。
日 程	当日は、次の内容を参考の上、各学校の実情に合わせて訪問の成果が上がるように日程を計画する。 ① 学校経営、教育課程編成・実施等についての話し合い - 学校課題、経営方針等 学校課題解決のための具体的計画や対策・実践 - 教育課程の編成・実施・評価等 - 学習指導（各種調査結果の分析及び対策等） - 生徒指導 - その他についての重点的な実践 - 内研修計画、日常化への具体的方策 ② 一般授業参観 - 計画訪問時の授業は、一般授業のみの実施でよいが、できるだけ教科等の偏りがないように配慮する。 - 小学校においては、外国語活動・外国語科のうち、いずれかの授業を含む。（ただし、集中授業を設定したり、別途要請訪問を計画している場合には、必ずしも一般授業に含む必要はない。） - 複式学級のある学校は、複式の授業を含む。 - ティーム・ティーチングや少人数指導を実践している学校は、その授業を含む。 ③ 全体会 - 東青教育事務所の「指導の方針と重点」について説明する時間（20分位）を設定する。 - 集中授業を行う場合は、全体会から研究協議を切り離し、全体会終了後に研究協議会を行うよう配慮する。 ④ 分科会 - 一般授業参観を踏まえ、教科等における課題や方策、具体的な手立て等について理解を深める話し合いとする。

項 目	内 容
準備する資料	以下の諸計画の閲覧をする。 ▪ 学校経営案、学年・学級経営案、学校評価に係る資料 ▪ 全体計画及び年間指導計画等（各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、キャリア教育、特別支援教育、学校保健、学校安全、食育、小学校スタートカリキュラム 等） ▪ 学校いじめ防止基本方針 ▪ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画（対象となる児童生徒がいる場合） ▪ 研修計画に基づく具体的な実践計画 ▪ 各学年の日課表及び週時程表
資料の送付	① 校内において実施計画案ができ次第、授業者及び教科等を速やかに学校訪問担当指導主事に連絡し、調整を行ったのち確定する。 ② 当日の日程表、学習指導案等は、訪問1週間前までに電子データ（PDF等）で教育課長宛、提出する。
訪問する所員	① 教育課長及び教育課指導主事全員を原則とする。 ② 教育課主任社会教育主事、県教育委員会指導主事及びS S W等が帯同する場合は、事前に訪問校へ連絡する。
備 考	① 集中授業を計画する場合、指導案は、本時の展開に指導計画、要請事項に関わる内容を加えた細案とする。その他の一般授業の指導案は、本時の展開のみを示した略案でもよい。 ② 初任者配置校においては、初任者研修で具備すべき書類を準備する。 ③ 中堅教諭等資質向上研修を実施している学校においては、研修で具備すべき書類を準備する。 ④ 訪問日を変更する場合は、校長と教育課長が連絡をとり調整する。

（2）要 請 訪 問

項 目	内 容
目 的	① 各学校の研究計画に基づく課題解決のために、指導・助言に当たる。 ② 研究指定校・公開発表会等に対しての、要請に関わる問題解決のために、指導・助言に当たる。
期 間	5月から2月まで
日 程	各学校の実情に合わせて計画する。
指 導 案	学習指導案は次の点に留意して作成する。 ▪ 自校の研究計画と要請事項との関連が分かるよう、指導案は、本時の展開に指導計画、要請事項に関わる内容を加えた細案とする。 ▪ ねらいを明確にし、学習過程や評価についての工夫を図る。 ▪ 子どもの実態や予想されるつまずきに対する指導の手立てを明確にする。
資料の送付	当日の日程表、要請事項、学習指導案等は、 訪問1週間前 までに電子データ（PDF等）で教育課長宛、提出する。

項 目	内 容
備 考	① 要請事項は、抽象的、一般的なものでなく具体的なものに ② 要請事項については、文書または事前の打合せ等により、問題点とその背景等が訪問者によく理解できるように連絡をとる。 ③ 担当指導主事の単独訪問が主となるが、時には担当以外の指導主事も同行することがある。 ④ 要請訪問を事務所主管の研修等と兼ねる場合は、教育課長から校長へ別途依頼をする。

(3) その他

- ① 計画訪問及び要請訪問の希望日については、「学校訪問希望日調査書」(以下の様式)にまとめ、**令和5年4月10日(月)までにメールで事務所担当指導主事アドレスへ提出する。**
- ② ①に基づいて当事務所で調整の上、決定した期日を、管内各町村教育委員会教育長及び各校長宛、通知する。
- ③ 各学校は、②により通知された訪問当日の日程表と学習指導案等を所管の町村教育委員会教育長宛、提出する。
- ④ 計画訪問、要請訪問共に、当日、**昼食が必要な場合は、訪問者が各自準備する。**
- ⑤ 上記の他、指導主事の要請を希望する場合は、電話にて当事務所と連絡をとり、調整を図る。

(様式：A4判 縦型)

学校訪問希望日調査書

立 _____ 学校

1 計画訪問の希望期日(5月～7月)

	希望期日(曜日)・時間	備考(集中授業等をもつ場合は教科等を記入)
第1希望日	月 日 () : ~ :	
第2希望日	月 日 () : ~ :	
第3希望日	月 日 () : ~ :	

2 要請訪問の希望期日(5月～2月)

	希望期日(曜日)・時間	要請する教科等・指導主事	要請事項
1 回目	第1希望日 月 日 () : ~ :		
	第2希望日 月 日 () : ~ :		
	第3希望日 月 日 () : ~ :		
2 回目	第1希望日 月 日 () : ~ :		
	第2希望日 月 日 () : ~ :		
	第3希望日 月 日 () : ~ :		
3 回目	第1希望日 月 日 () : ~ :		
	第2希望日 月 日 () : ~ :		
	第3希望日 月 日 () : ~ :		

※ 要請訪問が4回以上になる場合には、この用紙をコピーして記入する。

電話による教育相談等について

県教育委員会、各市町村教育委員会及び関係機関では、学校関係者、保護者、子どもの悩みや問題（子どもの問題行動、いじめ、不登校、子育て、児童虐待等）についての相談に応じています。

〔県教育委員会関係〕

区分 設置教育委員会等	電話番号等	開設曜日	開設時間帯	相談内容
文部科学省・青森県教育庁学校教育課 24時間子供SOSダイヤル	☎ 0120-0-78310 ☎ 017-734-9188	毎日	24時間受付	いじめ、虐待、不登校等に関する悩み相談
青森県教育庁学校教育課 生徒指導相談電話	☎ 017-722-7434	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	いじめ、不登校、学校教育全般に関する相談
青森県総合学校教育センター 一般教育相談 適応相談、適応指導 土曜教育相談 特別支援教育に関する教育相談 特別支援教育に関する土曜教育相談	☎ 017-728-5575 ☎ 017-728-5575 ☎ 017-728-5575 ☎ 017-764-1991 ☎ 017-764-1991	月～金 月～金 月1回不定期 月～金 月1回不定期 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00 8:30～17:00 9:00～12:00 9:00～17:00 9:00～17:00	子どもの成長過程で起こる様々な教育上の問題に関する相談
青森県総合社会教育センター すこやかほっとライン 電話相談 メール相談	☎ 017-739-0101 青森子育てネットHPよりアクセス	月、水、木 (祝日、年末年始を除く) 毎日	13:00～16:00 24時間受付	子どもに関する悩みや家庭教育全般に関する相談

〔市町村教育委員会関係〕

青森市教育研修センター教育相談室 フレンドリーダイヤル 電話相談	☎ 017-743-3600	毎日	9:00～21:00	いじめ、不登校、療育・就学相談等の相談
メール	✉ friendly_dial@city.aomori.aomori.jp	毎日	24時間受付	
青森市教育委員会指導課	☎ 017-718-1869	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	学校教育全般、少年非行や被害等の相談
少年非行等に関わる相談	☎ 017-744-5770	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	
平内町教育委員会	☎ 017-755-2565	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～16:00	いじめ、不登校、学校教育全般に関する相談
外ヶ浜町教育委員会	☎ 0174-31-1235			
今別町教育委員会	☎ 0174-35-2157			
蓬田村教育委員会	☎ 0174-31-3111			

〔関係機関〕

区分 設置関係機関等	電話番号	開設曜日	開設時間帯	相談内容
青森県警察本部 警察安全相談室	☎ 017-735-9110 短縮番号：＃9110	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00	犯罪等による被害の未然防止に関する相談
青森少年サポートセンター 新町センター (青森県警察本部生活安全企画課内)	☎ 0120-58-7867	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15	少年非行、 犯罪被害、 家出・無断 外泊等に関する子ども やその家庭からの相談
青森少年サポートセンター 安方センター (青森警察署生活安全課内)	☎ 017-776-7676	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15	
青森少年サポートセンター 少年サポートメール	✉ youngmail-587867@extra. ocn.ne.jp	毎日	24時間受付 (回答は2～3日後)	
青森県環境生活部青少年・男女共同参画課 子ども・若者総合案内	☎ 017-777-6123	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00	子どもの悩みに応じた相談
厚生労働省 児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎ 189	毎日	24 時間受付	児童虐待、子どもの福祉に関する様々な相談、養育上の悩みや非行等の相談
厚生労働省 児童相談所 相談専用ダイヤル	☎ 0120-189-783	毎日	24 時間受付	
東青地域県民局地域健康福祉部 こども女性相談給室（中央児童相談所） 児童相談 こども虐待ホットライン	☎ 017-781-9744 ☎ 0120-71-6552	月～金 (祝日、年末年始を除く) 毎日	8:30～17:15 24時間受付	
厚生労働省 こころの健康相談統一ダイヤル	☎ 0570-064-556	月～金 (祝日、年末年始を除く)	18:30～22:30 (22時まで受付)	心の悩みや困りごと等の相談
青森県立精神保健福祉センター こころの電話	☎ 017-787-3957 ☎ 017-787-3958	月～金 月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～16:00 9:00～16:00	
青森県子ども家庭支援センター 総合相談	☎ 017-775-8080	毎日 (水曜日、年末年始を除く)	9:00～16:00	子育てや出産等子どもと家庭に関する相談
青森市子どもの権利相談センター 電話相談 メール相談	☎ 0120-370-642 ✉ ao-kodomokenri@city. aomori.aomori.jp	月～金 (祝日、年末年始を除く) 毎日	10:00～18:00 24時間受信 (回答は月～金の 10:00～18:00)	いじめ、体罰、子どもの権利侵害等の相談

※上記内容は、令和5年3月末で取りまとめたものです。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて

1 スクールカウンセラー（SC）

（1）派遣の目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸課題を未然に防止又は解決するための支援及び教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

（2）主な職務

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④ その他児童生徒のカウンセリング等に関し適当と認められるもの

（3）派遣について

① 通常の派遣

市町村教育委員会の申請に基づき、小学校及び中学校にスクールカウンセラーを派遣する。

【参考】◎令和4年度の管内のSC派遣校数とSC数

管内小学校	管内中学校	SC
46校	23校	20名

◎令和5年度の管内のSC派遣校数

管内小学校	管内中学校
46校	23校

② 緊急対応のための派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを派遣する。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

（1）派遣の目的

東郡の小・中学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

（2）主な職務

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

（3）派遣について

町村教育委員会の派遣申請に基づき、教育事務所が調整の上、小学校及び中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

【参考】◎令和4年度の管内のSSW派遣校数とSSW数

東郡小学校	東郡中学校	SSW
7校	7校	3名

◎令和5年度の管内のSSW派遣校数

東郡小学校	東郡中学校
7校	5校

特別支援教育巡回相談員制度について

1 趣 旨

各校からの要請に応じて特別支援教育巡回相談員（以下「相談員」という。）を派遣し、小・中学校特別支援学級、通級指導教室における学級（教室）経営及び学習指導の充実・改善を図るとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対する具体的な指導について助言と援助を行い、特別支援教育の充実に資する。

2 申込み

要請する場合は、別紙様式に記入の上、令和5年4月28日（金）までに東青教育事務所長宛、1部提出すること。

年度途中で要請の必要が生じた場合は、東青教育事務所に連絡すること。

3 要請計画書（別紙様式）の記入

（1）要請の回数

1年間（5月29日～2月上旬）を見通した上で計画する。（年3回を超える場合は、要請計画書をコピーして活用すること）

（2）要請の時間

次の例を参考に3時間程度で計画する。

例) ■ 午前のみ又は午後のみで、3時間

例) ■ 午前の1時間と午後の2時間、実質計3時間程度（ただし時間は連続すること） など

（3）要請内容の概要（例）

ア 授業、休憩時間等における児童生徒の実態把握

- 特別支援学級又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導について
- 通級による指導を受ける児童生徒の指導について

イ 相談員から助言・援助を受けながらの授業の実施

ウ 担任との話し合い

- 実態に応じた教材の工夫や指導方法について
- 特別の教育課程について（実態に応じた各教科等及び自立活動の指導）

エ 校内委員会における助言・援助

- 検査結果の見方
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用について

オ 校内学習会の講師

※ただし、次の場合は要請できないので注意すること。

- 児童生徒に対する直接の指導・検査等の実施
- 保護者に対する面談

（4）児童生徒の実態

相談員を効果的に配置するため、対象となる児童生徒一人一人の実態（学年、性別、在籍学級種、生活の様子、障害の程度等）が把握できるよう具体的に記載する。

4 報告書の提出

「特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）」を、訪問終了後2週間以内に、東青教育事務所長宛、1部提出すること。

5 その他

- (1) 相談員の旅費は、県教育委員会が負担する。
- (2) 相談員の配置の決定は、5月下旬となる。
- (3) 訪問日時等については、相談員と相談のうえ決定し、各学校に通知する。
- (4) **児童生徒の実態把握のために要請する場合は、相談員が観察する時間を十分に確保するため、対象となる児童生徒を1回当たり2名以下となるよう計画し、授業は児童生徒の実態把握がしやすい内容にすること。**
- (5) 訪問日時決定後、要請校から相談員にできるだけ早く連絡をして日程等の確認をすること。また、要請内容の変更（特に障害種に関わること）がある場合も相談員へ速やかに連絡をすること。
- (6) 「特別支援教育巡回相談員の要請計画書（別紙様式）」、「特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）」は、東青教育事務所ホームページ内 (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-tosei/main.html>) 教育課のリンクからダウンロードできる。

ダウンロード先



別紙様式

特別支援教育巡回相談員の要請計画書

学校名

校長名

担当者名

要請の回数	要請日時	要請内容の概要
回目	第1希望 月 日(: ~ :) 第2希望 月 日(: ~ :)	※「3 (3) 要請内容の概要(例)」を参照し記入する。
回目	第1希望 月 日(: ~ :) 第2希望 月 日(: ~ :)	
回目	第1希望 月 日(: ~ :) 第2希望 月 日(: ~ :)	

児童生徒の実態

※対象となる児童生徒一人一人の実態(学年、性別、在籍学級種、生活の様子、障害の程度等)が把握できるよう具体的に記載する。

(児童生徒名はイニシャル等を使用。)

※相談員へ質問がある場合は、具体的に記載する。

※対象となる児童生徒一人一人の実態(学年、性別、在籍学級種、生活の様子、障害の程度等)が把握できるよう具体的に記載してください。

※児童生徒の実態把握のために要請する場合は、対象となる児童生徒が1回当たり2名以下となるように計画し、相談員が観察する時間を十分設けてください。

※1回当たり実質3時間以内で計画してください。

(様式第3号)

特別支援教育巡回相談員活用報告書

学校名	校長氏名
-----	------

訪問期日	令和 年 月 日 (曜日)	5 助言や援助の概要
巡回相談員 職名・氏名		
1 主な日程		
2 校内支援体制の概要		
3 学級の概要 通常 特支 (知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱) ※対象となる児童生徒が在籍する学級について記載する。		6 特別支援教育巡回相談員訪問に係る成果等
4 要請課題		

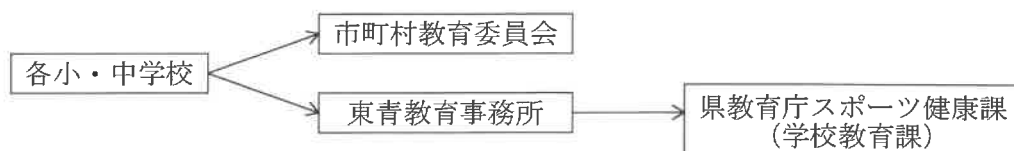
※「3 学級の概要」には、対象となる児童生徒が在籍する学級について記載する。
※「6 特別支援教育巡回相談員訪問に係る成果等」には、特別支援教育巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容に含めて記載する。

事故、事件、集団かぜ等の報告について（小・中学校用）

1 児童生徒の事故、事件（生徒指導関係を含む）、火災・自然災害等の報告経路及び報告方法

（１）緊急を要する場合

（生命に関わる重大な事故、事件、警察や消防等に協力を依頼しなければならない重大な事故、事件等）



- 各小・中学校は、市町村教育委員会及び東青教育事務所に対して速やかに電話報告をする。その後の状況についても、引き続き報告する。
- 各小・中学校は報告書を1部作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。
- 市町村教育委員会は、報告書の写しを東青教育事務所長へ提出する。

（２）緊急を要しない場合



- 各小・中学校は報告書を1部作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。
 - 市町村教育委員会は、報告書の写しを東青教育事務所長へ提出する。
- ※生徒指導関係は、各期の児童生徒状況報告書の提出をもって、報告に代える。

【参考】 「児童生徒の事故発生時における報告について」 令和4年4月1日付青教ス号外

2 集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の連絡経路及び連絡方法

（１）集団かぜ（インフルエンザ様症状）の発生時

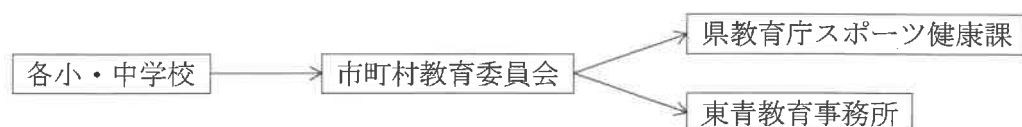
学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告する。



- 各小・中学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、市町村教育委員会に対して速やかに電話報告をする。また、必要に応じて、学校医等の意見に基づき措置を講ずる。
- 市町村教育委員会は、学校の入力内容を確認し、不備があれば修正の上、保健所に連絡するとともに、県教育庁スポーツ健康課、東青教育事務所に対して電話報告をする。
- 生命に関わる重大な症状を呈した場合、各小・中学校から東青教育事務所に対しても電話報告をする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の発生時

学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告する。



- ・各小・中学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、市町村教育委員会に対して速やかに電話報告をする。また、必要に応じて、学校医等の意見に基づき措置を講ずる。
- ・市町村教育委員会は、学校の入力内容を確認し、不備があれば修正の上、県教育庁スポーツ健康課及び東青教育事務所に対して電話報告をする。

※新型コロナウイルス感染症への対応等については、随時見直しを行っているため、常に県教育庁スポーツ健康課から最新の通知文を参考に対応する。

なお、上記内容は、令和5年3月中旬で取りまとめたものである。

(3) 麻しん・風しんの発生時



- ・各小・中学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、市町村教育委員会に対して速やかに電話報告をする。
- ・市町村教育委員会は、学校の入力内容を確認し、不備があれば修正の上、保健所に連絡するとともに、東青教育事務所に対して電話報告をする。

【参考】 「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン（学校・保育所等編）」平成20年9月5日
(平成27年3月31日一部改正)

(4) 食中毒・経口感染症等の発生時



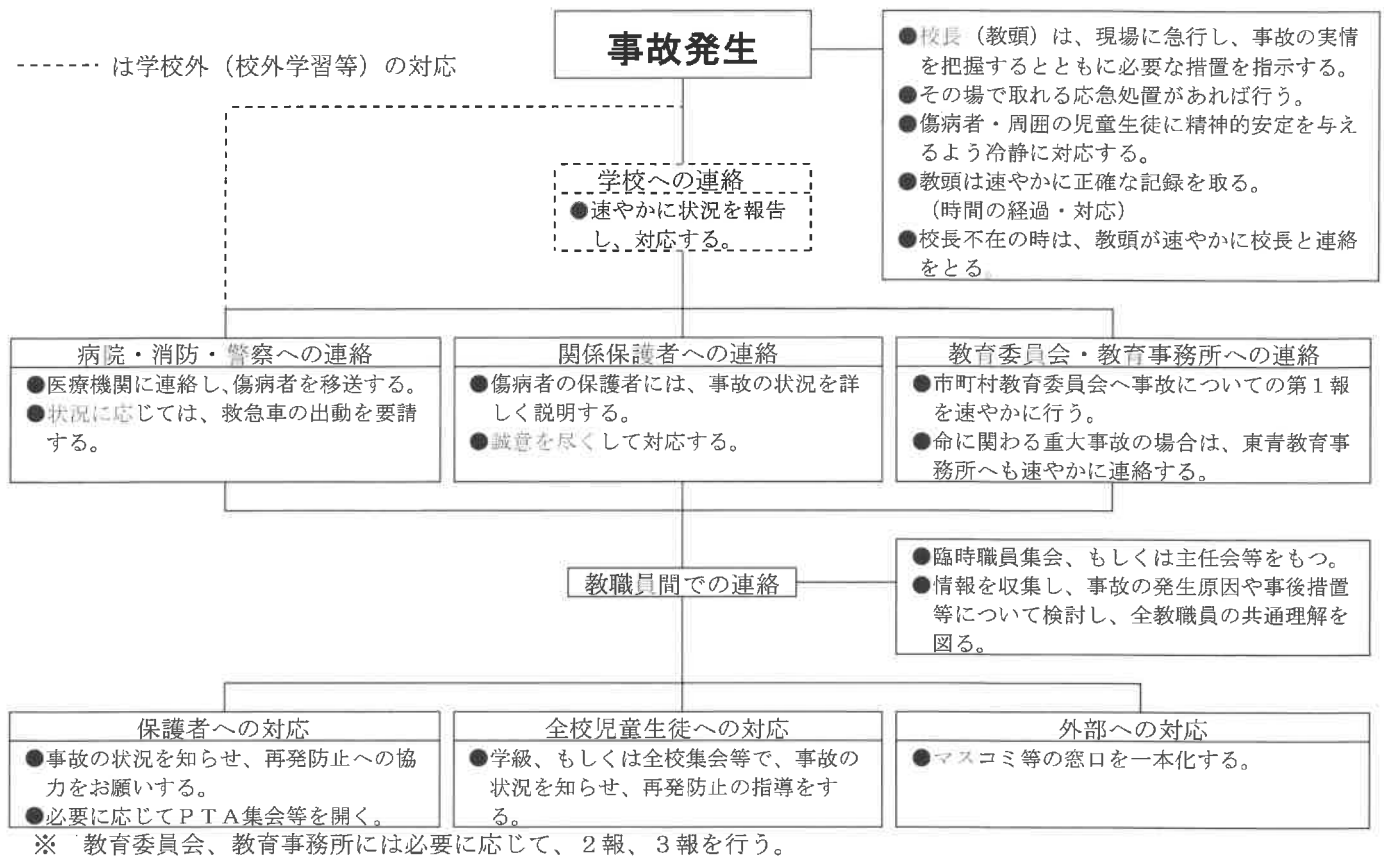
- ・各小・中学校は、市町村教育委員会に電話による報告及び市町村教育委員会教育長に所定の様式による報告を速やかに行うとともに、給食センターへ連絡する。
- ・市町村教育委員会は、東青教育事務所長に所定の様式で報告するとともに、その後の動向や患者数の推移等について終焉するまで、毎日、東青教育事務所に報告する。
- ・生命に関わる重大な症状を呈した場合、各小・中学校から東青教育事務所に対しても電話報告をする。

【参考】 「学校給食における衛生管理の徹底について」令和4年4月1日付青教ス第3号

事故発生時の対応について(例)

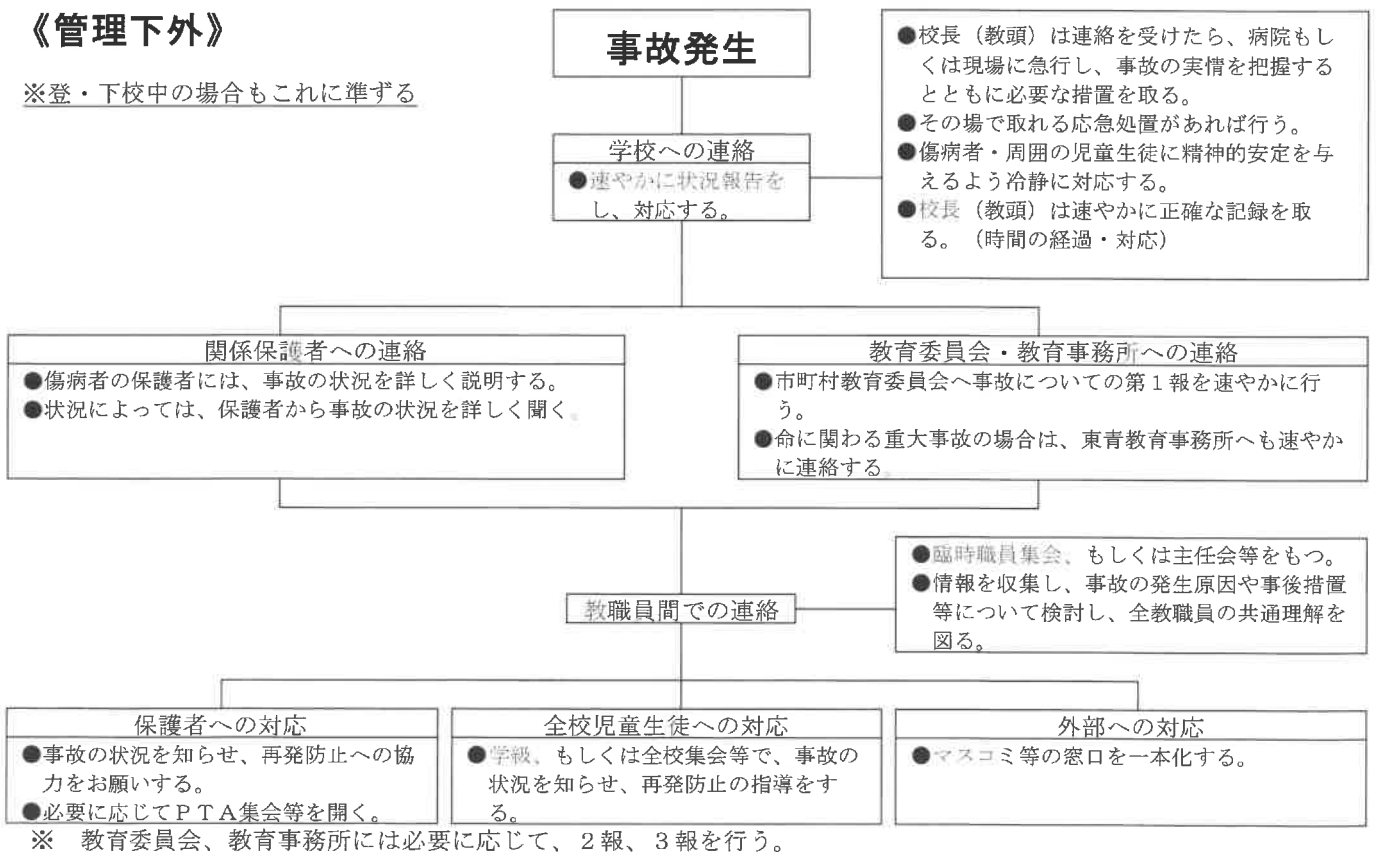
《学校内・学校外（校外学習等）》

----- は学校外（校外学習等）の対応



《管理下外》

※登・下校中の場合もこれに準ずる



社 会 教 育

生きがいにあふれ、豊かで住みよい地域社会の形成を目指して

I 方 針

東青教育事務所では、青森県教育委員会の「社会教育行政の方針と重点」「文化財保護行政の方針と重点」「体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」並びに管内各市町村の実情を踏まえ、地域の人々が自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう３つの方針を掲げることにしました。

- 1 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進
- 2 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用の推進
- 3 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

1 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

管内各市町村では、地域住民による学校支援や放課後の子どもたちの居場所づくりが積極的に行われ、地域の特性を生かした体験活動が実施されるなど、社会全体で子どもたちの成長を支える仕組みが整備されつつあります。また、社会人・職業人として求められる資質・能力・態度や勤労観・職業観を培うために、地域の企業やNPO等と連携し、出前授業（職業講話）や職場体験活動、職場見学を実施するなどキャリア教育の推進に力を入れているところもあります。さらに、子どもの読書習慣を形成するために、読書団体や読み聞かせサークル、図書ボランティア等による読み聞かせや学校図書館の整備等が活発に行われています。加えて、PTAと連携して家庭教育学級を開催したり、幼児期の子どもをもつ親の交流の場を設けたりして学びの機会を提供するなど、家庭教育を支援する取組を継続しているところもあります。

しかし、子どもの基本的な生活習慣や善悪の判断力、他人への思いやり、あるいは社会性等が十分育まれていないことが指摘され、子どもの問題行動も依然として後を絶たない状況にあります。そこで、青少年の豊かな人間性や社会性、勤労観を育むため、学校、家庭を含む地域社会における親子の触れ合い、地域の人々との交流、自然体験等の様々な体験活動やキャリア教育の充実が今まで以上に求められています。

また、共働き世帯、ひとり親世帯の増加や地域のつながりの希薄化のため、身近に相談相手を見つけることが難しいなどの現状や課題があることから、地域における家庭教育支援の充実が求められています。

これらを含め、今後も、未来を担う人財である子どもたちが心豊かでたくましく成長するよう、多様な体験活動等を通して育成するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、教職員、保護者、地域住民が連携・協働して社会全体で子どもを育むことが求められます。

具体的には、地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働本部の設置により地域学校協働活動※を促進させ、地域全体で子どもを育む活動を更に充実させることが望まれます。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的又は連携して実施することによる体験活動の場の充実や、家庭教育支援団体と行政機関や福祉関係機関、学校関係者等が連携し、チームとして家庭を支援していく体制の整備が望まれます。

※地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。（文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」より）

（２）活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

管内各市町村では、イベントや事業を実施するにあたり、実行委員会を組織したり、地域団体等のブースを設けたりして地域活動への住民の主体的な参加を促すとともに、事業の実施を通して、関係機関や地域団体相互のネットワークづくりの場を提供しています。

しかし、少子高齢化、人口減少等のため、地域社会の連帯意識が薄れ、町会や子ども会等の地域活動が停滞しつつある地域もあります。また、地域に愛着のある高校生や大学生等の若者はいるものの、その若者を巻き込んだ活動を行うきっかけが乏しい状況にあります。

今後、住民が生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成するため、地域活動の実践者やコーディネーター、次代の地域を担う若者の育成による、活力ある地域コミュニティの形成が求められています。

具体的には、地域活動を支援し、積極的に地域を支え、地域活動に関わる人財（地域活動の実践者、企業、団体、ＮＰＯ等、地域活動に関わる関係者）の発掘や育成とネットワーク形成等の継続的な支援が大切です。また、オンラインでの参加やインターネットを通じた支援等、情報ツールを活用して環境を整えることで、若者が地域活動に主体的に関わるきっかけを意図的に提供することも大切です。さらに、住民のキャリア形成や地域活動の参画等のため、学び直しの機会を充実させることが望まれます。

（３）生涯を通じた学びと社会参加の推進

管内各市町村では、地域住民の生涯学習への取組を支援するため、様々な講座や教室の開催、各種学習情報の提供や相談対応が行われています。また、学習成果を生かした社会参加の支援にも努めています。

しかし、参加者の高齢化、固定化が進んでいることから、講座や教室の規模が縮小し、意欲的な学習の継続が難しくなっているところもあります。

今後、人々の多様で高度化する学習ニーズや地域課題に即したプログラムを開発し、一人一人の主体的な学習活動の支援とその成果を生かした社会参加を一層推進するために、学習情報の収集・提供及び支援体制の充実、ＩＣＴ等の効果的な活用の工夫が求められます。

具体的には、広報誌の発行や関係機関と連携した情報ツールによる情報の共有等、多様な方法で情報の収集・提供を図ったり、気軽に学習相談できる体制を充実させたりすることが望まれます。また、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消及びオンラインによる学び等、ＩＣＴ等を活用した学びを工夫することも大切です。さらに、団体・サークル等の自主的な活動を支援するとともに、住民の学習成果等を生かす場を提供することにより、社会参加を積極的に支援することが大切です。

（４）社会教育推進のための基盤整備

管内各市町村では、生涯学習推進基本計画や社会教育計画に基づき、首長部局との連携を図りながら、社会教育や生涯学習の振興に取り組んでいます。

今後、社会教育や生涯学習社会形成を推進するため、中長期的なビジョンをもった社会教育計画の策定や見直し、学校・家庭・地域との協働、生涯学習関連事業実施機関や民間との連携、県や他市町村を含めた広いエリアでの連携等を通じた総合的な社会教育推進基盤の整備・充実が求められます。

具体的には、市町村の実情に応じた社会教育計画等の整備・充実を図るとともに、公民館、図書館等、社会教育施設の機能の充実と活用に努めることが大切です。また、首長部局、学校、ＮＰＯをはじめとする関係団体との連携を推進するとともに、社会教育団体やサークル等への適切な助言・支援に努め、活性化を図ることも大切になります。さらに、地域の人財の発掘や育成、人財バンクの整備やネットワーク化を進めるとともに、社会教育関係職員の資質向上や社会教育主事の計画的な養成に取り組むことが求められます。

2 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用の推進

(1) 文化財の保護・保存と公開・活用

管内各市町村では、地域の歴史・文化を伝えるかけがえのない資料としての文化財の保護・保存と、学習機会の提供に取り組んでいます。また、地域の文化財の展示施設を整備するとともに、利用しやすい施設を目指した工夫も行われています。

今後、先人が築き、守り伝えてきたかけがえのない文化財を、地域共有の財産として保存し、うるおいと活力のある生活の実現のため、積極的に活用しながら次代へ伝えていくことが求められます。

具体的には、文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発、国や県の文化財指定等や世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進等により、文化財の保護・保存に努めることが大切です。また、学校や関係機関との連携を強化し、施設の開放や資料の貸し出し、出前講座での講師の派遣等、積極的に文化財の公開・活用に努めるとともに、広報誌やインターネット等の多様なメディアを活用するなど情報発信に努めることが大切です。

(2) 伝統芸能・技術の継承

管内各市町村では、地域と学校が連携し、郷土の伝統芸能の継承に積極的に取り組んでいるところが見られます。

しかし、全般的には、郷土の伝統芸能・技術の指導者不足や高齢化が進み、後継者が育ちにくい状況にあります。そこで、住民や将来を担う子どもたちが、長い歴史の中から生まれ、守り伝えられてきたかけがえのない伝統芸能・技術を尊重し、継承、発展させていくことが求められます。

具体的には、地域の指導者を発掘し育成するとともに、学校・家庭・地域が連携して活動を充実させ、後継者の育成支援に努めることが大切です。また、伝統芸能・技術保存の意欲と意識を高めるため、市町村の祭りやイベント等における新たな発表機会の創出や、ネットワーク配信等の情報発信により市町村外在住の当該市町村出身者、特に若者へのイメージアップを図ることが望まれます。

3 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

(1) 地域スポーツの推進

管内各市町村では、地域における各種スポーツイベントが開催され、定着するとともに、スポーツ協会やスポーツ推進委員等を中心に、各種スポーツの普及、スポーツ団体や軽スポーツサークルの育成に努めています。

しかし、各種スポーツイベントへの参加者は、個々のイベントでは増えているものがあるものの、全体的には減少傾向にあります。この現状を踏まえ、地域住民が健康で活力に満ちた生活を送れるよう、自分のライフスタイルや心身の状況に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しめる環境を整備することや、スポーツに親しむ人を増やすこと、子どものスポーツ活動を充実させることが望まれます。

具体的には、スポーツ推進委員等を活用しながら、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションを普及させていくことが大切です。同時に、体育館、学校、スポーツ施設等の整備と積極的な活用を促していくこと、教育委員会が中心となり、学校、施設及び各団体と協議する機会や場を設け、相互の連携を密にすること等を通して、誰もが気軽にスポーツができる体制を整備することも重要です。また、各団体と行政が一体となってスポーツ活動を支える人財の育成・活用、情報提供の充実、総合型地域スポーツクラブ育成の支援等、地域スポーツ推進体制の充実に努めることが大切です。さらに、他市町村とのスポーツ交流やスポーツイベントが、地域住民の手で推進できるよう積極的に支援していくことが望まれます。

Ⅱ 重 点

社会教育行政の方針を踏まえ、1～6までの重点と具体的な実践事項を示しました。

なお、実践項目の太字は、東青教育事務所の今年度の重点課題です。

1 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

実 践 項 目	実 践 事 項
(1) 地域学校協働活動の促進	① 地域住民等と学校との連携協力体制（地域学校協働本部）の整備と地域学校協働活動の普及啓発等に努める。 ② 地域学校協働活動推進員を配置し、地域連携担当教員との連携協力のもと、地域学校協働活動の促進に努める。
(2) 地域が支えるキャリア教育の充実	① 学校・家庭・地域をつなぐ人財の育成に努める。 ② 企業等がもつキャリア教育に関する情報の収集・提供を進め、人財ネットワークの形成に努める。 ③ 学校・家庭・地域が協働したキャリア教育を推進するための体制整備に努める。
(3) 子どもの読書活動の充実	① 各市町村の子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の推進に努める。 ② 学校・家庭・地域が連携協力し、子どもの自主的な読書活動の機会の拡充に努める。 ③ 子どもの読書活動に関わる団体及び図書館等の諸活動を支援するボランティアの育成とネットワーク化に努める。
(4) 家庭教育支援の充実	① 多くの保護者が集まる機会を利用したり、首長部局や関係機関と連携協力したりするなど、参加しやすい学習機会の提供に努める。 ② 身近な地域において、家庭教育に関する情報提供や相談対応が、より幅広い世代にできるような体制づくりに努める。 ③ 地域における家庭教育支援を担う人財の育成や体制の整備に努める。
(5) 青少年の体験活動の充実	① 身近な地域における生活体験や社会体験、自然体験等の機会のより一層の充実に努める。 ② 放課後や週末等の子どもの居場所における安全・安心の確保と様々な体験活動の充実に努める。

関連資料

「キャリア教育を進めるための 出前授業、職場体験活動ハンドブック」	(県教育委員会 平成25年3月)
「つながろう地域と！つなげよう未来へ！地域の力で夢を育む教育支援活動プログラムメニュー集」	(県教育委員会 平成26年3月)
「あおもり親楽プログラム(3 支援者編)」	(県教育委員会 平成27年3月)
「学びとつながりを生み出す家庭教育支援の在り方に関する提言」	(第32期青森県社会教育委員の会議 平成28年10月)
「あおもり親楽プログラム特別編～乳幼児期(0～3歳)の生活習慣～」	(県教育委員会 平成29年3月)
「あおもり親楽プログラム特別編2～幼児期(4～6歳)の生活習慣～」	(県教育委員会 平成30年3月)
「今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動ー地域学校協働活動ハンドブッケー」	(県教育委員会 平成31年3月)
「地域のチカラで家庭を支える！実践事例から学ぶ 家庭教育連携・協働ハンドブック」	(県教育委員会 令和2年3月)
「改訂版あおもり親楽プログラム(1 乳幼児・小学生編)」	(県教育委員会 令和3年3月)
「改訂版あおもり親楽プログラム(2 中・高校生編)」	(県教育委員会 令和4年3月)

2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

実 践 項 目	実 践 事 項
(1) 地域活動の実践者及びコーディネーターの養成	① 地域活動の実践者及び様々な団体や個人をつなぐコーディネーターの発掘と育成に努める。 ② 地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保するとともに、活動への継続的な支援に努める。

(2)次代の地域を担う 若者の育成	① 若者の声やニーズを若者自身が具現化する機会を提供するなど、若者が地域活動に主体的に関わる場の設定を工夫する。 ② 高校生や大学生を巻き込んだ事業を実施するなど、学生と地域社会を結び付けるきっかけづくりに努める。
(3)地域活動に関わる 人財のネットワーク 形成の支援	① 地域づくりを牽引するリーダーの育成に努める。 ② 活動者が情報を共有できる体制づくりと協働して活動できる場の提供に努める。 ③ 活動者、企業、団体、NPO等の交流の場づくりに努める。
(4)多様な働き方を可 能にする学び直し の機会の充実	① 地域における学び直しに向けた学習機会や学びやすい学習環境の整備、魅力ある学習プログラムの提供に努める。 ② 学び直しによる成果を適切に生かすことのできる環境を構築する。

関連資料

「人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について(答申)」 (青森県生涯学習審議会 令和2年10月)
 「『学び直し』応援情報誌 [リ・ラーンあおもり] Re-Learn Aomori」 (県教育委員会 令和3年3月)

3 生涯を通じた学びと社会参加の推進

実践項目	実践事項
(1)高齢者や障害者をはじめとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実	① 高齢者や障害者をはじめとする住民の多様なニーズや地域課題に即した学習プログラムの開発と、関係機関と連携した学習機会の提供に努める。 ② 適切に学習機会を選択し、自主的な学習を継続できるよう、広域的な学習情報の収集及び多様な方法での情報提供、相談体制の充実に努める。 ③ ICT等を活用した学びを工夫する。
(2)学習成果を生かした社会参加活動の支援	① 社会参加活動に関する学習の機会や身近でできる社会参加活動の機会の拡充に努める。 ② 社会参加活動のニーズに対応するため、情報の収集・提供と相談体制の充実、関連団体とのコーディネートに努める。

関連資料

「公民館でまちをイキイキ！～地域で考え行動する公民館機能活性化事業成果報告書～」 (県教育委員会 平成27年3月)
 「青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進に在り方について」 (青森県生涯学習審議会 令和4年10月)

4 社会教育推進のための基盤整備

実践項目	実践事項
(1)社会教育推進体制の充実	① 総合的・体系的な社会教育振興を図るため、市町村における各種計画の策定や見直しに努める。 ② 市町村における社会教育を推進する組織の見直しや、各種委員の資質の向上を図るために、各種研修への参加促進に努める。 ③ 首長部局や各種団体、他市町村等との一層の連携協力に努める。
(2)社会教育施設の機能の充実と活用の促進	① 学習や読書活動等の拠点となる社会教育施設の整備充実に努める。 ② 多様な学習ニーズに対応できる学習情報の収集と提供、学習資料の整備充実に努める。
(3)社会教育関係職員の養成と資質の向上	① 社会教育の振興を図るため、職員の適正配置に努める。 ② 社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。 ③ 社会教育関係職員の各種研修への参加促進に努める。
(4)社会教育関係団体等の活動の支援	① 社会教育関係団体等の活性化と自立を図るため、活動の場の提供、団体間のネットワーク化、各種団体活動に関する情報の収集と提供に努める。 ② 社会教育関係団体の指導者等が各種研修へ参加できるよう支援するとともに、指導者の計画的な養成に努める。

5 文化財の保護・保存と公開・活用

実 践 項 目	実 践 事 項
(1)文化財の保護・保存	① 様々な機会・手段を通じて文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発に努める。 ② 各種文化財の調査を実施し、記録を作成するとともに、国や県の文化財指定等の推進に努める。 ③ 文化財の保存・修理等の計画的な実施に努める。 ④ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進に努める。
(2)文化財の公開・活用	① 歴史的な文化遺産の公開・活用を促進し、文化財に親しみ、触れる機会の充実を図るとともに、インターネット等の多様なメディアによる情報発信に努める。 ② 出前講座、資料の貸し出し等、学校、地域及び団体の学習支援に努める。 ③ 文化財や関連施設をネットワーク化し、広域的公開・活用に努める。 ④ 史跡等の公有化や整備に努める。
(3)伝統芸能・技術の継承	① 地域の伝統芸能・技術の継承を図るため、指導者の発掘と後継者の育成に努める。 ② 伝統芸能・技術保存の意欲と意識を高めるため、新たな発表機会等の創出に努める。 ③ 「こどもの伝統芸能」の活動状況を把握し、伝統芸能の伝承活動の推進に努める。

関連資料

「青森県文化財保存活用大綱」

(県教育委員会 令和3年1月)

6 地域スポーツの推進

実 践 項 目	実 践 事 項
(1)県民のスポーツ参画人口の拡大	① 若者のスポーツ活動を推進するために、時間や場所に捉われず、気軽にスポーツを楽しめる場づくりに努める。 ② 働く世代及び子育て世代のスポーツ活動を推進するために、「職場の理解と協力」「親子や家族」をキーワードとした環境づくりに努める。 ③ 高齢者のスポーツ活動を推進するために、身近で誰もがスポーツや運動に親しむことのできる環境づくりに努める。 ④ 地域で、保護者と子どもが一緒に参加できるスポーツ教室やスポーツイベント開催の推進に努める。 ⑤ 総合型地域スポーツクラブの創設・運営に関する情報提供や運営研修会等を開催するとともに、クラブ間のネットワークを形成し、連携強化に努める。 ⑥ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の広報を積極的に行い、子どものスポーツへの参加機会の充実に努める。
(2)スポーツを通じた活力ある社会の実現	① スポーツ指導者、スポーツボランティア、スポーツ推進委員等、地域のスポーツ活動を支える人財の養成に努める。 ② 地域のスポーツ活動の場となる学校体育施設や公共スポーツ施設の有効活用や、多様なニーズに対応できる環境づくりに努める。 ③ スポーツ・運動に対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施率を増やすことにより、健康寿命の延伸を図る。 ④ スポーツ大会やスポーツイベント等を通して交流活動を推進し、スポーツを活用したまちづくりや地域の活性化の推進に努める。 ⑤ 地域の魅力あるスポーツコンテンツを最大限に活用し、多様なニーズに対応したスポーツ情報発信体制の整備に努める。

関連資料

「青森県スポーツ推進計画」

(県教育委員会 令和5年1月)

市町村教育委員会訪問実施要項

1 目 的

県教育委員会、東青教育事務所、市町村教育委員会の社会教育行政等の方針と重点を踏まえ、管内社会教育の現状と課題を把握するとともに、その解決のために指導及び助言をし、管内社会教育の充実に資する。

2 内 容

管内各市町村の実態に即して前掲（P 5 3～P 5 8）の「Ⅰ方針」「Ⅱ重点」を主な観点として訪問を行う。

3 方 法

訪問については、下記により実施する。

（1）計 画 訪 問

項 目	内 容
目 的	生涯学習・社会教育推進等に関わる現状と課題を把握し、解決に向けて指導及び助言をする。
実施時期等	① 10月から11月までを原則とする。 ② 1町村につき1回の訪問とする。
訪 問 者	教育課長、社会教育担当者等
日 程	当日は次の内容を参考の上、各教育委員会の実情に合わせて訪問の成果が上がるよう日程を計画する。 ① 市町村教育委員会からの説明 ▪ 今年度実施した社会教育関係事業の成果と課題 ② 東青教育事務所からの説明及び情報提供 ▪ 県及び東青管内の社会教育・生涯学習の状況について ③ 全体協議 ▪ 「東青の重点課題」への取組状況等について ▪ 特に話題にしたい事項等 訪問時間は、午前又は午後の1時間30分～2時間程度とする。
準備する資料	訪問の効果を高めるために、次の資料を訪問当日までに準備する。 ▪ 今年度実施した事業に関する資料 ▪ その他参考資料
訪問までの手順	① 教育事務所は、訪問期日・訪問者について各市町村教育委員会と連絡・調整する。 ② 各市町村教育委員会は、訪問日2週間前まで、『社会教育計画訪問について』別紙様式（P 6 0様式）を教育事務所長宛、提出する。
備 考	訪問日を変更する必要がある場合は、連絡をとり調整する。

(2) 事業訪問

項 目	内 容
目 的	管内市町村で実施している社会教育関連事業を訪問し、事業の状況を把握するとともに、県における社会教育関連事業構築の参考とする。
期 間	年間を通じて行う。
訪 問 者	社会教育担当者等
日 程	事業実施日時に合わせて行う。
訪問までの手順	① 教育事務所は、訪問事業・日程について各市町村教育委員会と連絡・調整する。 ② 教育事務所は、訪問する事業を決定し、各市町村教育委員会へ連絡する。
備 考	県の委託事業や東青教育事務所の重点課題解決に向け取り組んでいる事業、また、各市町村における特色ある事業を訪問する。

4 そ の 他

- ① 市町村の各種集会、講座等の講師、助言者として要請がある場合は、事前に電話等で連絡し、10日前までに『派遣依頼』（様式は任意とする）を教育事務所長宛、提出する。
- ② 各小中学校が地域社会との連携・協働により教育活動を行う場合に、社会教育主事の助言が必要であれば訪問に応じる。要請がある場合は事前に電話等で連絡し、10日前までに『派遣依頼』（様式は任意とする）を教育事務所長宛、提出する。

社会教育計画訪問について（様式：A4判 縦型）

東青教育事務所長 殿 社会教育計画訪問について 次のとおり提出します。 1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 2 場 所 3 日 程 4 出 席 者	文 書 番 号 令和 年 月 日 〇〇〇教育委員会教育長 (公印省略)
---	--

管内社会教育関係団体及び関連事業事務局

	名 称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	東青地区社会教育委員連絡協議会	蓬田	蓬田	今別	今別	外ヶ浜
2	東青地区公民館連絡協議会	今別	今別	平内	平内	外ヶ浜
3	東青地区読書団体連絡協議会	蓬田	蓬田	今別	今別	外ヶ浜
4	地域スポーツ推進事業	青森	平内	今別	外ヶ浜	蓬田
5	スポーツ推進委員東青地区研修会	青森	今別	蓬田	外ヶ浜	平内
6	東郡連合PTA事務局・研究大会	平内	蓬田	外ヶ浜	平内	今別

管内市町村の主な社会教育施設(教育委員会所管)

市町村	公民館	公立図書館	博物館等	青少年教育施設	その他の社会教育施設
青森市	中央館 青森市中央市民センター、青森市浪岡中央公民館 地区館 青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、青森市浪岡北中野公民館、青森市浪岡本郷公民館、青森市浪岡野沢公民館、青森市浪岡女鹿沢公民館、青森市浪岡大杉公民館 分館 小柳分館、松森分館、筒井分館、中筒井分館、西滝分館、相野分館、西田沢分館、飛鳥分館、瀬戸子分館、内真部分館、左堰分館、小橋分館、後潟分館、白旗野分館、戸門分館、鶴ヶ坂分館、岡町分館、三内分館、石江分館、岩渡分館、細越分館、安田分館、高田分館、野沢分館、浪館分館、田茂木野分館、大矢沢分館、合子沢分館、雲谷分館、戸山分館、駒込分館	青森市民図書館	青森市森林博物館 青森市中世の館 あおもり北のまほろば歴史館 縄文の学び舎・小牧野館 小牧野の森・どんぐりの家	青森市浪岡細野山の家	リンクステーションホール青森(青森市文化会館) リンクモア平安閣市民ホール(青森市民ホール) 青森市合浦亭 協同組合タッケン美術展示館(青森市民美術展示館) 青森市西部市民センター 青森市古川市民センター 青森市沖館市民センター 青森市油川市民センター 青森市荒川市民センター 北部地区農村環境改善センター 青森市勤労青少年ホーム(サンピア)
平内町	中央館 平内町公民館 分館 小豆沢公民館、浦田公民館、狩場沢公民館、松野木公民館、沼館公民館	平内町立図書館	平内町歴史民俗資料館	平内町勤労青少年ホーム	
外ヶ浜町	中央館 外ヶ浜町中央公民館 地区館 外ヶ浜町蟹田公民館、外ヶ浜町平館公民館		外ヶ浜町大山ふるさと資料館		
今別町	中央館 今別町中央公民館				町民ふれあい文庫
蓬田村	中央館 蓬田村中央公民館 分館 中沢分館、長科分館、阿弥陀川分館、蓬田分館、郷沢分館、瀬辺地分館、広瀬分館、高根分館				蓬田村文化伝承館 蓬田村ふるさと総合センター

総 務 課

I 庶 務 関 係

II 学 務 関 係

III 学校事務訪問

I 庶 務 関 係

各書類提出期限一覧

提 出 書 類 名		提 出 期 限	説 明
◆ 例 年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願い	4 月 3 日	本年度の前渡資金取扱者を報告（異動がない場合も提出）
2	主任等発令・多学年担当一覧	4 月 14 日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	赴任旅費請求書	4 月 24 日	定期異動による赴任者分を提出（新採用者も含む）
5	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
6	期末勤勉手当除算期間調査書（6 月期）	5 月 下 旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
7	現金受領額 B 報告書（6 月期末勤勉手当用）	6 月 上 旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
8	児童手当・特例給付現況届	6 月 下 旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
9	諸手当に係る現況届（扶養手当等）	7 月 下 旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	寒冷地手当世帯等区分届出書（年度初回分）	10 月 上 旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
11	期末勤勉手当除算期間調査書（12 月期）	10 月 下 旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
12	現金受領額 B 報告書（12 月期末勤勉手当用）	11 月 上 旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
13	年末調整関係 各控除申告書（本年分）	11 月 上 旬	所得税の年末調整のために提出
14	〃 扶養控除等（異動）申告書（翌年分）	12 月 中 旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
15	扶養親族状況調査書	3 月 中 旬	扶養手当の受給者は、扶養親族の翌年度の状況確認のために提出
◆ 例 月 ◆			
1	現金受領額 B 報告書（給与分）	給与事務年間予定表参照のこと （別途通知）	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書（特殊勤務手当、時間外勤務手当）		1 か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書及び出勤簿の写し		1 か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随 時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願い	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（本年分）、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に（本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り）提出
3	通勤・住居手当報告書（学校長が認定する手当）		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の受給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の受給要件に変更が生じたときに提出
7	主任等発令・多学年担当変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	児童手当・特例給付認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
10	児童手当・特例給付額改定認定請求書・額改定届		当該手当の受給額が増減する事実が生じたときに提出
11	児童手当・特例給付受給事由消滅届		当該手当の受給要件を欠くに至ったときに提出
12	給与等の口座振込（変更）申出書	4 月 4 日、5 月 8 日、 11 月 2 日	給与等の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限に関わらず事務所に確認の上、提出
13	旅費相手方登録入力（依頼）票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に事務所に連絡の上、提出

- ◆ 詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。
 ◆ 各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

給与・旅費に係る事務の留意点

1 給 与 関 係

(1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

(2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、4月、5月、11月の年3回とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、給与及び旅費の口座振込申出書の提出が必要となる。）

イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月

- ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）

※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

(3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。

イ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。

- ウ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。（常勤の講師等が在職する場合は、特に注意すること。）

エ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後1時に別枠での入金となる場合があるので注意すること。）

(4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）

イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

(5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

ウ 現金受領額B報告書

- ・現金受領額B報告書の記入は、前月と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄とはしないこと。
- ・支給区分の記入、記入者の押印を忘れないこと。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所の担当者へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

<給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
 - 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
 - 給与等事務便覧
 - 住居手当認定マニュアル
 - 通勤手当認定マニュアル
 - 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
 - 青森県職員児童手当事務取扱要領…教育事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）
- 青森県教育委員会HP職員福利課参照

2 旅 費 関 係

(1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

(2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないよう注意すること。

(3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- ウ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、正規職員の場合は旅費相手方登録入力（依頼）票を、臨時職員の場合は給与及び旅費の口座振込申出書を、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- エ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の14日前までに事務所に到着するよう提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- オ 旅費の調整がある場合は、備考欄等に調整理由を記載すること。（例：「宿泊先指定による宿泊料の調整」、「公用の施設への宿泊による宿泊料の調整」等）
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり」、「振替日〇月〇日」等）

(4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

(5) 勸奨退職者の帰住旅費について

勸奨退職者のうち、退職後1月以内に退職後の生活の根拠地に帰住する者については、帰住旅費が支給される。勸奨退職者から帰住旅費請求書、帰住届及び住民票の写し等の送付があった場合は、速やかに事務所に提出すること。

<旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

Ⅱ 学 務 関 係

学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
単 式 学 級	第1～4学年	35	40
	第5・6学年	40	
2個学年複式学級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8(4)	8(4)
	第1学年の児童を含まない場合	16(8)	
特別支援学級(※2)	8		8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年、中学校1学年及び2学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

※市町村教育委員会が県の基準等によらない弾力的な学級編制を実施する場合の留意事項について

市町村教育委員会が弾力的な学級編制を計画する場合は、次の項目に沿って作成した理由書を青森県教育委員会教育長へ提出するものとする。

(1) 弾力的な学級編制をしようとする主な理由

弾力的な学級編制を実施する学年の児童生徒の学習指導や生徒指導等の状況を含むものとする。

(2) その学級編制によって生じる増加授業時数とその対応

学級編制を弾力化することで必要とされる教員について県からの措置はしないため、市町村が採用する教員の人数、処遇を含むものとする。

(3) 該当する学年の保護者等の考え方・要望等の内容

小・中学校教職員配置基準

第1 公立小学校及び中学校の教職員配置基準

学級数については、県が定める学級編制基準による。

小 学 校

1 校 長

1校に1人とする。

2 教員(教頭・教諭)

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

(2) 特別支援学級(各障害種別)において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

(3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

3 養 護 教 諭

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

(3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。

(4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

4 事 務 職 員

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。

イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。

(3) 27学級以上の学校に1人増配置する。

(4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつ、その学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

(5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員

(1) 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。)を実施する共同調理場については、次のとおりとする。

ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。

- イ 児童及び生徒の数が 1,501 人以上 6,000 人以下の共同調理場に 2 人とする。
- ウ 児童及び生徒の数が 6,001 人以上の共同調理場に 3 人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が 550 人以上の単独実施校に 1 人とする。
- イ 児童及び生徒の数が 550 人以上の単独実施校を有しない市町村に 1 人とする。
- ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
- ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を 8 校以上有している市町村に 1 人とする。
- エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて 800 人以上の町村に 1 人とする。
- オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し、配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1 人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)～(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中 学 校

1 校 長

1 校に 1 人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教員(教頭・教諭)

- (1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- (2) 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員 1 人当たりの指導生徒数が、平均して 6 人を超える学校には、1 人増配置する。
- (3) 学校規模が 14 学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭 1 人を含むものとする。
- (4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

3 養 護 教 諭

- (1) 4 学級以上の学校に 1 人とする。
- (2) 3 学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 生徒数が 801 人以上の学校に 1 人増配置する。
- (4) (3) 以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1 人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。

ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に 1 人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

4 事務職員

- (1) 4 学級以上の学校に 1 人とする。
- (2) 3 学級以下の学校については、生徒数 25 人以上の学校に 1 人とする。
- (3) 21 学級以上の学校に 1 人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が 100 人以上、かつ、その学校の生徒数に対する割合が 25/100 以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に 1 人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。
ただし、(1)又は(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に 1 人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

第 2 弾力的な学級編制に係る教職員の配置について

- 1 県が実施する弾力的な学級編制による学級増については、上記第 1 の学級数には含まず、教職員の配置については、1 学級増につき教諭又は講師 1 人とする。
- 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加等によって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

第 3 留意点

併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、第 1 によらない教職員の配置をすることができるものとする。

教員加配等について

1 指導方法の工夫改善等に伴う教員加配

文部科学省では、基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、教員を加配することとしている。教員加配の主なものは次のとおりである。

- (1) 少人数授業等きめ細かな指導に伴う加配
- (2) 通級指導教室加配
- (3) 児童生徒支援加配
- (4) 外国人子女等日本語指導加配
- (5) その他の加配

2 あおもりっ子育みプラン

県では、子どもたち一人一人を大切にし、一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うことができるよう、「あおもりっ子育みプラン」を策定し、教員を配置することとしている。

内容・ねらい

内 容（対象実施方法等）		ね ら い
(1) 少人数学級編制の実施		
①小学校全学年	33人の学級編制 学年2学級以上(教諭又は講師配置) (少人数学級編制) 学年1学級34人以上の学級 (非常勤講師配置) (学級を分割しない)	学校生活の最初の時期に、学級集団を少人数化して、きめ細かな指導を行うことにより、基本的な生活習慣、人間関係や社会生活のルールを身に付けさせ、生涯にわたって学ぶ基礎を培う。
②中学校1～2年生	33人の学級編制 学年2学級以上(教諭又は講師配置) (少人数学級編制)	人間関係や学習環境が大きく変化する学年で、きめ細かな学習指導や生徒指導を行うことにより、基礎学力の向上を図るとともに、不登校等の増加を防ぎ、安定した学校生活を確保する。
(2) 複式学級の充実		
小学校	1年生は7～8人又は 2～6年生は15～16人の 人数の多い学級 (非常勤講師配置) (学級を分割しない)	異なる学年を対象に指導する複式学級の指導の充実を図り、基本的な生活習慣、基礎的・基本的な内容を身に付けさせる。

休暇等に係る提出書類一覧

項 目	区 分	条 件	提 出 書 類
			職 員（⇒ 校 長）
1	特 別 休 暇 （ 出 産 ）	産 前 休 暇	8週間（多胎14週間） （証明書等）
		産 後 休 暇	8週間 ※妊娠満12週以後の分べん 〃
2	育 児 休 業 等	請 求（育 児 休 業）	子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで 育児休業承認請求書 証明書
		請 求（育 児 短 時 間）	子が小学校就学の始期に達するまで 育児短時間勤務承認請求書 証明書
		請 求（部 分 休 業）	子が小学校就学の始期に達するまで 部分休業承認請求書 証明書
		期 間 延 長 （ 育 児 休 業 ）	原則として1回 育児休業承認請求書 証明書
		期 間 延 長 （ 育 児 短 時 間 ）	育児短時間勤務承認請求書 証明書
		失 効 ・ 取 消	子が死亡した、職員の子でなくなった、子を養育しなくなった等 養育状況変更届
3	結核性疾患	願 い 出	180日以内 結核性疾患精密検査証明書
		期 間 延 長	〃
		経 過 報 告	承認権者の定めにより提出 結核性疾患経過報告書
		出（7日前までに提出） 勤	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書
	精神性疾患	願 い 出	180日以内 （診断書等）
		期 間 延 長	精神性疾患精密検査証明書
		経 過 報 告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出 経過報告書
		出（7日前までに提出） 勤	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書
	そ の 他 の 傷 病	願 い 出	90日以内（高血圧症等は180日以内） （診断書等）
		期 間 延 長	〃
		経 過 報 告	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出 経過報告書
		出（7日前までに提出） 勤	病状報告書 精密検査証明書
4	介 護 休 暇	請 求	2週間以上6月以内 （3回まで分割可） 指定期間申出書 （証明書等）
		延 長 ・ 変 更	〃
5	介 護 時 間	請 求	3年以内 （証明書等）
6	休 職	願 い 出	3年以内 休職願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書
		期 間 延 長	休職期間延長願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書
		経 過 報 告	90日ごと 経過報告書 （結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書）
		復 職	病状報告書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書
			県教育長に30日前までに提出

- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇（人事委員会規則13－8） …… 勤規
- ・ 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 …… 取規
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律 …… 育法
- ・ 職員の育児休業等に関する条例 …… 育条
- ・ 学校職員の育児休業等に関する規則 …… 育規

注：教育事務所への書類の提出に当たり、育児休業等、休職については、職員及び学校長から提出された書類の原本を添付すること。
（母子健康手帳の出生届出済証明書等写しを可としている書類、地教委あての具申書、副申等は除く。）

※ 市町村教育委員会により、提出書類に差異の生じることがある。

提 出 書 類		根 拠 規 定
校 長（⇒ 地教委）	地教委（⇒ 教育事務所）	
休暇報告書	休暇報告書	勤規12, 18④ 取規7
〃	〃	勤規12, 18⑤ 取規7
育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2, 育規2 育休通知
〃	〃	育法10, 育規5 育休通知
	部分休業承認後:承認請求書、証明書の写し（校長 ⇒ 教育事務所）	育法19, 育規8 育休通知
育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法3, 育規3 育休通知
〃	〃	育法11, 育規6 育休通知
〃	〃	育法5, 育規5 育規4, 育休通知
病気休暇について（副申）	休暇報告書	勤規11, 取規3① 技基6④
〃	〃	取規6①
		取規4①
職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
休暇報告書（90日を超える場合は副申） 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④, 7① 服規14①
〃	〃	〃
		取規4①
職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	職員の出勤報告書	取規5①, 技基7② 服規14②
休暇報告書 （高血圧症等で90日を超える場合は副申）	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④
〃	〃	〃
		取規4①
職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
休暇報告書 指定期間申出書・介護休暇簿・勤務時間の割振表の写し	休暇報告書	勤規14, 19 取規7
〃	〃	〃
休暇報告書 介護時間に係る休暇簿・勤務時間の割振表の写し	休暇報告書	勤規19① 取規7
職員の休職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職について（内申）	分条4, 取規3②
職員の休職期間の延長について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職期間の延長について（内申）	取規6②
		取規4②
職員の復職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について（内申）	取規5②, 技基7②

- ・ 職員の分限に関する条例 分条
- ・ 学校職員の育児休業等について（平成4年3月30日付青教学第1245号） 育休通知
- ・ 県費負担教職員の服務の監督、勤務時間等に関する技術的な基準 技基
- ・ ○○市（町、村、組合）立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程案 服規

Ⅲ 学 校 事 務 指 導 訪 問

1 目 的

県費に係る給与・旅費の事務処理の適正を図るため実施する。

2 訪 問 時 期

原則として6月から10月までの期間とする。

3 令和5年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

4 確 認 書 類

(1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 現金受領額B報告書の学校控え及び関係書類
- エ 特殊勤務手当支給整理簿
- オ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- カ 時間外勤務命令票
- キ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- ク 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- コ 給与支給明細書
- サ 諸手当受給状況等一覧

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

(3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替え等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

※ 原則として、現年度分（分教室分も含む。）とする。なお、必要に応じて過年度分及び上記以外の確認書類を要する場合がある。

5 学校事務指導訪問における項目別確認内容

(1) 給与・旅費関係

項 目	確 認 内 容
前 渡 資 金 関 係	(1) 預金通帳と印章は別々に保管されているか。 (2) 預金通帳と印章の保管場所は施錠されているか。 (3) 口座に滞留しているものはないか。 (4) 前渡資金取扱者は支給日に出勤しているか。
通 勤 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 病気休暇等で通勤事実がない月に通勤手当が支給されていないか。 (4) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (5) 最新の通勤手当認定マニュアルは整備されているか。
住 居 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (4) 最新の住居手当認定マニュアルは整備されているか。
特 殊 勤 務 手 当 関 係	(1) 部活動指導及び対外競技等引率の実施計画・報告書類は整備されているか。 (2) 部活動指導及び対外運動競技等引率手当の業務は適切か。 (3) 部活動指導手当の従事日は週休日及び休日等で、従事時間は児童の指導については2時間以上、生徒の指導については3時間以上となっているか。 (4) 対外運動競技等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (5) 修学旅行等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (6) 特別支援教育手当の勤務日数が出勤簿と符合しているか。 (7) 東青教育事務所HPに掲載の資料「学校職員の特殊勤務手当」を活用しているか。
時 間 外 勤 務 手 当 関 係	(1) 従事時間は適切か。 (2) 命令票に校長印等の押印漏れはないか。 (3) 従事時間数の計算は適正か。 (4) 週休日の振替え等による25/100の手当が適正に支給されているか。 (5) 命令簿と実績報告書の時間数は一致しているか。
そ の 他 手 当	(1) 単身赴任手当の届出内容に変更はないか。 (2) へき地手当に準ずる手当の届出内容に変更はないか。
旅 行 命 令 関 係	(1) 配分予算で執行するにあたり、どのようにして旅行命令計画を立てているか。 (2) 旅行命令簿・復命書・出勤簿の記載は一致しているか。 (3) 開催通知・要項は添付（保管）されているか。 (4) 概算払いや宿泊を伴う旅行について、精算確認をしているか。
復 命 書 関 係	(1) 復命漏れはないか。 (2) 復命書の記載内容は適正か。 (3) 復命確認は行っているか。
旅 費 請 求 関 係	(1) 旅行後速やかに旅費を請求しているか。 (2) 旅費の請求漏れはないか。 (3) 1日2回以上の旅行をする場合（赴任旅費を含む）の旅行雑費の計算は適正か。 (4) 支給対象外（半径2km以内）の旅費を請求していないか。 (5) 主催者等から旅費が別途支給されているにもかかわらず、一般旅費としても旅費を全額で請求していないか。 (6) 旅費関係質疑応答集は整備されているか。（最新版：平成31年4月）

(2) 学務関係

項 目	確 認 内 容
出 勤 簿 関 係	(1) 年次休暇簿、特別休暇簿、週休日の振替え等命令簿、職務に専念する義務の免除願、旅行命令簿等と一致しているか。 (2) 記録事項を正しく表示しているか。 (3) 同日に2以上の記録事項がある場合は、併記しているか。
年 次 休 暇 簿 関 係	(1) 休憩時間を含む時間単位での年次休暇（以下「時休」という。）を取得する際、残日数から差引く時間数は、休憩時間分を除いているか。また、備考欄にその休憩時間がわかるように記入しているか。 (2) 時休を取得する際、時間帯（〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで）を記入しているか。 (3) 出勤簿に照らし、届出の漏れがないか。また、確認印・本人印の漏れがないか。 (4) 臨時的任用職員について、臨時的任用職員の休暇に関する要綱により付与日数を算出しているか。 (5) 休憩時間を2回以上に分割している勤務形態において、7時間45分未満の年次休暇を、半日単位での年次休暇とせず、時休として取得しているか。 (6) 病気休暇に引き続いて、年次休暇を取得していないか。 (7) 残日数の計算は適正か。 (8) 勤務を命ぜられた週休日及び休日に年次休暇を取得していないか。
特 別 休 暇 簿 関 係	(1) 承認の際、届出された休暇の要件の確認のための証明書類の添付や、備考欄への記載をさせているか。 (2) 出勤簿に照らし、届出漏れがないか。また、承認印・本人印の漏れがないか。 (3) 夏季休暇が効果的に取得されているか。（原則連続4日の取得）
週 休 日 の 振 替 等 命 令 簿 関 係	(1) 週休日の振替え等命令により週休日に勤務を命ずる際、特に勤務することを命ずる必要がある場合にのみでことに留意しているか。 (2) 週休日の振替を、原則として当該日を起算日とする前4週・後8週までにしているか。（教員等のみ特例として直近の長期休業期間まで） (3) 振替後の週休日を再度振替していないか。 (4) 休日の勤務命令について、代休日の指定簿を作成しているか。 (5) 代休日の指定を、当該日を起算日とする後8週までにしているか。
職務に専念する義務の免除願関係（職専免）	(1) 内容や職種ごとの承認権者の承認を得ているか。 (2) 免除願に、記入事項（期間や時間、職専免となる事由）を漏れなく記入しているか。また、記入事項の確認のための証明書類を添付しているか。 (3) 職専免が必要な期間（時間）のみを承認しているか。 (4) 勤務場所を離れて行う研修の場合、承認・報告確認の手続をしているか。
修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係	(1) 1日の勤務時間を、原則として3時間45分以上12時間以内で割振りしているか。 (2) 15分単位で割振りしているか。 (3) 週当たり38時間45分となるよう割振りしているか。 (4) 4週間の期間で割振りしているか。また、割振り期間内に、週休日を8日設けているか。
履 歴 カ ー ド 関 係	(1) 辞令の文言を正しく記載しているか。 (2) 4月1日付け昇給については、「〇級〇号給を給する（昇給区分〇（〇号給））」と、発令通知のとおり（ ）内についても記載しているか。 (3) 辞令によらない発令（充て指導主事や研究員の任免等）について記載しているか。 (4) 表紙の記載事項について、変更があった場合、追加記載や訂正をしているか。 (5) 表紙の勤務歴欄に臨時的任用職員の勤務歴を記載していないか。 (6) 教員免許等の取得年月日、番号、授与権者の記載漏れはないか。

資料

研究指定校一覧

区分	学 校 名	指 定 内 容	年 度
文科省	外ヶ浜町立蟹田小学校 外ヶ浜町立蟹田中学校	道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	令和5年度
県 教 育 委 員 会	青森市立浪打小学校	LD、ADHD等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業	平成18年度～
	青森市立長島小学校		平成18年度～
	青森市立浪打中学校		平成26年度～
	青森市立浦町中学校		平成26年度～
	平内町立小湊小学校		令和2年度～
	外ヶ浜町立蟹田小学校		令和2年度～
	外ヶ浜町立三厩中学校	命を守る！防災教育推進事業	令和3年度～令和5年度
	外ヶ浜町立三厩小学校	小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業	令和3年度～令和5年度
	青森市立甲田中学校	健康教育実践研究支援事業	令和5年度～令和6年度
	平内町立東小学校	交通安全プロモーション事業	令和5年度～令和6年度
	青森市立浪打中学校	県民の未来の健康創造事業	令和5年度～令和10年度
	青森市立荒川中学校		
	平内町立平内中学校		
	青森市立浪打小学校		
	青森市立合浦小学校		
	青森市立荒川小学校		
	青森市立高田小学校		
	平内町立小湊小学校		
	平内町立山口小学校		
	平内町立東小学校		

東青教育事務所関係事業協力校一覧

事業名	学校名
管内複式学級担任者研修会	外ヶ浜町立三厩小学校
管内道德教育研究協議会	外ヶ浜町立蟹田小学校 外ヶ浜町立蟹田中学校
特別支援教育（知的障害、自閉症・情緒障害等）新担当教員実地研修会	青森県立青森第二養護学校
地区就学相談・教育相談会	外ヶ浜町立蟹田小学校

青森市教育委員会指定校一覧

【未来社会を創造する子どもを育成するための小中一貫及び小・中連携事業】

令和3年度 ～ 令和5年度	第1エリア	青森市立浪岡中学校 青森市立女鹿沢小学校	青森市立浪岡南小学校 青森市立浪岡野沢小学校	青森市立浪岡北小学校 青森市立本郷小学校
	第2エリア			
	第3エリア	青森市立浦町中学校 青森市立葭町小学校	青森市立浦町小学校 青森市立橋本小学校	青森市立堤小学校
	第4エリア	青森市立東中学校 青森市立東陽小学校	青森市立原別小学校	青森市立野内小学校
令和4年度 ～ 令和6年度	第1エリア	青森市立油川中学校	青森市立油川小学校	
	第2エリア	青森市立三内中学校	青森市立三内西小学校	青森市立三内小学校
	第3エリア	青森市立南中学校 青森市立長島小学校	青森市立大野小学校	青森市立浜田小学校
	第4エリア	青森市立戸山中学校	青森市立戸山西小学校	
令和5年度 ～ 令和7年度	第1エリア	青森市立沖館中学校	青森市立沖館小学校	青森市立篠田小学校
	第2エリア	青森市立西中学校	青森市立浪館小学校	青森市立泉川小学校
	第3エリア	青森市立筒井中学校	青森市立筒井小学校	青森市立筒井南小学校
	第4エリア	青森市立造道中学校	青森市立造道小学校	青森市立小柳小学校

【青森市学校保健安全推進校】

年 度	学 校 名
令和4年度～令和5年度	青森市立筒井南小学校
令和5年度～令和6年度	青森市立佃小学校

管内学校教育関係事業・研修一覧表

No.	事業名	実施期日	対象者	会場
1	小・中学校校長会議	4月11日(火)	各小・中学校校長	県総合社会教育センター
2	小・中学校教頭会議	4月13日(木)	各小・中学校教頭	県総合社会教育センター
3	特別支援教育支援員等 スキルアップ研修会	4月28日(金)	各小・中学校特別支援教育支援員等 及び教育委員会特別支援担当者(東郡対象)	アピオあおもり
4	臨時講師等研修会	5月2日(火)	小・中学校臨時講師及び養護助教諭(任期付き職員を含む)(東郡対象)	県総合社会教育センター
5	AOMORI 中英ネットワーク ショップ	5月22日(月) 9月13日(水) 1月31日(水)	「AOMORI ENGLISH MODEL」を通じた授業づくり 中学校において英語科の授業を担当する教員等 3回の研修を全て受講することが原則 ※各中学校可能な限り1名以上 ＜県教委新事業＞	勤務校(オンライン)
6	複式学級担任者研修会	6月2日(金)	小学校複式学級新担当教員及び希望者(特別支援学級で2個学年以上を担当している教員等)	外ヶ浜町立三厩小学校
7	安心できる学校づくり研修会	6月28日(水)	各小・中学校ハートフルリーダー・いじめ防止推進教師等1名以上	県総合社会教育センター
8	性に関するセミナー	7月6日(木)	小・中・高・特支教員希望者	県総合社会教育センター
9	小学校外国語活動・外国語科担当教員、英語専科指導教員研究協議会	7月7日(金)	小学校外国語活動・外国語科の指導に当たる教員及び英語専科指導教員の希望者(東郡は各校1名)	県総合学校教育センター
10	地区就学相談・教育相談会	7月25日(火) 7月26日(水)	幼児・児童・生徒の保護者及び指導担当者	アピオあおもり 外ヶ浜町立蟹田小学校
11	小学校教育課程研究集会 (オンデマンド型研修)	7月下旬～ 8月中旬(予定) 120分程度	令和3年度に受講していない教員(校長を含む) 校長を含む全教員の原則3分の1程度の職員	各小学校
12	中学校教育課程研究集会 (オンデマンド型研修)	8月上旬～ 8月下旬(予定) 120分程度	校長を含む全教員	各中学校
13	多様な教育機会を活用した教育支援推進事業教員研修会(不登校への効果的な対応について)	8月3日(木)	小・中学校教員希望者 ※各校1名以上 ＜県教委新事業＞	県総合学校教育センター

No.	事業名	実施期日	対象者	会場
14	東青管内小・中学校道德教育研究協議会（1日間） ＜講義・演習＞ （文部科学省指定令和5年度道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を兼ねる。）	8月17日（木）	小・中学校教員希望者（東郡は各校1名以上） ※2日目の授業と同一の教材で指導案作成	県総合社会教育センター
15	東青管内小・中学校道德教育研究協議会（2日間） （文部科学省指定令和5年度道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を兼ねる。）	9月26日（火）	中学校教員希望者 ※授業参観・研究協議	外ヶ浜町立蟹田中学校
		10月27日（金）	小学校教員希望者 ※授業参観・研究協議	外ヶ浜町立蟹田小学校
16	体育・食育の楽しさアップ研修会〔東青地区〕	8月18日（金）	各小学校中学年担任等1名	県総合学校教育センター
17	特別支援教育（知的障害、自閉症・情緒障害等）新担当教員実地研修会	8月31日（木）	各小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室新担当教員（臨時講師を含む）、並びに経験3年未満でこの研修を受けていない者	県立青森第二養護学校
18	県立高等学校入学者選抜要項説明会	9月8日（金）	各中学校進路指導担当教員等	県総合学校教育センター
19	部活動の在り方に関する研修会	9月29日（金）	小・中・高教員、市町村担当者、部活動指導員、外部指導者、スポーツ少年団指導者等 ※各中・高等学校可能な限り1名以上	県総合社会教育センター
20	学校安全指導者研修会（災害安全）	10月3日（火）	中学校教職員希望者	県総合学校教育センター
21	学校安全指導者研修会（生活安全）	10月12日（木）	小学校教職員希望者	県総合学校教育センター
22	子どもの健康に関する研修会	10月30日（月）	幼・小・中・高・特支教職員希望者	県総合学校教育センター
23	中学校保健体育担当者研修会	11月7日（火）	各中学校保健体育科担当教員 各校可能な限り1名以上	県武道館
24	地域生徒指導連絡協議会合同会議	11月24日（金）	各小・中学校の生徒指導担当教員又は各地域生徒指導協議会員の1名	県総合社会教育センター
25	性に関する指導者研修会	11月24日（金）	小・中・高・特支教員希望者	県総合学校教育センター
26	冬季学校体育実技講習会	1月9日（火）～ 10日（水）	小・中・高・特支教員希望者	モヤヒルズ
27	学校教育関係行事予定調整会議	1月11日（木）	市町村教育委員会担当者及び関係研究団体等代表者（東郡対象）	県総合社会教育センター
28	健康教育指導者研修会	1月17日（水）	中学校教職員希望者	県総合学校教育センター
29	命を守る！防災教育推進事業成果発表会	1月30日（火）～ 2月1日（木）	小・中・高・特支教員希望者 ※三日間のうち、希望する研修日を選択	県総合社会教育センター
30	初任者研修次年度実施校事前説明会	3月26日（火）	研修対象初任者配置校教務主任又は実務担当教員、教育委員会担当者（東郡対象）	県総合社会教育センター

管内社会教育・社会体育関係事業・研修一覧

No.	事業名	実施期日	対象者	会場
1	管内生涯学習・社会教育行政関係者研修会	5月18日(木)	市町村生涯学習・社会教育担当者 公民館担当職員等	県総合社会教育センター
2	事業訪問	通年	教育委員会社会教育担当者等	管内各市町村教育委員会
3	第1回管内生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議	5月26日(金)	市町村生涯学習・社会教育主管課長 及び担当者	県総合社会教育センター
4	放課後子ども総合プラン支援員等研修会（前期）	1回目 6月13日(火) 2回目 6月14日(水)	地域学校協働本部関係者 放課後子ども教室関係者 土曜学習関係者 放課後児童クラブ関係者 児童館関係者 学校関係者 市町村職員 教育委員会職員 児童福祉関係職員等	県総合社会教育センター
5	地域学校協働活動研修	8月9日(水)	地域連携担当教職員等（県立学校及び小・中学校教職員）、市町村教育委員会職員 ※小・中学校は、可能な限り各校1名以上	県総合社会教育センター
6	放課後子ども総合プラン支援員等研修会（後期）	1回目 9月12日(火) 2回目 9月13日(水)	地域学校協働本部関係者 放課後子ども教室関係者 土曜学習関係者 放課後児童クラブ関係者 児童館関係者 学校関係者 市町村職員 教育委員会職員 児童福祉関係職員等	県総合社会教育センター
7	スポーツ推進委員東青地区研修会	10月7日(土)	市町村スポーツ推進委員 市町村教育委員会社会体育担当者等	蓬田村農業者トレーニングセンター
8	計画訪問	10月～11月	教育委員会社会教育担当者等	管内各町村教育委員会
9	第2回管内生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議	2月29日(木)	市町村生涯学習・社会教育主管課長 及び担当者	県総合社会教育センター

管内市町村教育委員会一覧

教育委員会	所在地 メールアドレス	電話・FAX番号	教育長名
青森市教育委員会	〒030-0801 青森市新町一丁目3の7	総務課 ☎ (017)718-1340 FAX (017)718-1371	工藤 裕司
	総務課 ✉ kyoiku-somu@city.aomori.aomori.jp	学務課 ☎ (017)718-1402 FAX (017)718-1372	
	学務課 ✉ gakumu@city.aomori.aomori.jp	文化学習活動推進課 ☎ (017)718-1376 FAX (017)718-1371	
	文化学習活動推進課 ✉ bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp	指導課 ☎ (017)718-1869 FAX (017)718-1372	
青森市教育研修センター	指導課 ✉ kyoiku-shido@city.aomori.aomori.jp	浪岡教育課 ☎ (0172)62-3003 FAX (0172)62-8166	
	浪岡教育課 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101の1 ✉ n-kyoiku@city.aomori.aomori.jp		
青森市教育研修センター	〒030-0903 青森市栄町一丁目10の10 ✉ kyoiku-center@city.aomori.aomori.jp	☎ (017)743-4900 FAX (017)744-5772	
平内町教育委員会	〒039-3321 平内町小湊字下槻12の1 学校教育課 ✉ gakkokyoiku@town.hiranai.aomori.jp 生涯学習課 ✉ shogaigakushu@town.hiranai.aomori.jp	☎ (017)755-2565 FAX (017)755-2078	渡辺 伸一
外ヶ浜町教育委員会	〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44の2 学務課 ✉ gakumu@town.sotogahama.lg.jp 社会教育課 ✉ shakai-kyoiku@town.sotogahama.lg.jp	学務課 ☎ (0174)31-1235 FAX (0174)31-1234 社会教育課 ☎ (0174)31-1233 FAX (0174)31-1234	五十嵐 義人
今別町教育委員会	〒030-1502 今別町大字今別字今別166 ✉ kyoiku@town.imabetsu.lg.jp	☎ (0174)35-2157 FAX (0174)35-3923	佐藤 泰仁
蓬田村教育委員会	〒030-1203 蓬田村郷沢字浜田136の76 ✉ yomo-kg2@vill.yomogita.lg.jp	☎ (0174)31-3111 FAX (0174)31-3112	吉崎 博

学 校 一 覧

青森市小学校 42校

()は特別支援学級で内数

	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき 地級
1	造 道	〒030-0911 青森市造道三丁目4の16 ☎ (017)741-0614 FAX (017)741-0618 ✉ tsukurimichisyo@aomoricity.ed.jp	原 昌志	本堂 薫	17 (3)	
2	浪 打	〒030-0961 青森市浪打一丁目4の1 ☎ (017)742-3347 FAX (017)742-3349 ✉ namiuchisyo@aomoricity.ed.jp	原子 雄治	鳴海 良子	15 (5)	
3	佃	〒030-0962 青森市佃二丁目6の1 ☎ (017)741-0381 FAX (017)741-0384 ✉ tsukudasyo@aomoricity.ed.jp	山田 彰利	徳差 豪	20 (3)	
4	合 浦	〒030-0904 青森市茶屋町32の17 ☎ (017)741-3001 FAX (017)741-3003 ✉ gapposyo@aomoricity.ed.jp	増尾 敏彦	中村 徳郎	8 (2)	
5	堤	〒030-0813 青森市松原二丁目4の4 ☎ (017)734-5579 FAX (017)734-5621 ✉ tsutsumisyo@aomoricity.ed.jp	山崎 斉	山崎 敏	17 (4)	
6	菟 町	〒030-0811 青森市青柳二丁目7の25 ☎ (017)734-2004 FAX (017)734-5654 ✉ tabakomachisyo@aomoricity.ed.jp	中村 健	横山 仁志	5 (2)	
7	橋 本	〒030-0823 青森市橋本一丁目9の17 ☎ (017)734-6136 FAX (017)734-5774 ✉ hashimotosyo@aomoricity.ed.jp	伊藤 忠之	横山由紀夫	5 (2)	
8	浦 町	〒030-0822 青森市中央二丁目17の13 ☎ (017)734-2704 FAX (017)734-6014 ✉ uramachisyo@aomoricity.ed.jp	岡田 英樹	小向 公一	12 (2)	
9	長 島	〒030-0861 青森市長島三丁目8の1 ☎ (017)776-2244 FAX (017)776-2253 ✉ nagashimasyo@aomoricity.ed.jp	千葉 勝	工藤あゆみ	8 (2)	
10	古 川	〒030-0862 青森市古川三丁目7の14 ☎ (017)776-8005 FAX (017)776-8014 ✉ furukawasyo@aomoricity.ed.jp	高瀬 一元	大水 規子	9 (3)	
11	甲 田	〒030-0853 青森市金沢一丁目6の1 ☎ (017)776-5054 FAX (017)776-5058 ✉ koudasyo@aomoricity.ed.jp	米田 学	佐藤 健	8 (2)	
12	千 刈	〒038-0015 青森市千刈一丁目10の20 ☎ (017)766-0946 FAX (017)766-0947 ✉ sengarisyo@aomoricity.ed.jp	盛 秀一	立崎 智康	12 (2)	
13	篠 田	〒038-0011 青森市篠田三丁目16の2 ☎ (017)781-0033 FAX (017)781-0045 ✉ shinodasyo@aomoricity.ed.jp	森山 浩平	太田 純	21 (5)	
14	沖 館	〒038-0002 青森市沖館五丁目3の1 ☎ (017)781-0502 FAX (017)781-0523 ✉ okidatesyo@aomoricity.ed.jp	大賀 重樹	梅津 克文	21 (3)	
15	油 川	〒038-0059 青森市油川字船岡36 ☎ (017)788-1202 FAX (017)788-1295 ✉ aburakawasyo@aomoricity.ed.jp	大川雄一郎	奥崎 健二	20 (4)	
16	荒 川	〒030-0111 青森市荒川字柴田92の5 ☎ (017)739-2244 FAX (017)739-5179 ✉ arakawasyo@aomoricity.ed.jp	外崎陵一郎	小鹿 弘人	9 (3)	
	金浜 分教室	〒030-0145 青森市金浜字伊吹22の1 ☎ (017)762-2551 FAX (017)762-2552 ✉ kanehamabun@aomoricity.ed.jp			1 (1)	
17	高 田	〒030-0151 青森市高田字川瀬200の5 ☎ (017)739-5101 FAX (017)739-5264 ✉ takadasyo@aomoricity.ed.jp	戸田 英樹	伊藤 永子	5 (2)	
18	原 別	〒030-0921 青森市原別字袖崎8 ☎ (017)726-3100 FAX (017)726-2237 ✉ harabetsusyo@aomoricity.ed.jp	三浦 孝仁	山館伸太郎	15 (3)	
19	浜 館	〒030-0916 青森市田屋数字下り松17 ☎ (017)742-2141 FAX (017)742-2157 ✉ hamadatesyo@aomoricity.ed.jp	宮野 孝晶	松尾 浩昭	12 (3)	
20	筒 井	〒030-0944 青森市筒井一丁目1の1 ☎ (017)741-6561 FAX (017)741-6563 ✉ tsutsuisyo@aomoricity.ed.jp	柴田美穂子	成田 博樹	21 (4)	

	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき 地級
21	横 内	〒030-0122 青森市野尻字野田60 ☎ (017)738-2241 FAX (017)738-2242 ✉ yokouchisyo@aomoricity.ed.jp	佐藤 卓司	嶋 満昭	11 (2)	
	合子沢 分教室	〒030-0134 青森市合子沢字松森265 ☎ (017)738-2054 FAX (017)738-2046 ✉ bunkyoushitsu@aomoricity.ed.jp			0 (0)	
22	新 城	〒038-0042 青森市新城字平岡266の14 ☎ (017)788-0713 FAX (017)788-0765 ✉ shiniyousyo@aomoricity.ed.jp	小森 健洋	木村 武紀	16 (3)	
23	野 内	〒039-3503 青森市野内字菊川155 ☎ (017)726-3240 FAX (017)726-3241 ✉ nonaisyo@aomoricity.ed.jp	権代 一徳	石澤 照英	6 (1)	
24	金 沢	〒030-0853 青森市金沢四丁目5の1 ☎ (017)776-4695 FAX (017)776-4703 ✉ kanazawasyo@aomoricity.ed.jp	澤田 裕一	村上 英夫	23 (5)	
25	三 内	〒038-0032 青森市里見一丁目9の1 ☎ (017)781-0308 FAX (017)781-0344 ✉ sannaisyo@aomoricity.ed.jp	折館 尚子	瀬下 高志	14 (2)	
26	浜 田	〒030-0843 青森市浜田字豊田36の2 ☎ (017)734-5387 FAX (017)734-5546 ✉ hamadasyo@aomoricity.ed.jp	鹿内 安栄	築館 雅樹	23 (5)	
27	小 柳	〒030-0915 青森市小柳四丁目6の1 ☎ (017)741-1285 FAX (017)741-1287 ✉ koyanagisyo@aomoricity.ed.jp	野沢 寿恵	東 真史	25 (7)	
28	泉 川	〒038-0022 青森市浪館字泉川1の1 ☎ (017)739-2111 FAX (017)739-2142 ✉ izumikawasyo@aomoricity.ed.jp	越田 強	安田 博文	25 (2)	
29	浪 館	〒038-0024 青森市浪館前田三丁目23の1 ☎ (017)766-7470 FAX (017)766-7445 ✉ namidatesyo@aomoricity.ed.jp	須藤香代子	高坂 隆幸	15 (4)	
30	幸 畑	〒030-0943 青森市幸畑字松元50の2 ☎ (017)738-0939 FAX (017)738-0946 ✉ kouhatasyo@aomoricity.ed.jp	西村 健	工藤 寛之	9 (2)	
31	大 野	〒030-0847 青森市東大野一丁目3の1 ☎ (017)739-8338 FAX (017)739-8354 ✉ oonosyo@aomoricity.ed.jp	須藤 隆文	逢坂 英人	22 (4)	
32	戸山西	〒030-0957 青森市蛭沢三丁目1の1 ☎ (017)743-7722 FAX (017)743-7724 ✉ toyamanishisyo@aomoricity.ed.jp	石川 慎哉	荒谷 俊治	13 (3)	
33	筒井南	〒030-0944 青森市筒井字ハツ橋46の1 ☎ (017)738-9292 FAX (017)738-9293 ✉ tsutsuiminamisyo@aomoricity.ed.jp	相馬 克典	柳谷 修	15 (3)	
34	三内西	〒038-0031 青森市三内字丸山86の1 ☎ (017)781-1101 FAX (017)781-1104 ✉ sannainishisyo@aomoricity.ed.jp	菊池 信吾	市橋 慶録	17 (4)	
35	新城中央	〒038-0042 青森市新城字平岡141の1 ☎ (017)788-5010 FAX (017)788-5042 ✉ siniyoutyuuousyo@aomoricity.ed.jp	中嶋 裕明	鷺尾 司	19 (3)	
36	東 陽	〒039-3505 青森市宮田字玉水181の1 ☎ (017)726-2227 FAX (017)726-2230 ✉ touyousyo@aomoricity.ed.jp	木村 英俊	岩森美代子	7 (2)	
37	北	〒038-0052 青森市清水字浜元181 ☎ (017)754-2009 FAX (017)754-2083 ✉ kitasyo@aomoricity.ed.jp	田澤 直子	三上 功大	8 (2)	
38	女鹿沢	〒038-1332 青森市浪岡大字下十川字扇田19の2 ☎ (017)62-3103 FAX (017)62-3120 ✉ megasawasyo@aomoricity.ed.jp	林 亨	水谷 和憲	8 (2)	
39	浪岡野沢	〒038-1344 青森市浪岡大字吉野田字平野51の2 ☎ (017)62-4142 FAX (017)62-4202 ✉ namiokanozawasyo@aomoricity.ed.jp	若山 一久	田中 文夫	6 (0)	
40	本 郷	〒038-1323 青森市浪岡大字本郷字一本柳4 ☎ (017)62-3052 FAX (017)62-3053 ✉ hongousyo@aomoricity.ed.jp	浅利 徳幸	和田可矢毅	6 (1)	
41	浪岡北	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字淋城29 ☎ (017)62-7311 FAX (017)62-7312 ✉ namiokakitasyo@aomoricity.ed.jp	津嶋 一史	桜庭 幸久	14 (2)	
42	浪岡南	〒038-1325 青森市浪岡大字北中野字北畠3 ☎ (017)62-9175 FAX (017)62-9176 ✉ namiokaminamisyo@aomoricity.ed.jp	福士 竜也	八木橋直哉	9 (2)	

青森市中学校 19校

()は特別支援学級で内数

	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき 地級
1	造 道	〒030-0914 青森市岡造道二丁目14の1 ☎ (017)741-3413 FAX (017)741-7742 ✉ tsukurimichichu@aomoricity.ed.jp	佐保 美幸	松浦 巨樹	18 (3)	
2	浪 打	〒030-0902 青森市合浦一丁目11の10 ☎ (017)741-6461 FAX (017)742-2554 ✉ namiuchichu@aomoricity.ed.jp	近藤 鉄也	武井 まゆみ	12 (5)	
3	佃	〒030-0963 青森市中佃二丁目7の1 ☎ (017)742-4251 FAX (017)742-5090 ✉ tsukudachu@aomoricity.ed.jp	笹 弘道	齊藤 忠	17 (3)	
4	浦 町	〒030-0821 青森市勝田二丁目25の12 ☎ (017)774-2231 FAX (017)774-2232 ✉ uramachichu@aomoricity.ed.jp	木村 信一	猪股 歳生	17 (3)	
5	古 川	〒038-0013 青森市久須志二丁目9の1 ☎ (017)776-4622 FAX (017)776-5125 ✉ furukawachu@aomoricity.ed.jp	澤田 孝頼	十川 和広	11 (2)	
6	甲 田	〒030-0853 青森市金沢三丁目11の1 ☎ (017)776-7625 FAX (017)776-2990 ✉ koudachu@aomoricity.ed.jp	大友 啓文	木村 文俊	14 (2)	
7	沖 館	〒038-0002 青森市沖館五丁目19の1 ☎ (017)781-0855 FAX (017)782-3909 ✉ okidatechu@aomoricity.ed.jp	藤田 孝仁	常田 隆幸	15 (2)	
8	油 川	〒038-0058 青森市羽白字沢田471 ☎ (017)788-0428 FAX (017)788-0614 ✉ aburakawachu@aomoricity.ed.jp	高屋 美穂	工藤 哲也	12 (4)	
9	荒 川	〒030-0145 青森市金浜字稲田107 ☎ (017)739-2144 FAX (017)739-2149 ✉ arakawachu@aomoricity.ed.jp	長尾 信	山内 明人	5 (2)	
	金浜 分教室	〒030-0145 青森市金浜字伊吹22の1 ☎ (017)762-2551 FAX (017)762-2552 ✉ kanehamabun@aomoricity.ed.jp		栃丸 庄司	2 (2)	
10	筒 井	〒030-0945 青森市桜川八丁目15の1 ☎ (017)741-7161 FAX (017)741-3220 ✉ tsutsuichu@aomoricity.ed.jp	山田 大介	佐藤 研	15 (2)	
11	横 内	〒030-0125 青森市四ツ石字里見64の6 ☎ (017)738-2143 FAX (017)738-6343 ✉ yokouchichu@aomoricity.ed.jp	横山 博	里村 裕歳	8 (2)	
	合子沢 分教室	〒030-0134 青森市合子沢字松森265 ☎ (017)738-2054 FAX (017)738-2046 ✉ bunkyoushitsu@aomoricity.ed.jp		竹内 裕樹	1 (0)	
12	新 城	〒038-0042 青森市新城字平岡160の10 ☎ (017)788-0715 FAX (017)788-0722 ✉ shinjyouchu@aomoricity.ed.jp	中村 薫	工藤 雅人	14 (3)	
13	西	〒038-0022 青森市浪館字志田36 ☎ (017)781-0611 FAX (017)781-0504 ✉ nishichu@aomoricity.ed.jp	今別 幸司	三上 洋	18 (2)	
14	南	〒030-0845 青森市緑二丁目6の1 ☎ (017)734-4164 FAX (017)734-4165 ✉ minamichu@aomoricity.ed.jp	渡邊 諭	相馬 和実	22 (3)	
15	東	〒030-0923 青森市八幡林字熊谷28 ☎ (017)726-2135 FAX (017)726-2226 ✉ higashichu@aomoricity.ed.jp	袴田 康夫	熊澤 健一	11 (2)	
16	戸 山	〒030-0956 青森市赤坂一丁目1の1 ☎ (017)741-4384 FAX (017)741-4362 ✉ toyamachu@aomoricity.ed.jp	三橋 信子	横山 尚子	6 (2)	
17	三 内	〒038-0031 青森市三内字丸山108の4 ☎ (017)781-0102 FAX (017)782-9073 ✉ sannaichu@aomoricity.ed.jp	黒丸 健吾	大野 将臣	13 (2)	
18	北	〒038-0052 青森市清水字浜元135の1 ☎ (017)754-2002 FAX (017)754-2084 ✉ kitachu@aomoricity.ed.jp	葛西 富生	加福 欣克	3 (0)	
19	浪 岡	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字稲盛1 ☎ (017)62-6111 FAX (017)62-6114 ✉ namiokachu@aomoricity.ed.jp	櫻井 裕輝	村田 正茂	15 (2)	

東郡小学校 7校

()は特別支援学級で内数

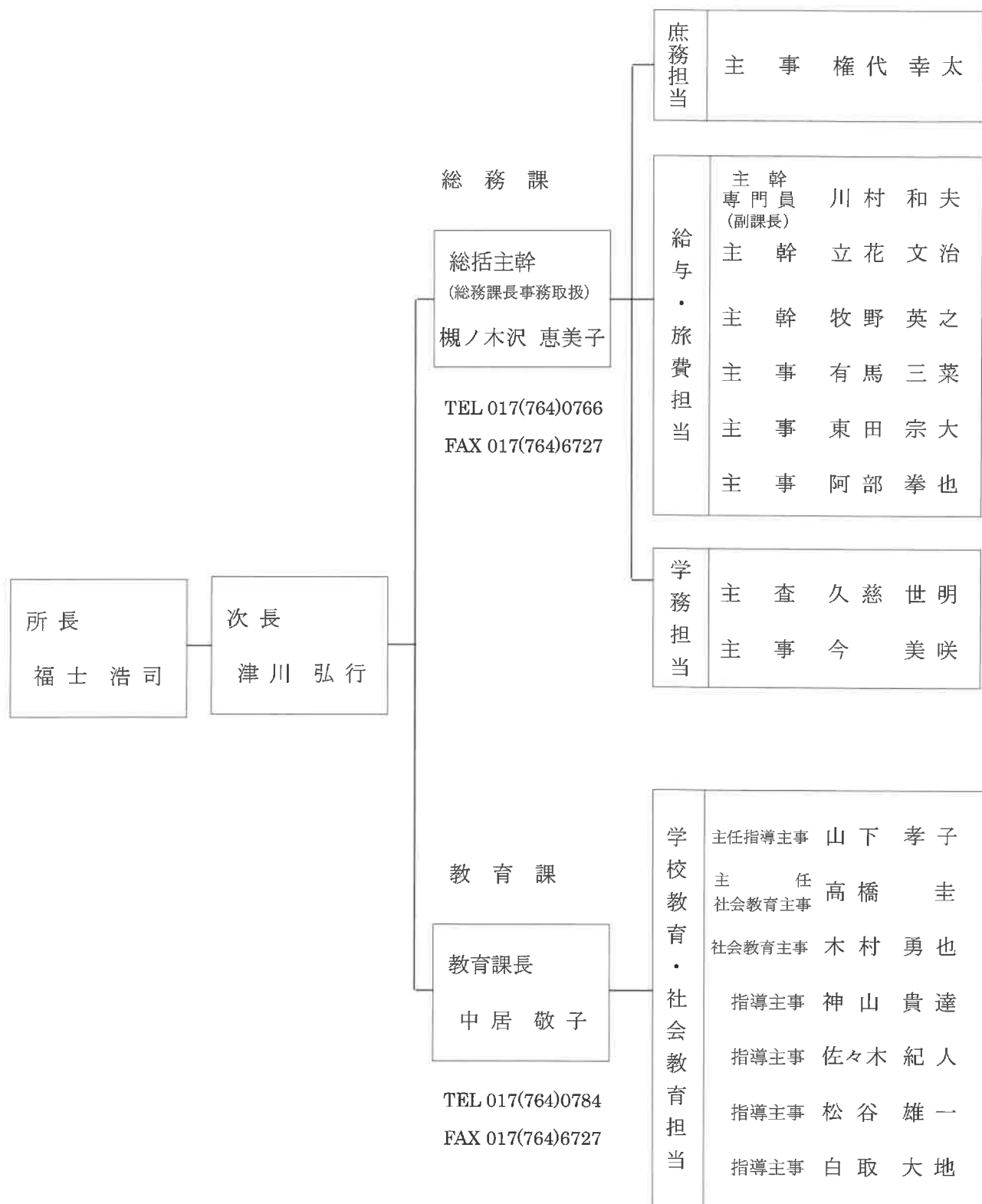
	町村名	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
1	平内町	小湊	〒039-3321 平内町小湊字後菟15 ☎ (017)755-4573 FAX (017)755-4796 ✉ kominato-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	木立 啓司	佐々木 卓	13 (3)	
2		山口	〒039-3363 平内町山口字小沢20の1 ☎ (017)755-3205 FAX (017)755-3294 ✉ yamaguchi-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	中屋久美子	阿部 洋治	9 (3)	
3		東	〒039-3342 平内町口広字水須3の9 ☎ (017)756-2352 FAX (017)756-2369 ✉ higashi-shogaku@town.hiranai.aomori.jp	工藤 隆幸	安保 泰仁	7 (2)	
4	外ヶ浜町	蟹田	〒030-1303 外ヶ浜町字蟹田鰯ヶ淵24の2 ☎ (0174)22-2037 FAX (0174)22-2507 ✉ kanita-syougaku@sotogahama.ed.jp	鷲尾 厚	花田 一仁	8 (2)	
5		三厩	〒030-1736 外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘1 ☎ (0174)37-2362 FAX (0174)37-2543 ✉ minmaya-syougaku@town.sotogahama.lg.jp	林 亨	古川 衛	4 (2)	2
6	今別町	今別	〒030-1502 今別町大字今別字西田258の90 ☎ (0174)35-2107 FAX (0174)35-2072 ✉ imasho@town.imabetsu.lg.jp	木村 佳嗣	赤田 季哉	6 (2)	1
7	蓬田村	蓬田	〒030-1212 蓬田村阿弥陀川字汐干198 ☎ (0174)27-2069 FAX (0174)27-3522 ✉ yomo-syou@triton.ocn.ne.jp	盛 明洋	大向 隆志	8 (2)	

東郡中学校 5校

()は特別支援学級で内数

	町村名	学校名	所在地 電話・FAX番号 メールアドレス	校長氏名	教頭氏名	学級数	へき地級
1	平内町	平内	〒039-3321 平内町大字小湊字新道46番地26 ☎ (017)752-1256 FAX (017)752-1257 ✉ hiranai-chugaku@town.hiranai.aomori.jp	加藤 日寿	乳井 秀樹	9 (3)	
2	外ヶ浜町	蟹田	〒030-1303 外ヶ浜町字蟹田田ノ沢78 ☎ (0174)22-2061 FAX (0174)22-2099 ✉ kanita-tyuugaku@sotogahama.ed.jp	太田 尚人	澤田 基	4 (1)	
5		三厩	〒030-1729 外ヶ浜町字三厩下平5の1 ☎ (0174)37-2042 FAX (0174)37-2504 ✉ minmaya-tyuugaku@sotogahama.ed.jp	目時 聖児	内山 義邦	3 (1)	3
4	今別町	今別	〒030-1511 今別町山崎字山崎108の2 ☎ (0174)35-3130 FAX (0174)35-3595 ✉ imachu@town.imabetsu.lg.jp	高井 洋	永山 雄一	2 (0)	1
5	蓬田村	蓬田	〒030-1203 蓬田村郷沢字浜田138 ☎ (0174)27-2038 FAX (0174)27-2117 ✉ yomo-chu@leaf.ocn.ne.jp	佐藤 由孝	中津 大輔	4 (1)	

機 構 図



総務課事務分掌一覧

職・氏名	事 務 分 掌
総括主幹 (総務課長事務取扱) 槻ノ木 恵美子	●総務課総括 ●公印保管 ●出納員 ●総括前渡資金取扱者 ●叙勲
主幹専門員(副課長) 川 村 和 夫	●中学校給与(青森市) ●中学校旅費(青森市) ●番号制度 ●学校事務研究会関係 ○給与・旅費総括 ○所得税 ○共済組合 ○互助会
主 幹 立 花 文 治	●小学校給与(青森市浜田小～北小、むつ市) ●小学校旅費(青森市浜田小～北小、むつ市) ●旅費配分・調査 ○給与費調査
主 幹 牧 野 英 之	●小学校給与 ●小学校旅費
主 査 久 慈 世 明	●教職員人事・服務 ●市町村教育委員会との連絡調整 ●学校設置・廃止
主 事 有 馬 三 菜	●小学校給与(青森市造道小～三内小) ●小学校旅費(青森市造道小～三内小、東津軽郡) ●給与・旅費総括 ●学校事務訪問 ○学校事務研究会関係 ○住民税
主 事 今 美 咲	●学級編制 ●教職員の昇給・昇格 ●休暇・休職 ●免許 ●公務災害 ●退職手当 ●教職員の履歴事項
主 事 権 代 幸 太	●庶務一般 ●経理 ●物品 ●事業旅費 ●文書管理 ●青森市教職員研修旅費 ●会計年度任用職員(初任研非常勤講師及び月額のスクール・サポート・スタッフを除く)報酬・旅費 ○社会保険・雇用保険
主 事 東 田 宗 大	●会計年度任用職員(初任研非常勤講師及び月額のスクール・サポート・スタッフ)報酬・旅費 ●給与・旅費 ●所得税 ●社会保険・雇用保険 ●共済組合 ●互助会 ○青森市教職員研修旅費 ○文書管理 ○番号制度
主 事 阿 部 拳 也	●小学校給与(青森市女鹿沢小～浪岡南小、東津軽郡、下北郡) ●小学校旅費(青森市女鹿沢小～浪岡南小、下北郡) ●中学校給与(東津軽郡、むつ市、下北郡) ●中学校旅費(東津軽郡、むつ市、下北郡) ●給与費調査 ●住民税 ○学校事務訪問 ○旅費配分・調査

※ ●：主担、○：副担

教 育 課 事 務

職 名 氏 名 (副担当)	担当教科等	「東青の教育」重点項目 担 当 内 容	主 担 当 事 業
教育課長 中 居 敬 子		・ 教育課総括	・ 総括
主任指導主事 山 下 孝 子 (神 山)	社 会 特別活動	・ 学校教育総括 ・ 特別活動の充実	・ 小・中学校校長会議 ・ 小・中学校教頭会議 ・ 学校教育関係行事予定調整会議
主任社会教育主事 高 橋 圭 (木 村)	【社会教育】	・ 生涯学習・社会教育総括 ・ 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人材の育成 ・ 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人材の育成 ・ 社会教育推進のための基盤整備 ・ 文化財の保護・保存と公開・活用	・ 生涯学習・社会教育主管課長及び担当学会議 ・ 放課後子ども総合プラン支援員等研修会（前・後期） ・ 学校を核とした地域づくり推進事業 ・ 小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業 ・ 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業
社会教育主事 (指導主事兼務) 木 村 勇 也 (高 橋)	体 育 保健体育 総合的な学習の時間	・ 体育・健康教育の充実 ・ キャリア教育の充実 ・ 総合的な学習の時間について	・ 体育・食育の楽しさアップ研修会 ・ 中学校保健体育担当者研修会 ・ 冬季学校体育実技講習会 ・ 中堅教諭等資質向上研修(養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員)
	【社会教育】	・ 地域スポーツの推進 ・ 生涯を通じた学びと社会参加の推進	・ スポーツ推進委員研修会 ・ 生涯学習・社会教育行政関係者研修会
指導主事 神 山 貴 達 (佐々木)	理 科 家 庭 技術・家庭	・ 生徒指導の充実 ・ 環境教育の推進	・ 安心できる学校づくり研修会 ・ 中学校教育課程研究集会(オンデマンド型研修) ・ 地域生徒指導連絡協議会合同会議 ・ 多様な教育機会を活用した教育支援推進事業教員研修会(不登校への効果的な対応について)
指導主事 佐々木 紀 人 (神 山)	外国語活動 外 国 語 図画工作 美 術 道 徳(中)	・ 国際化に対応する教育の推進 ・ 情報化に対応する教育の推進	・ 小・中学校外国語教育充実支援事業 ・ 県立高等学校入学者選抜要項説明会 ・ 臨時講師等研修会 ・ 小・中学校道徳教育研究協議会(副・中)
指導主事 松 谷 雄 一 (白 取)	算 数 数 学 道 徳(小)	・ 道徳教育の充実 ・ 研修の充実 ・ 複式教育について	・ 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 ・ 小・中学校道徳教育研究協議会(主・小) ・ 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修(教諭) ・ 幼児教育の理解・発展・推進事業 ・ 複式学級担任者研修会
指導主事 白 取 大 地 (松 谷)	国 語 生 活 音 楽 特別支援	・ 授業の充実 ・ 特別支援教育の充実 ・ 学校図書館について	・ 小学校教育課程研究集会(オンデマンド型研修) ・ 特別支援教育支援員等スキルアップ研修会 ・ 地区就学相談・教育相談会 ・ 特別支援教育巡回相談員 ・ 特別支援教育(知的障害、自閉症・情緒障害等)新担当教員実地研修会

分 掌 一 覧

関 連 業 務		
・学校教育全般 ・社会教育全般	・管内教育長会議 ・教科用図書	・校長会・教頭会 ・大学院教員派遣
・学校訪問計画 ・義務教育担当指導主事会議 ・教育課会議 ・年間行事、月行事調整 ・教育活動状況調査等各種調査 ・「学校教育指導の方針と重点」状況報告書	・学校評価 ・教職員等中央研修派遣 ・学校組織マネジメント、カリキュラムマネジメント研修派遣 ・北方領土問題関係派遣事業 ・法教育 ・主権者教育	・人権教育 ・統計教育 ・金融教育（租税教育） ・消費者教育
・地域学校協働活動 ・社会教育の教育委員会訪問 ・社会教育主事 ・社会教育委員連絡協議会 ・公民館、県立図書館	・社会教育関係表彰 ・視聴覚教育表彰 ・社会教育に係る各種調査 ・家庭教育支援 ・PTA、婦人会、子ども会等の支援	・子どもの読書活動推進 ・文化財 ・青少年教育 ・有害図書 ・「東青の教育」の編集
・全国体力・運動能力・運動習慣等調査 ・体格、体力、ライフスタイル調査 ・運動部活動 ・中体連 ・社会体育 ・社会教育関係職員研修	・いきいき青森っ子健康づくり事業 ・学校保健総合支援事業 ・食育事業 ・感染症対策 ・社会体育表彰	・東北学校保健大会 ・交通安全、事故報告 ・命を守る！防災教育推進事業 ・養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員研修 ・健康教育関係表彰 ・キャリア教育（各種体験活動）
・生徒指導連絡協議会・推進協議会 ・児童生徒指導状況報告書 ・生徒指導 ・教育相談 ・スクールカウンセラー配置・派遣事業	・スクールソーシャルワーカー配置事業 ・合同サポートチーム（STEPS） ・輝く笑顔推進キャンペーン ・善行児童生徒の表彰 ・環境教育	・エネルギー教育 ・科学の甲子園ジュニア ・義務教育諸学校教材整備 ・学習環境（学校教材）整備
・国際理解教育 ・小・中学校外国語教育充実支援訪問 ・小学校外国語活動・外国語科担当教員・英語専科指導教員研究協議会 ・日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会 ・英検ESG、英検IBA ・情報教育	・情報公開 ・著作権 ・高校受検、進路等関連事務（含有英会） ・高校学習 ・指導要録 ・教育課程全般	・教育課程届出書、報告書 ・東青地区中学校教育研究会 ・中文連、文化部活動 ・応募作品（図画工作・美術） ・全国学力・学習状況調査 ・県学習状況調査
・校長及び教員の資質の向上に関する指標 ・研修オンラインシステム ・県総合学校(社会)教育センター各種講座 ・郡内小中研究計画 ・研究集録	・道徳教育 ・幼保小連携 ・幼児教育の理解・発展・推進事業 ・青森県研究協議会 ・東小研	・へき地・複式教育 ・特別支援学級等の調査 ・特別支援教育に関する調査
・学習指導 ・特別の教育課程届出書、報告書 ・教育支援委員会 ・特別支援連絡協議会 ・地区特別支援連携協議会 ・LD、ADHDの児童生徒に対する通級による指導の在り方	・特別支援教育派遣研修 ・学校図書館 ・特色ある学校 ・文科省・文化庁関係事業(文化芸術による子供の育成事業等) ・伝統や文化に関する教育 ・応募作品（国語）	・「東青の教育」配布 ・広報（文部科学広報、教育広報あおりけん） ・赤十字 ・ユニセフ ・ユネスコ

災害等発生時の連絡体制

1 自然災害（火災、地震、台風、津波等）、弾道ミサイル等による被害関係対応

(1) 被害が発生した場合、臨時休業等の措置をとった場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
所轄する学校に被害が発生した場合	①被害状況を確認 ②速やかに教育事務所へ報告	総務課（総務課長） TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727 ◎緊急時対応番号 〔別途、市町村教育委員会へ通知〕
所轄する学校で臨時休業等の措置をとった場合	①措置の状況を確認 （臨時休業、午前授業、10時登校等） ②速やかに教育事務所へ報告	

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
（被害の有無に関わらず）	①所轄する学校の状況を確認 ②可能な限り速やかに教育事務所へ報告	総務課（総務課長） ※電話番号等は（1）参照

(3) 学校外での教育活動中（学校所在市町村以外）に災害に遭った場合

状 況	市町村教育委員会の対応	教育事務所 連絡先
（被害の有無に関わらず）	①安否、被害状況の確認 ②速やかに教育事務所へ報告	総務課（総務課長） ※電話番号等は（1）参照

2 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫対応

(1) 学校で以下の状況が発生した場合

状 況	学校及び市町村教育委員会の対応	教育事務所 担当
飼育している鳥類等の異常や死亡が発見された場合	①学校は、市町村教育委員会及び青森家畜保健衛生所へ連絡 ②市町村教育委員会は、教育事務所へ連絡	教育課（保健担当指導主事） TEL 017-764-0784 FAX 017-764-6727 ※参考 東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所 TEL 017-764-1744 FAX 017-728-0335 林業振興課 TEL 017-734-9963 FAX 017-734-8305
死亡している野鳥等が発見した場合	①学校は、市町村教育委員会へ連絡 ②市町村教育委員会は、東青地域県民局地域農林水産部林業振興課、教育事務所へ連絡	

(2) 養鶏等の農場施設で高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫が発生した場合（管内で発生）

対 応	教育事務所 担当
教育事務所は、市町村教育委員会に対し、県対策本部等の情報を提供 ※学校が臨時休業等の措置を行った場合は、市町村教育委員会から教育事務所へ報告	総務課（総務課長） TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727

3 教職員の事故等（交通事故・その他の事故）に係る対応

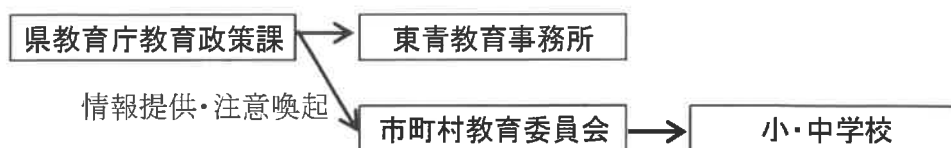
教職員の事故等（交通事故・その他の事故）が発生した際、市町村教育委員会は、「県費負担教職員の服務上の義務違反等に関する取扱基準」に基づき対応する。

教育事務所担当・・・総務課 学務担当 TEL 017-764-0766 FAX 017-764-6727

災害等発生時の連絡体制に係るフロー図

1 自然災害（火災、地震、台風、津波等）、弾道ミサイル等による被害関係対応

(1) 事前対応（台風の接近、強風・大雨・大雪等の警報及び特別警報発令時）



(2) 事後対応（被害状況・臨時休業等措置の第一報）



ア 被害発生または臨時休業等の措置をとった場合

被害状況及び臨時休業等の措置について直ちに報告

イ 管轄市町村内で震度5弱以上の地震が発生した場合

被害の有無に関わらず、被害状況及び臨時休業等の措置について直ちに報告

ウ 学校外での教育活動中に災害に遭った場合

安否、被害状況について直ちに報告

※市町村教育委員会からの報告は、所定の様式による。ただし、緊急時及び甚大な被害があった場合は、まず緊急時対応番号へ電話連絡をする

2 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫対応

(1) 学校で死亡している野鳥等を発見した場合の連絡



(2) 養鶏等の農場施設で高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫が管内で発生した場合の連絡



本県のみ

○教育者として使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
○豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員

○学び続ける向上心を持ち、常により
○児童生徒が生きていく未来社会を見

教員の資質の向

キャリア ステージ		採用時	形成期	
			初任から概ね採用5年目まで	
説明 観点		教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。		
人間力	教員としての素養	・ 教育的愛情と責任感、子どもの権利※1への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・ 豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・ 社会の変化や本県教育課題に対応し、常に学び続ける探究心及び向上心		
	教科等に関する指導	・ 教科等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり（計画・実践） ・ 教材・教具の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・ 児童生徒の学びの実態把握と各教科等の目標に基づいた授業の改善 ・ 他の教員からの学びを生かした授業改善	
指導力	保健管理 保健教育 【養護教諭】	・ 保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・ 学級担任等と連携した保健教育	
	食に関する指導 【栄養教諭】	・ 給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・ 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導	
	生徒指導	・ 児童生徒の成長や発達についての理解 ・ 生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解	・ 児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・ 児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・ 保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援	
	健康相談 【養護教諭】	・ 健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談	
	多様性への 理解と教育支援	・ 児童生徒の多様性と特別な教育的ニーズを有する児童生徒への理解 ・ 特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解	・ 実践を踏まえた児童生徒の多様性と個々のニーズ※2についての理解 ・ 児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携	
	学級・学年経営 及び学校運営	・ 学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・ 学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・ 安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底	
マネジメント力	保健室経営 保健組織活動 【養護教諭】	・ 保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・ 保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 学校教育目標を理解した保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・ 保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画	
	学校給食の管理 【栄養教諭】	・ 栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能	・ 栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践	
	同僚との 連携・協働	・ 組織の一員として求められる役割の理解	・ 積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・ 自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組	
	地域社会との 連携・協働	・ 家庭や地域社会との連携の必要性に関する理解 ・ 郷土の歴史や文化、自然等に対する理解	・ 家庭や地域社会との情報共有、連携・協働	
	ICT、情報・教育 データ活用力	・ 情報・教育データの利活用に関する基礎知識 ・ デジタル・シティズンシップ教育に関する基礎知識	・ ICTを活用した授業づくり ・ 情報・教育データを活用した個々の児童生徒の学習の改善 ・ デジタル・シティズンシップ教育の理解と実践 ・ 校務の効率化に向けたICT活用の提案	
		基 礎 的		

※1 子どもの権利…個人の尊重、差別の禁止、教育を受ける権利、福祉に係る権利、意見表明権・社会的活動への参画権、最善の利益の優先など

※2 基礎的スキル…端末やソフトウェア・アプリ等が更新された場合でも対応するための技術的能力

ざす教員像

良い実践を追い求める教員

据え、教育課題に挑戦し続ける教員

○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員

○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

上に関する指標

向上・発展期

概ね採用6年目から15年目まで

充実期

概ね採用16年目以降

実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。

専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。

評価・省察・改善

- 専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 - 児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 - 自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言	- 高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 - 授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善 - 学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割
- 保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 - 児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進	- 緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 - 学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画
- 学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し - 発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり	- 学校給食を生きた教材として組織的に活用する際の指導・助言 - 関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言
- 児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 - 児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 - 保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援	- 学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 - 教育活動全体を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割 - 関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割
児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談	組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決
- 児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 - 児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援	- 児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に対する指導や支援 - 児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進
- 学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 - 学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 - 学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組	- 学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 - 学校運営全般への参画と教育活動の活性化 - 学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進
- 健康課題解決のための的確な保健室経営計画の作成と保健室経営 - 活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営	- 保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 - 保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開
実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応	栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割
- 学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整 - 経験に応じた役割の理解と指導や助言	- 他の学年や分掌との連絡調整 - OJT(日常的な職場内研修)の推進を図る体制づくりと指導的役割
家庭や地域社会、学校間の連携・協働	地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進

スキル※3

- ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 - 情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 - デジタル・シティズンシップ教育の推進 - 校務の効率化に向けたICT活用の推進	- ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進 - 情報・教育データを活用した学校全体の教育活動の改善 - デジタル・シティズンシップ教育の体系的な推進と充実 - ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進
--	--

※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等

校長及び教頭の資質向上に関する指標

職 観点		校長	教頭
人間力	管理職としての素養	- 職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 - 教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 - リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	- 学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 - 特色ある教育課程の編成と進行状況の管理	- 学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 - 特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
マネジメント力	人材育成	教職員の現状把握、OJT(日常的な職場内研修)の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価	教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	- 学校の効率的な経営、検証・改善 - 組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 - 個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 - 効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行	- 学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 - 組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 - 教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 - 日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	- 学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 - 危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示	- 学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 - 学校安全マニュアルの周知・徹底 - 危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
	連携・協働	- 家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 - 経営者としての説明責任	- 家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 - 家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

令和5年度

**教 育 関 係
年間行事予定表**

4月

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 土		
2 日		
3 月		○東青管内小・中学校新規採用者辞令交付式（市研セ） ●平内町教頭会連絡協議会①（山村開発セ）
4 火	○【小中】初任者研修担当指導主事等会議①（学教セ） ○【小中】新任指導主事研修会（学教セ）	●平内町校長会役員研修会①（平内中） ●外ヶ浜町校長会総会に関わる事前協議会（外ヶ浜町教委） ●東小研連絡協議会①（油川市民セ）
5 水	●県特別支援学校校長会総会・春季研究協議会（青森市）	
6 木	○教育課長連絡協議会①～7日（学教セ）	
7 金	○生徒指導担当指導主事連絡協議会（学教セ） ○合同所長会議（県庁西棟8階大会議室） ○おはなし会（県立図書館）	
8 土		
9 日		
10 月		
11 火	●県高体連理事会①・春季評議委員会（社教セ）	○東青管内小・中学校校長会議（社教セ） ●東郡小学校長会総会・研修会①（社教セ） ●東郡中学校長会総会・研修会①（社教セ） ●東郡小・中学校校長会合同役員会①（社教セ） ■東青地区中学校体育連盟総会・理事研修会①（社教セ）
12 水	○市町村教育委員会教育長会議①（学教セ） ●県小学校長会総務部研修会①（県小学校長会事務局） ●青特研各教育会総会及び研修会（社教セ）	
13 木	○特別支援学校事業等説明会（コミスク、スクールミッション、交流籍）（オンライン） ●県中学校長会理事会・研修会①（青森市） ●県高等学校農業クラブ連盟県連顧問会議①（社教セ）	○東青管内小・中学校教頭会議（社教セ） ●東郡小・中学校教頭会研修会①・全員協議会（社教セ） ●平内町教頭会総会（社教セ） ●上磯地区教頭会研修会①（社教セ） ●東小研全員協議会・各部会研修会①（オンライン開催）
14 金	○SSW活用連絡協議会①（学教セ） ○SC活用連絡協議会①-1（東青・中南）（学教セ） ○県立学校長会議（アラスカ） ○市町村保健体育関係・社会教育担当者会議（社教セ） ○施設利用団体事前打合せ研修～全体会（梵珠少年自然の家） ●県高等学校長協会総会（アラスカ） ●県中学校教育研究会理事会①（社教セ） ●県国公立幼稚園・こども園会総会（市研セ）	
15 土	○特別展「三内丸山とヒスイ」～7/2（三内丸山遺跡センター） ●県吹奏楽連盟総会（社教セ）	
16 日		
17 月	○SC活用連絡協議会①-2（西北・上北・下北・三八）（学教セ） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会①（社教セ） ●青特研言語障がい児教育部会総会及び研修会（社教セ）	■東青地区中学校教育研究会・評議員研修会（市研セ） ●東郡へき地・複式教育研究会連絡協議会①（社教セ） ●外ヶ浜町校長会総会及び定例会①（外ヶ浜町教委） ●東郡学校事務研究会理事研修会①（青森市） ●平内町三者合同会議、平内町校長会総会（山村開発セ） ●今別町校長会総会・定例会①（今別中）
18 火	○全国学力・学習状況調査 ●第73回県定通制総体関係者会議（北斗高） ●県高体連委員長会議①（青森西高） ●県高文連監査会（青森東高） ●青特研知的障害教育部会特別支援支部総会・理事会①研修会（社教セ） ●県言語障がい児教育研究会総会及び研修会（社教セ）	
19 水	○教職員の人事評価制度に係る評価者研修会～20日（学教セ） ●県高等学校長協会組織会（社教セ）	●蓬田村校長会総会及び定例研修会①（蓬田中）
20 木	○義務教育教科等担当指導主事研究協議会①～21日（学教セ） ●県子ども会育成連合会事務担当者会議（社教セ） ●県高等学校農業クラブ連盟県連総会・県リーダー研修会①（社教セ）	
21 金	○大学奨学金説明会（学教セ） ○【特支】ICT事業説明会（オンライン） ●県高等学校教頭・副校長会総会・研究協議会（リンクステーション青森）	●青特研知的障害教育部会総会及び研修会①（油川市民セ） ●平内町学校保健会理事研修会①（平内町）
22 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） □土曜教育相談（学教セ）	
23 日	●県合唱連盟理事会・総会（リンクステーション青森）	
24 月	○【特支】エリアコーディネーター連絡協議会①（県庁）	●東郡養護教員会総会並びに研修会①・理事会（県立図書館） ●上磯地域生徒指導推進協議会総会・全員協議会①（今別小）
25 火	●県小学校長会理事会①（アピオ青森） ●県高文連常任理事会・理事会①（社教セ） ●県高文連定例評議員会（社教セ）	
26 水	□B01 校長研修講座（前期）（学教セ）	■東青地区中学校教育研究会・総会 ■東青地区中体連・種目別専門部会 ●東郡養護教員会中学校部会研修会①（油川市民セ）
27 木	○在学少年宿泊指導研修～28日（種差少年自然の家） □B07 生徒指導主任・主事研修講座（学教セ）	
28 金	○新規採用養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員研修校長等連絡協議会①（学教セ） ●県中学校長会第75回総会・研修会（県民福祉プラザ） ●県公立学校事務長会総会・研究協議会（アラスカ） ●県特別支援学校教頭・副校長会総会・春季研修会（平安閣市民ホール）	○特別支援教育支援員等スキルアップ研修会（アピオあおもり）
29 土	○春を楽しむサン day（梵珠少年自然の家）	
30 日		
備考	○～6月下旬 発掘調査速報展「さんまる速報展！2022」（三内丸山遺跡セ） ○～7月中旬 特別展①（三内丸山遺跡セ） ○下旬 三内丸山縄文春祭り（三内丸山遺跡セ） ○年間随時 縄文「体感」世界遺産講座（県内小中学校等） ●下旬 第67回県下高等学校応援団幹部講習会（平安閣市民ホール）	

日 曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1 土		
2 日		
3 月	学年始休業(～4/6) ●市小学校教育研究会・定例理事研修会①	001 初任研赴任時研修講座(大研)
4 火		(関係機関挨拶まわり(教育長))
5 水		
6 木		第1回初任者研修校長等連絡協議会(大研)
7 金	始業式 入学式	
8 土		
9 日		
10 月	●市中学校長会・総会・定例会(2研)	△小・中学校校長会議(大研)
11 火	●市小学校長会・総会	東青管内小・中学校校長会議(社教セ)
12 水	■東青地区中学校体育連盟・監査会・総会・理事研修会① ●市中学校教頭会・研修会①(1研)	720-3 ICT教育活用研修講座Ⅲ(大研)
13 木	●市小学校教頭会・定期総会(大研、1研、2研)	東青管内小・中学校教頭会議(社教セ)
14 金	●市小学校長会・理事会①(2研) ●県国公立幼稚園・こども園会・総会(1研)	817-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(道徳科)【基礎コース】(大研)
15 土		△学校運営協議会新任委員委嘱状交付式・説明会(大研)
16 日		
17 月	●市中学校生徒指導連絡協議会①(2研) ■東青地区中学校教育研究会・評議員研修会 ●市小学校教頭会・理事研修会①(1研)	△教育委員会定例会(大研)
18 火	全国学力・学習状況調査	中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)連絡会議【WEB会議】
19 水	●市小学校長会・定例研修会①(大研、1研、2研、視)	
20 木	●市小学校教育研究会・代議員研修会・研究部会総会及び研修会	△学校運営協議会CSディレクター事務連絡会議(大研) △地域学校協働活動推進員事務連絡会議(大研)
21 金	●市小学校長会・体育デー運営会議	少年指導委員総会(午後・大研) 特別支援教育コーディネーター説明会(午前・大研)
22 土		
23 日		
24 月	●市養護教諭会・総会(大研) ●市小中学校特別支援教育研究協議会・理事研修会①	
25 火	●市中学校長会・理事会① ●市中学校教務主任連絡協議会・総会	就学に関する保護者説明会(午前・大研、音楽室、視聴覚室)
26 水	■東青地区中学校教育研究会・総会 ●市養護教諭会・中学校部会(2研) ●市中文連総会 ■東青地区中学校体育連盟・種目別専門部会	令和5年度幼保小連携推進協議会(場所:リンクステーション青森)
27 木		△学校運営協議会設置校新任管理職事業説明会(大研・午前) 711-1① 校長研修講座(大研・午後)
28 金		410-1 中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)計画作成講座(大研)
29 土	昭和の日	
30 日		
備考		

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 月	○日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会①（学教セ）	●東郡小・中学校長会合同研修会①（社教セ） ●東郡小学校長会研修会②（社教セ） ●東郡地区学校給食連絡協議会総会・研修会①（社教セ）
2 火	○特別支援学校研究主任研究協議会①（学教セ） ●県中体連・委員会・代議員会（アラスカ）	○臨時講師等研修会（社教セ）
3 水	憲法記念日	
4 木	みどりの日	
5 金	こどもの日	
6 土		
7 日		
8 月	●県中体連・専門部委員長会及び地区委員長会（青森市）	
9 火	○居場所づくり・絆づくり調査研究連絡協議会①（学教セ） ●県小学校教育研究会理事会①・代議員研修会・研究部研修会総会（社教セ） ●県へき地・複式教育研究会理事研修会①・年次総会（社教セ） □B02 教頭研修講座（前期）（学教セ）	●平内町校長会定例研修会①（山村開発セ）
10 水	○【小中】特別支援教育巡回相談員連絡協議会（学教セ） ○学校給食センター連絡協議会（県社教セ）	●平内町生徒指導連絡協議会総会（山村開発セ）
11 木	●県中学校長会研究・対策委員研修会①（青森市） ●青特協定期総会・評議員・代議員研究協議会（社教セ） ●県高等学校教育研究会理事会①・代議員会（社教セ） ●県養護教諭会総会・研修会～22日（オンライン） □A01 初任者研修（小学校）学級経営基礎講座Ⅰ～12日（学教セ） □A28 新規採用栄養教諭・学校栄養職員研修Ⅰ～12日（学教セ）	●東郡学校保健会拡大役員研修会①・研修推進委員会①（青森市） ■東青地区中体連理事・委員長研修会②（青森市）
12 金	●県中学校教育研究会総会（社教セ） ●県小学校長会第75回総会研修会・退職者を送る会（ホテル青森） ●へき地教育東北ブロック研究会総会・研究協議会（ワ・ラッセ）	●東青地区青少年赤十字指導者協議会総会（日赤県支部） ●東郡学校事務研究会総会・研修会①（青森市）
13 土	○おはなし会（県立図書館） ○ボランティア入門セミナー（梵珠少年自然の家） □土曜教育相談（学教セ）	
14 日	○たねまじワールド「春を感じて」（種差少年自然の家） ●東北地区子ども会育成連絡協議会総会（福島県郡山市） ●ガールスカウト青森県連盟第53回定時総会（社教セ） ●県女声コーラスフェスティバル2023（平安閣市民ホール）	
15 月	○進学力を高める高校支援事業「指導力向上プログラム」（社教セ） □B09 校内研修担当者研修講座（前期）（学教セ）	●外ヶ浜町校長会研修会②（蟹田小）
16 火	●全国高等学校文化連盟定時総会（東京都） ●県小中学校教頭会理事研修会①・専門委員会組織会・研修会（社教セ）	●東小研連絡協議会②（油川市民セ） ●東郡中学校長会研修会②（社教セ）
17 水	○ドリカム推進事業プレゼンテーション審査（学教セ） □B04 教務主任研修講座（学教セ）	●平内町学校保健会総会（平内町）
18 木	○衛生管理者研修会（社教セ） ●県高等学校教育研究会事務局長会議（社教セ） ●県学校高等学校農業クラブ連盟県連顧問代議員会②（社教セ） □A06 初任者研修（中学校）学級経営基礎講座Ⅰ（学教セ）	○管内生涯学習・社会教育行政関係者研修会（社教セ） ■東青地区中体連理事・委員長研修会③（青森市） ●今別町校長会定例会②（今別中）
19 金	●東北連小理事研修会（山形県山形市）	
20 土		
21 日		
22 月	○特別蔵書点検①～25日（県立図書館） ○AOMORI 中英ネットワークショップ①（オンライン；公立中英語担当全員対象） ○「あおり創造学及び総合的な探究の時間」教員研修協議会①（県学教セ） □A57 幼児教育基礎講座Ⅰ（学教セ）	
23 火	●県高体連委員長会議②・第76回県高校総体各校代表者会議（社教セ） ●第76回県定通制総体各校代表者会議（北斗高校）	●平内町教頭会連絡協議会②（山村開発セ）
24 水	○健康教育実践研究校連絡協議会（学教セ） ○【小中】県教員等資質向上推進協議会（県庁） ●県小学校教育研究会研究大会事務担当者等研修会（社教セ）	
25 木	○青森県市町村いじめ問題対策情報交換会①（学教セ） ●全連小理事研修会（東京都） ●県高等学校農業クラブ連盟第74回春季代議員会～26日（東京都） ●県中学校文化連盟評議員・理事・部長研修会①、専門部研修会①（社教セ） □A25 新規採用養護教諭研修Ⅰ～26日（学教セ） □A31 新規採用公立学校事務職員研修～26日（学教セ）	●平内町学校教務主任連絡協議会①
26 金	○市町村教育委員会連絡協議会定時総会市町村教育委員会委員研修会（学教セ） ●全連小第75回総会（東京都） ●県養護教諭会総会並びに研修会 □B08 中学校進路指導担当者研修講座（学教セ）	○管内生涯学習・社会教育主管課長・担当者会議①（社教セ）
27 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ○ファミリーズブリングキャンプ～28日（梵珠少年自然の家） ○郷土館土曜セミナー（社教セ）	
28 日	●県子ども会育成連合会定時総会（社教セ）	
29 月	□B06 保健主事研修講座（学教セ）	
30 火	●県小学校長会対策部研修会・研究部研修会・広報部研修会（社教セ） □B05 学年主任研修講座（学教セ）	
31 水	●県高等学校農業クラブ連盟東北連盟顧問代議員会①（岩手県） □A33 小・中学校フォローアップ（2年次）研修講座（前期）（学教セ）	
備 考	○中旬 さんまる縄文体験①（三内丸山遺跡セ） ○下旬 第48次発掘調査（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文講座①（三内丸山遺跡セ） ●中旬 東北高体連春季役員会（宮城県） ●中旬 東北地区盲学校長会・PTA会長連絡協議会（山形県視覚支援学校）	

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	月		714 子どもの学びを引き出す授業づくり研修講座(大研)
2	火	●市小中学校特別支援教育研究協議会・総会及び研修会	第1回小・中連携研究指定校等連絡協議会(指定1年次のみ、大研)
3	水	憲法記念日	
4	木	みどりの日	
5	金	こどもの日	
6	土		
7	日		
8	月		720-1 ICT教育活用研修講座Ⅰ(大研) 第1回新規採用養護教諭・学校栄養職員研修校長等連絡協議会(2研)
9	火	●市小学校長会・体育デー実施説明会・ダンス講習会 ●市中学校長会・定例会(2研)	
10	水	●市中学校文化連盟・常任理事研修会① ●市小学校長会・理事会②(1研) ●市養護教諭会・理事会・事務局会議及び研修会①(2研)	
11	木	●市小学校教育研究会・定例研修会①・B部会 ●市養護教諭会・小学校部会(2研) ■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会②	211-1_新規採用学校栄養職員研修講座Ⅰ・1日目
12	金	●青森市中体連常任理事研修会①	211-1_新規採用学校栄養職員研修講座Ⅰ・2日目 △学校運営協議会設置校新任管理職研修会(大研)
13	土		△学校運営協議会新設校委員研修会
14	日		
15	月		△教育委員会定例会(大研)
16	火		011-1_初任研学級経営基礎講座(大研・一日)
17	水	●市学校保健主事会・総会及び研修会① ●市公立学校事務研究会・定期総会・研修会(午後・大研、2研)	
18	木	■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会③ ●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研)	
19	金		子どもを犯罪から守る協議会(大研・会議室)
20	土		
21	日		
22	月		721-1 いじめ防止対策研修講座Ⅰ(大研)
23	火	●市小学校長会・定例研修会②(大研、1研、2研、視) ●市中学校長会・理事会②	031 初任研安全教育研修講座(午前研セ、午後マエダアリーナ) 822-2 夢や志を育む授業づくり研修講座(体育・保健体育科)【着衣泳コース】(午後マエダアリーナ)
24	水	●県小教研研究大会事務担当者等研修会 ●市公立学校事務研究会・役員研修会①(1研)	
25	木	●市小学校教頭会・理事研修会②(1研)	111-1 新規採用養護教諭研修講座Ⅰ・1日目 311-1 新規採用学校事務職員研修講座
26	金		111-1 新規採用養護教諭研修講座Ⅰ・2日目 311-1 新規採用学校事務職員研修講座
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		
31	水	●市中学校文化連盟・理事研修会①	
備考			

6月

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 木	●第76回県高等学校総合体育大会総合開会式リハーサル（マエダアリーナ） □A08 初任者研修（中学校）教科等教育基礎講座Ⅰ～2日（学教セ）	
2 金	●全連小事務担当者連絡協議会（東京都） ●全国公立学校教頭会定期総会（東京都都市センターホテル） ●第76回青森県高等学校総合体育大会～5日（青森市）	○複式学級担任者研修会（三厩小）
3 土	○自然体験活動研修会～4日（種差少年自然の家・八戸南浜漁港） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●県PTA連合会定時総会（アラスカ） ●県吹奏楽連盟夏の理事研修会（社教セ） ●県合唱講習会～4日（リンクステーションホール青森／八戸市福祉公民館）	
4 日	●ボーイスカウト青森県連盟年次総会（社教セ）	
5 月	●県公立小・中学校女性校長会事務局研修会・理事研修会①（社教セ）	
6 火	○小・中・外国語教育充実検討委員会①（学教セ） ○県教育支援委員会（県庁） ●県高文連委員長会議・常任理事会・理事会②（社教セ） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会②（社教セ） ●県学校事務研究協議会定期総会並びに研修会（社教セ） □B10 道德教育推進教師研修講座～7日（学教セ） □B11 特別支援教育コーディネーター研修講座（学教セ）	●今別町校長会定例会③（今別小） ●東郡学校事務研究会理事研修会②（青森市）
7 水	●県高等学校家庭クラブ連盟役員会・総会・指導者養成講座（社教セ） ●県特別支援学校PTA連合会総会・連絡協議会（アラスカ） ●県特別支援学校養護教諭連絡協議会総会（社教セ）	●蓬田村校長会定例研修会②（蓬田小）
8 木	○特別支援学校技能検定・発表会運営協議会（マエダアリーナ） ●県高等学校農業クラブ連盟県連顧問代議員会③（社教セ） □A04 初任者研修（小学校）学習指導基礎講座Ⅰ（学教セ）	●平内町校長会定例研修会②（松風塾高校）
9 金	○【特支】就学事務研究協議会（学教セ） ●青特研知的障害教育部会役員会①・研修会、青特研知的障害教育部会特別支援学校支部理事会②・研修会（社教セ） ●県高等学校PTA連合会五所川原大会（オルテンシア）	●東郡小・中学校教頭会研修会②（古川市民セ）
10 土	○おはなし会（県立図書館） ●第73回県高等学校定時制・通信制総合体育大会～11日（青森市）	
11 日		
12 月		
13 火	○【小・中】初任者研修拠点校指導教員等連絡協議会（学教セ） ●東北連小教育課程委員会（山形県山形市） □A29 新規採用栄養教諭・学校栄養職員研修Ⅱ～14日（学教セ）	○放課後子ども総合プラン支援員等研修会（前期）（1日目）（社教セ） ●平内町教頭会研修会①（山村開発セ）
14 水		○放課後子ども総合プラン支援員等研修会（前期）（2日目）（社教セ） ●東郡小・中学校校長会合同役員会②（社教セ） ●東郡小学校長会研修会③（社教セ） ●東郡中学校長会研修会③（社教セ）
15 木	●県高等学校長協会普通部会総会・研究協議会～16日（プラザマリユ五所川原） ●全国特別支援学校校長会総会・研究協議会～16日（東京都）	●東郡へき地・複式教育研究会連絡協議会②（社教セ） ●外ヶ浜町校長会研修会③（外ヶ浜町教委）
16 金	●全連小合同部会・合同委員会（東京都）	
17 土	○土曜教育相談（学教セ）	■東青地区中学校体育大会夏季大会～19日
18 日		
19 月		
20 火	○【特支】実践強化校協議会（計画）（学教セ）	■東青地区中学校体育大会夏季大会予備日 ■東青地区中体連理事・委員長研修会④（青森市）
21 水	●東日本高等学校土木教育研究会東北地区総会（平安閣市民ホール）	
22 木	●第74回県学校農業クラブ連盟大会～23日（柞木農業高・奥羽牧場） □A43 中堅教諭等資質向上前期・後期研修（養護教諭）Ⅰ～23日（学教セ） □A45 中堅教諭等資質向上前期・後期研修（栄養教諭・学校栄養職員）Ⅰ～23日（学教セ）	
23 金	●全日本私立幼稚園連合会東北地区会第38回東北地区私立幼稚園設置者・園長研修会八戸大会（八戸プラザホテル） ●県養護教諭会・理事会並びに研修会①	
24 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館）	
25 日		
26 月	●県中体連夏季大会運営委員会抽選（八戸市）	
27 火	○多様な教育機会を活用した教育支援推進事業連絡協議会①（学教セ）	●上磯地域生徒指導推進協議会全員協議会②（蟹田中）
28 水		○安心できる学校づくり研修会（社教セ） ●青特研知的障害教育部会合同学習会（青森市）
29 木	●県へき地・複式教育研究会理事研修会②（社教セ）	■東青地区中体連理事・委員長研修会⑤（青森市）
30 金	●全連小広報担当者連絡協議会（東京都） ●第73回東北地区中学校長会研究協議会福島大会（福島県会津若松市） □A37 栄養教諭・学校栄養職員フォローアップ（2年次）研修講座（学教セ）	
備 考	○中旬 さんまる縄文学講座②（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文体験②（三内丸山遺跡セ） ○下旬 県幼児教育推進協議会①（県庁） ○6/5～8/31 いじめ防止標語コンクール（標語募集） ●上旬 東北地区聾学校長・PTA会長研究協議会 ●上旬 東北地区盲学校春季副校長・教頭会総会（宮城県立視覚支援学校） ●上旬 県特別支援学校知的障害教育校PTA連絡協議会総会（アラスカ） ●下旬 東北地区盲学校文化・体育大会（宮城県立視覚支援学校） ○未定 あおもり街かど探偵団（青森市浅虫）	

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	木	●市小学校教育研究会・定例研修会・A部会 ●市養護教諭会・小学校部会(2研)	
2	金		716 質の高い教師集団形成研修講座(大研)
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	●市中学校長会・定例会(2研)	
7	水	●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2件)	
8	木		
9	金		021 初任者研修 ICT活用教育研修講座(大研)
10	土		
11	日		
12	月		712-1 教頭研修講座Ⅰ兼学校事務職員研修講座(大研)
13	火		211-2_新規採用学校栄養職員研修講座Ⅱ・1日目
14	水	●市公立学校事務研究会・定例研修会①(大研、2研)	211-2_新規採用学校栄養職員研修講座Ⅱ・2日目
15	木		719 臨時講師等研修講座(大研)
16	金		
17	土	■東青地区中学校体育大会夏季大会・1日目	
18	日	■東青地区中学校体育大会夏季大会・2日目	
19	月	■東青地区中学校体育大会夏季大会・3日目	
20	火	■東青地区中学校体育大会夏季大会・予備日	
21	水	●市小学校教頭会・理事研修会③(1研) ■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会④	
22	木	中学校振替休業 小学校体育デー事前準備	421-1 中堅教諭等資質向上前期・後期研修講座(養護教諭)Ⅰ 431-1 中堅教諭等資質向上前期・後期研修(栄養教諭・学校栄養職員)Ⅰ
23	金	中学校振替休業 ●県養護教諭会・理事会並びに研修会①(大研) 小学校体育デー	421-1 中堅教諭等資質向上前期・後期研修講座(養護教諭)Ⅰ 431-1 中堅教諭等資質向上前期・後期研修(栄養教諭・学校栄養職員)Ⅰ
24	土		
25	日		
26	月		715 子どもの多様化への対応研修講座(大研)
27	火	●市中学校長会・理事会③	051 初任研特別支援教育基礎講座(大研)
28	水		△教育委員会定例会
29	木	■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑤	教育支援委員会①(2研) 414 中堅教諭等資質向上研修(前期)学級経営研修講座
30	金	●市中学校教頭会・研修会②(1研)	041-1 初任研 学習指導研修講座(大研:午前・中学校、午後・小学校)
備考			△学校運営協議会委員情報交換会(6月下旬、大研) △地域学校協働活動推進員事務連絡会議(6月下旬、大研)

○印 県教委主催事業
●印 県単位教育団体主催行事
□印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
●印 東郡教育団体主催事業
■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 土	○たねさしワールド「エンジョイ！海遊び」①（八戸南浜漁港）	
2 日	○夏の自然観察会（青森市浅虫） ○たねさしワールド「エンジョイ！海遊び」②（八戸南浜漁港）	
3 月	○【小中】県道徳教育推進協議会①（学教セ）	■東青地区中学校教育研究会・理事長研修会（会長校） ●東郡小・中学校長会合同研修会②（社教セ） ●東郡小学校長会研修会④（社教セ） ●東郡中学校長会研修会④（社教セ）
4 火	○県立中学校入学選抜要項説明会（三本木高校附属中） ●全国高等学校総合体育大会総合開会式参加競技監督会議（青森西高） ●全国高等学校定通制体育大会参加競技監督会議（北斗高） ●県青少年赤十字指導者協議会理事会・指導主事対象研修会（社教セ） ●県学校事務研究協議会理事研修会①（社教セ） □A38 中堅教諭等資質向上前期研修（小・中）共通講座～5日（学教セ）	■東青地区中学校教育研究会・理事長研修会
5 水		●平内町生徒指導連絡協議会①（山村開発セ） ●外ヶ浜町校長会研修会④（三蔵中）
6 木	○小中外国語教育充実検討委員会②（オンライン） ○性に関するセミナー（社教セ） ●東北連小理事研修会（山形県山形市） ●東北連小研究協議会山形大会（山形県山形市）～7日 ●県中学校長会対策委員研修会②（青森市） □A49 中堅教諭等資質向上後期研修（小・中）スクールマネジメント講座～7日（学教セ）	
7 金	●県中学校教育研究会理事会②（会長校）	○小学校外国語活動・外国語科担当教員・英語専科指導教員研究協議会（学教セ） ●東郡地区学校給食連絡協議会研修会②平内町学校給食センター・小湊小
8 土	○おはなし会（県立図書館） ●東北地区豊学校卓球大会（マエダアリーナ）～9日	
9 日		
10 月	○【小中】科学の甲子園ジュニア県大会実行委員会（学教セ） ○青特研言語障がい児教育部会定例研究会（社教セ）	
11 火	●県PTA連合会楽しい子育て全国キャンペーン三行詩第1次選考会（アラスカ）	●蓬田村校長会定例研修会③（蓬田中） ●今別町校長会定例会④（今別中）
12 水	●全連小小学校長会連絡協議会（東京都） ●県言語障がい児教育部会定例研究会（社教セ）	
13 木	●第3回県特別支援学校総合スポーツ大会（新青森県総合運動公園）	●平内町教頭会連絡協議会③（山村開発セ）
14 金	●県中学校文化連盟評議員・理事・部長研修会②、専門部研修会②（社教セ） ●県中体連夏季大会運営委員会（八戸市）	
15 土	○9歳チャレンジキャンプ～17日（梵珠少年自然の家） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第74回県中学校体育大会夏季大会～17日（八戸ブロック） □土曜教育相談（学教セ）	
16 日		
17 月		
18 火		●平内町校長会定例研修会③・経営研修会（小湊小）
19 水		
20 木		
21 金	○特別展「漆-作る・使う-」～9/18（三内丸山遺跡セ）	
22 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ●全国高等学校総合体育大会～8/21（北海道）	
23 日		
24 月		●東郡養護教員会研修会②（県立図書館） ●東小研夏季研修会
25 火	●第26回県公立小・中学校女性校長会総会・研究協議会（社教セ） ●県高等学校農業クラブ連盟東北連盟夏季研修会～26日（岩手県） □B01 校長研修講座（後期）（学教セ）	○地区就学相談・教育相談会（アピオあおもり）
26 水	○夏休みに考古学者になろう！～27日（会場未定） ●県小学校長会対策部研修会、研究部研修会（社教セ）	○地区就学相談・教育相談会（蟹田小） ●東郡地区学校給食連絡協議会研修会③（県学校給食会）
27 木	●北海道東北地区病弱虚弱教育研究連盟研究協議会山形大会・北海道東北地区特別支援学校病弱虚弱教育校長会～28日（山形県山形市） ●第71回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会宮崎大会～28日（宮崎県） □A26 新規採用養護教諭研修Ⅱ～28日（学教セ） □A30 新規採用栄養教諭・学校栄養職員研修Ⅲ～28日（学教セ）	●東郡小・中学校教頭会研修会③（古川市民セ） ●青特研知的障害教育部会研修会②（青森市） ●上磯地区教頭会研修会②（古川市民セ）
28 金	●県小中学校教頭会夏季研修会（社教セ） ●東北地区公立小・中学校女性校長会東北大会福島大会（福島県南相馬市） ●第65回県吹奏楽コンクール～30日（リンクステーション青森） □B13 食育研修講座（学教セ）	●東郡学校事務研究会研修会②（青森市）
29 土	○夏のキッズフェア（社教セ） ○子どもの祭典「おいでよ！サマーキャンプ」A日程～30日（種差少年自然の家） ●第76回市町村対抗青森県民体育大会～30日（上北地域） ●第49回東北地区子ども会ジュニアリーダー研修大会（福島県） ●第47回全国高等学校総合文化祭鹿島大会～8月4日（鹿児島県）	
30 日	○郷土館夏休み子どものくに（社教セ）	
31 月		●東郡学校保健会全体研修会・役員研修会②・研修推進委員会②（青森市） ○下旬～8月中旬 県小学校教育課程研究集会（オンデマンド研修）
備考	○中旬～下旬 県公立学校教員採用候補者選考試験（第一次）（会場未定） ○中旬～8月下旬 県教育委員会免許法認定講習会（夏季）（学教セ） ○7/3～9/15 あおもりの中学生・高校生による「大切なあなたへ薦める青春の一冊」 ○上旬～9月中旬 発掘調査現場公開（三内丸山遺跡セ） ○下旬 三内丸山縄文夏祭り（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文体験③（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文講座③（三内丸山遺跡セ） ○下旬 特別展「あおもりのえほん」（県近代文学館） ○7～8月 世界遺産登録2周年さんまる世界遺産ウィーク（記念催事）（三内丸山遺跡セ） ○7～8月 青森フォーラム（三内丸山遺跡セ）	●上旬 第74回県農業クラブ連盟大会東青審査競技会（青森県東青市場） ●上旬 東北地区盲学校フロアバレーボール大会（岩手県盛岡視覚支援校） ●上旬 子ども会安全啓発初級指導者養成講習会①（社教セ） ●下旬 全日本盲学校教育研究会（札幌市） ●下旬 県特別支援学校進路指導主事連絡協議会総会・研修会（会場未定） ●最終週 第60回青特研肢体不自由教育部会研究大会（オンライン） ○7/3～8/15 令和5年度全国高等学校定通制通信制体育大会（東京都） ●未定 全国子ども会ジュニアリーダー研究集会（会場未定） ●未定 東北地区豊学校研究協議会（岩手県盛岡市）

日 曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1 土		
2 日		
3 月	●市小学校長会・定例研修会③(大研、1研、2研、視) ■東青地区中学校教育研究会・理事長研修会(会長校)	
4 火	●市中学校教務主任連絡協議会・研修会① ●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研)	
5 水	●市中学校文化連盟・理事研修会② ●市中学校生徒指導連絡協議会③(2研)	
6 木	●市養護教諭会・事務局会議及び研修会(1研)	
7 金	●市公立学校事務研究会・役員研修会②(1研) ●市中学校長会・定例会(2研)	
8 土		
9 日		
10 月		813-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(算数・数学科)【基礎コース】(大研)
11 火		945 特別支援教育マネジメント研修講座(大研)
12 水		811-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(国語科)【基礎コース】(大研)
13 木		711-2-① 校長研修講座Ⅱ(大研)
14 金	●市小学校長会・理事研修会③(1研)	818-2 夢や志を育む授業づくり研修講座(特別活動)【基礎コース】(大研)
15 土		
16 日		
17 月	海の日	
18 火		713 カリキュラムマネジメント研修講座(大研)
19 水		812-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(社会科)【基礎コース】(大研・午後) 411 中堅教諭等資質向上研修(後期)学習指導充実研修講座(大研・午前)
20 木		△教育委員会定例会(大研)
21 金	終業式(3学期制)	
22 土	夏季休業(～8/23)	
23 日		
24 月	●市小学校教育研究会・夏季研修会・A部会	
25 火	●市養護教諭会・夏季全体研修会(午後・大研) ●市中学校長会・理事会④	712-2 教頭研修講座Ⅱ(午前・大研)
26 水	●市小学校教育研究会・夏季研修会・B部会	
27 木	●市小中学校特別支援教育研究協議会・担任研修会	111-2.新規採用養護教諭研修講座Ⅱ・1日目 211-3.新規採用学校栄養職員研修講座Ⅲ・1日目 413 中堅教諭等資質向上研修(後期)学級・学年経営充実研修講座(大研)
28 金		111-2.新規採用養護教諭研修講座Ⅱ・2日目 211-3.新規採用学校栄養職員研修講座Ⅲ・2日目 451-1 小・中学校教諭フォローアップ(2年次)研修講座(大研)
29 土		
30 日		
31 月		824-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(特別支援教育)【基礎コース】(大研) 721-2 いじめ防止対策研修講座Ⅱ(午前・大研)
備考		

8月

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日	曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1	火	○学校給食調理従事員衛生管理講習会（社教セ） ○県学校農業クラブ連盟県連盟リーダー研修会②～2日（会場未定）	●東郡養護教員会中学校部会研修会②（油川市民セ）
2	水	●県学校事務研究協議会スキルアップ研修会（社教セ） ●青少年赤十字高校リーダーシップ・トレーニング・センター高校指導者養成講習会～4日（小川原湖青年の家）	●東郡小・中学校教職員研修会（蓬田村ふるさと総合セ）
3	木	○多様な教育機会を活用した教育支援推進事業教員研修会（学教セ） ●第65回全国公立学校教頭会研究大会石川大会～4日（石川県金沢市） ●全国公立小・中学校女性校長会理事研修会①・第73回全国小・中学校女性校長会全国研究協議会山口大会～4日（山口県山口市） ●全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会福岡大会・全国特別支援学校病弱教育校長会研究協議会～4日（Web開催オンデマンド） ●第46回全国特別支援学校知的障害教育校長研究協議会北海道大会～4日（北海道札幌市） ●第64回全国高等学校家庭クラブ指導者養成講座～4日（国立オリンピック記念青少年総合セ）	
4	金	●県特別支援学校寄宿舎連絡協議会総会・研修会（青森市）	●平内町学校保健会三者会談アンケート検討会（平内町）
5	土	○【小中】科学の甲子園ジュニア県大会（学教セ） ○夏の7days キャンプ～11日（梵珠少年自然の家） ○子どもの祭典「おいでよ！サマーキャンプ」B日程～6日（種差少年自然の家）	
6	日		
7	月	●第105回全国算数・数学教育研究青森大会・第71回東北地区算数・数学教育研究青森大会・第31回県小学校算数教育研究大会八戸大会・第29回県中学校数学教育研究大会八戸大会・令和5年度県高等学校教育研究会数学会研究大会八戸大会～10日（オンライン）	
8	火	●第49回県子ども会上級リーダー研修会～10日（小川原湖青年の家） ●第53回県子ども会リーダー研修会（小川原湖青年の家） ●第51回東北中学校ソフトテニス大会～10日（青森市） ●日本学校農業クラブ指導者養成講座（東京都） ●第39回青森県私立幼稚園教員研修大会八戸大会（八戸プラザホテル）	
9	水	●県高等学校家庭クラブ連盟指導者養成講座「家庭科教員のための研修会」（社教セ） ●県高等学校教育研究会事務部会研究大会（アラスカ） ●県高等学校教育研究会農業部会研究大会～10日（名久井農業高・南部町町民ホール）	○地域学校協働活動研修（社教セ）
10	木	●青特協評議員・代議員研究協議会・全体研修会①（社教セ）	
11	金	山の日	
12	土	○おはなし会（県立図書館）	
13	日		
14	月		
15	火		
16	水	○体育・食育の楽しさアップ研修会西北（鶴田町公民館・鶴田町体育センター）	
17	木	○体育・食育の楽しさアップ研修会中南（藤崎町文化セ） ●県高等学校教育研究会各部会研究大会（集約日）～18日（県内各会場）	○管内小・中学校道徳教育研究協議会1日目（社教セ） ■東青地区中体連理事・委員長研修会⑥（青森市）
18	金	○体育・食育の楽しさアップ研修会〔東青地区〕（学教セ） ●県小学校長会総務部研修会②（県小学校長会事務局） ●県高等学校教育研究会家庭部会・看護部会研究大会（社教セ） ●第49回青特研知的障害教育研究会特別支援学校支部研究大会弘前大会（県立弘前第一養護学校） □B09校内研修担当者研修講座（後期）（学教セ）	●東郡中学校長会研修会⑤（社教セ）
19	土	○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第50回東北総合体育大会～21日（岩手県）	
20	日	●第60回全日本合唱コンクール青森県大会（平安閣市民ホール）	
21	月	○【小中】幼児教育の理解・発展推進事業青森県研究協議会（学教セ）	
22	火	○第31回県民駅伝競走大会市町村代表者会議（カクヒロアスレチックスタジアム） ○生涯学習・社会教育関係職員研修講座センター研修④～県民公開講座（県社教セ）	
23	水		
24	木	○生徒指導担当指導主事連絡協議会②（学教セ） ●県高等学校農業クラブ連盟第74回東北連盟大会～25日（岩手県） ●県特別支援学校校長会夏季研究協議会～25日（中南地区）	■東青地区中体連理事・委員長研修会⑦（青森市） ●平内町校長会役員研修会②（平内中）
25	金	●4団体連絡協議会【県小学校長会、中学校長会、小中教頭会、事務局】（社教セ） ●第71回日本PTA全国研究大会広島大会第53回日本PTAブロック研究大会～26日（広島県）	●今別町校長会定例会⑤（今別小） ●外ヶ浜町校長会研修会⑤（外ヶ浜町教委） ●蓬田村校長会定例研修会④（蓬田小）
26	土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） □土曜教育相談（学教セ）	
27	日		
28	月		
29	火	□B02教頭研修講座（後期）（学教セ）	
30	水	○【小・中】県学習状況調査 ●県教育長・県P連会長表彰審査会・理事会（アラスカ）	
31	木	□A07初任者研修（中学校）学級経営基礎講座Ⅱ（学教セ）	○特別支援教育（知的障害、自閉症・情緒障害等）新担当教員実地研修会（青森第二養護学校） ■東青地区中学校英語弁論大会（社教セ）
備 考		○中旬 さんまる縄文体験④（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文学講座④（三内丸山遺跡セ） ●上旬 県特別支援学校寄宿舎連絡協議会総会・研修会（青森市） ●上旬 第60回青特研病弱虚弱教育研究会研究大会（学教セ） ●上旬 青特研言語障がい児教育部会通級指導教室部会夏季研修会（会場未定） ●上旬 青特研言語障がい児教育部会LD・ADHD通級指導教室部会夏季研修会（会場未定） ●上旬 青特研言語障がい児教育部会難聴学級部会夏季研修会（会場未定） ●上旬 青特研言語障がい児教育部会自閉症・情緒障害学級部会夏季研修会（会場未定） ●中旬 全国盲学校副校長・教頭会総会・研究協議会（岐阜県） ●中旬 全国中文連評議員・理事合同会議①	○上旬～下旬 県中学校教育課程研究集会（オンデマンド研修）

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	火	●市養護教諭会・中学校部会(2研)	722-1 学校・家庭・地域連携充実研修講座Ⅰ(午前・大研) 711-1② 校長研修講座Ⅰ(午後・大研)
2	水		722-2 学校・家庭・地域連携充実研修講座Ⅱ(幼保小連携)(午後・リンク ステーションホール青森) 821-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(家庭分野)【基礎コース】
3	木		821-2 夢や志を育む授業づくり研修講座(技術分野)【基礎コース】
4	金		814-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(理科)【基礎コース】(大研)
5	土		
6	日		
7	月		717 学校図書館担当者(司書教諭)研修講座(午後・大研)
8	火	●市中学校長会・定例会(2研)	720-2 ICT教育活用研修講座Ⅱ(大研)
9	水		815 夢や志を育む授業づくり研修講座(外国語)【基礎コース】(午後・大研)
10	木	●市養護教諭会・理事会②・事務局会議及び研修会(1研)	820 夢や志を育む授業づくり研修講座(図画工作・美術科)【基礎コース】 823 夢や志を育む授業づくり研修講座(音楽科)(研セ)
11	金	山の日	
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		822-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(体育・保健体育科)【基礎コース】
17	木	●市小学校長会・定例研修会④(午前・大研、1研、2研、 視) ■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑥	△教育委員会定例会(午後・大研) ※未来ミーティング会場準備(研セ)
18	金		△未来ミーティング(研セ)
19	土		
20	日		
21	月	●市中学校生徒指導連絡協議会④(2研)	819-1 夢や志を育む授業づくり研修講座(生活科)【基礎コース】
22	火	●市公立学校事務研究会・定例研修会②(午前・大研、2 研) ●市中学校長会・理事会⑤	943 教育相談研修講座(大研)
23	水	夏季休業最終日	412 中堅教諭等資質向上研修(後期) 幼保小中連携充実研修講座
24	木	始業式(3学期制) ●東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑦	
25	金	●市小学校教頭会・理事研修会④(2研) ●市中学校教頭会・理事研修会③(1研)	
26	土		
27	日		
28	月		944 不登校対策研修講座(大研)
29	火		第2回初任者研修校長等連絡協議会(大研)
30	水	県学習状況調査	教育支援委員会②(2研)
31	木	■東青地区中学校英語弁論大会(社教セ)	722-4 学校・家庭・地域連携充実研修講座Ⅳ(保健主事・養護教諭、大研)
備考			

9月

○印 県教委主催事業

●印 県単位教育団体主催行事

□印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業

●印 東郡教育団体主催事業

■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 金	○特別支援学校における医療的ケア運営協議会①（県庁）	●平内町生徒指導連絡協議会理事会①（会長校） ●上磯地域生徒指導推進協議会全員協議会③（蟹田中）
2 土	○たねさしワールド「エンジョイ！海遊び」③（八戸南浜漁港） ○郷土館土曜セミナー（社教セ）	
3 日	○第31回県民駅伝競走大会（青森市） ○たねさしワールド「エンジョイ！海遊び」④（八戸南浜漁港）	
4 月	●地区中体連会長・理事長・専門部委員長会～5日（青森ブロック）	
5 火	●県高等学校教育研究会生徒指導部会研究大会（弘前パークホテル） ●県学校事務研究理事研修会②（社教セ）	●平内町教頭会研修会②（山村開発セ）
6 水	○小中外国語教育充実検討委員会③（学教セ） ●県中学校長会研究②・対策委員研修会③（青森市） □B12 養護教諭研修講座（学教セ）	
7 木	□A02 初任者研修（小学校）学級経営基礎講座Ⅱ（学教セ） □A47 中堅事務職員資質向上前期・後期研修（小・中）（学教セ）	●平内町校長会定例研修会④（山口小）
8 金	○県中学校文化連盟評議員・理事・部長研修会③、専門部研修会③（社教セ） ●県高等学校教育研究会図書館部会研究大会（会場未定）	○県立高等学校入学者選抜要項説明会（学教セ）
9 土	○おはなし会（県立図書館）	
10 日		
11 月		
12 火		○放課後子ども総合プラン支援員等研修会（後期）（1日目）（社教セ） ●東郡小・中学校長会合同役員会③（社教セ） ●東郡中学校長会研修会⑥（社教セ）
13 水	○AOMORI 中英ネットワークショップ②（オンライン；公立中英語担当全員対象） ●県中学校長会常任①・理事会②・研修会（青森市） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会③（社教セ）	○放課後子ども総合プラン支援員等研修会（後期）（2日目）（社教セ） ●東郡小学校長会研修会⑤（社教セ）
14 木	○不登校児童生徒支援連絡協議会（学教セ） ○学校図書館支援研修（県立図書館） ●県高等学校教育研究会進路指導部会研究大会（社教セ）	●今別町校長会定例会⑥（今別中）
15 金	●県小学校長会常任理事研修会①（社教セ） ●県高等学校教頭・副校長会法規研修会・三研究部会（社教セ） ●東北高体連常任理事会・専門部委員長合同会議（宮城県） ●県公立学校事務長研修会（サン・ロイヤルとわだ） ●青特研聴覚障害教育部会研究大会（青森聾学校） ●県高等学校教育研究会教育相談部会研究大会（社教セ） ●県国公立幼稚園・子ども園会理事会①（市研セ）	
16 土	●全日本小学生バンドフェスティバル第42回青森県大会（スポカルイン黒石） ●全日本マーチングコンテスト第36回青森県大会（スポカルイン黒石） □土曜教育相談	■東青地区中体連秋季大会（～18日）
17 日		
18 月	敬老の日	
19 火	●県高体連理事会②（社教セ） ●県高体連常任理事会・理事会③（社教セ） ●青特研聴覚障害教育部会研究大会（青森聾学校）	■東青地区中体連秋季大会予備日
20 水		
21 木	●県高等学校教育研究大会定通部会研究大会～22日（社教セ）	●外ヶ浜町校長会研修会⑥（三厩小）
22 金		
23 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ○「親子の絆～防災キャンプ～」～24日（種差少年自然の家） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第35回県中学校男子駅伝競走大会（むつ市） ●第33回県中学校女子駅伝競走大会（むつ市）	
24 日		
25 月		
26 火		○管内小・中学校道徳教育研究協議会（中・2日目）（蟹田中） ●東郡養護教員会研修会③（県立図書館）
27 水	○学校図書館担当者研修会（学教セ）	
28 木		■東青地区中体連理事・委員長研修会⑥（青森市）
29 金	○運動部活動の在り方に関する研修会（社教セ） ○【小中高校】文化部活動の在り方に関する研修会（社教セ） □A58 幼児教育基礎講座Ⅱ（学教セ）	■東青地区中学校教育研究会・教科別研究集会 ●東小研A部会・養護教諭部会研修会 各部会（各提案校） ●東郡養護教員会中学校部会研修会③（油川市民セ）
30 土		
備 考	○中旬 地元の縄文再発見フェア in さんばち（会場未定） ○中旬 さんまるJOMONの日（縄文秋祭り）（三内丸山遺跡セ） ○中旬 発掘調査現地説明会（三内丸山遺跡セ） ○下旬 県公立学校教員採用候補者選考試験（第二次）（会場未定） ○下旬 さんまる縄文体験⑤（三内丸山遺跡セ） ○未定 サテライト展示 9/30～1/28（県立美術館）	

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	金	●市中学校長会・定例会(2研)	
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		718 学校事務職員研修講座(午後・大研)
6	水	●市中学校教頭会・研修会③(2研)	
7	木	●市小学校教育研究会・定例研修会2・B部会 ●市養護教諭会・小学校部会(2研)	441 中堅事務職員資質向上前期・後期研修講座
8	金	●市公立学校事務研究会・役員研修会③(1研)	
9	土		
10	日		
11	月		
12	火	●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研) ●市中学校長会・理事会⑥	
13	水		
14	木		
15	金	●県国公立幼稚園・こども園会・理事会①(1研)	
16	土	■東青地区中学校体育大会秋季大会・1日目	
17	日	■東青地区中学校体育大会秋季大会・2日目	
18	月	■東青地区中学校体育大会秋季大会・3日目 敬老の日	
19	火	中学校振替休業	
20	水		
21	木		
22	金	中学校振替休業	
23	土	秋分の日	
24	日		
25	月	中学校代休日	
26	火		
27	水		942 教育資源活用研修講座(大研)
28	木	●市中学校教務主任連絡協議会・研修会② ■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑧ ■東青地区中学校教育研究会・教科別研究集会	△教育委員会定例会(大研)
29	金	●市養護教諭会・中学校部会・秋季全体研修会(大研、2研) ●市小学校長会・理事研修会④(1研)	
30	土		
備考			△学校運営協議会委員研修会(9月下旬、大研) △地域学校協働活動推進事務連絡会議(9月下旬、大研) 946 夢や志を育む体験活動研修講座(未定) 夢や志を育む授業づくり研修講座(各教科)【授業コース】(未定)

○印 県教委主催事業
●印 県単位教育団体主催行事
□印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
●印 東郡教育団体主催事業
■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 日	○秋の自然観察会（今別町高野崎） ●子ども民俗芸能大会（十和田市民文化センター） ●第42回全日本小学生バンドフェスティバル東北大会（マエダアリーナ） ●第36回全日本マーチングコンテスト東北大会（マエダアリーナ）	
2 月	●第70回県少年防犯弁論大会東部大会（八戸市立第三中学校）	
3 火	○学校安全指導者研修会（災害安全・中学校）（学教セ）	●平内町校長会定例研修会⑤（山村開発セ）
4 水		
5 木	●第74回男子・第35回女子全国高等学校駅伝競走県予選会（青森市） ●第70回県少年防犯弁論大会西部大会（五所川原市立五所川原第一中学校） □A46 中堅教諭等資質向上前期・後期研修（栄養教諭・学校栄養職員）Ⅱ～6日（学教セ）	
6 金	●第44回県高等学校総合文化祭三八・上北大・総合開会式・記念パレード・吹奏楽・マーチングバンド・バトントワリング・美術・囲碁部門開催～8日（八戸市） ●県PTA連合会理事会・県教育委員会との教育懇談会（アラスカ）	
7 土	○生涯学習フェア（県社教セ） ●特別国民体育大会本大会（鹿児島県）～17日まで ●第33回県民文化祭吹奏楽トップコンサート（下北文化会館）	○スポーツ推進委員東青地区研修会（蓬田村農業者トレーニングセ）
8 日	スポーツの日	
9 月		
10 火		●平内町教頭会連絡協議会④（山村開発セ） ●平内町学校保健会理事研修会②（平内町）
11 水		●東郡中学校長会研修会⑦（社教セ） ●今別町校長会定例会⑦（今別小） ●東郡学校事務研究会研修会③（青森市）
12 木	○学校安全指導者研修会（生活安全・小学校）（学教セ） ●県高等学校長協会秋季研究協議会（八戸グランドホテル）～13日まで ●東北地区高等学校総合学科教育研究大会～13日（青森中央高・社教セ） □A09 初任者研修（中学校）教科等教育基礎講座Ⅱ（学教セ）	
13 金	●東北連小教育課程委員会対策委員会（山形県山形市） ●第29回県小学校理科教育研究大会上北大（おいらせ町立木ノ下小） ●第35回東北地区小学校道徳教育研究大会青森大会 ●第27回県小学校道徳教育研究大会青森大会（青森市立油川小） ●第41回県高等学校総合文化祭三八・上北大・演劇・書道・音楽・文芸部門開催～15日（八戸市・弘前市）	●東郡地区学校給食連絡協議会研修会④（学教セ・県学校給食会）
14 土	○おはなし会（県立図書館） ●第55回日本PTA東北ブロック研究大会富谷・黒川大会～15日（宮城県富谷市内） □土曜教育相談	
15 日	○たねさしワールド「秋を感じて」（種差少年自然の家） ○あおり街かど探偵団（青森市浅虫）	
16 月	○高等学校保健体育科担当者研修会（学教セ）	
17 火	○ユニセフ研修会（学教セ）	
18 水	○安心できる学校づくり研修会[高・特支]（学教セ） ●全連小理事研修会（東京都） ●第68回青森県高等学校家庭クラブ連盟研究発表大会（社教セ）	●外ヶ浜町校長会研修会⑦（外ヶ浜町教委）
19 木	○義務教育教科等担当指導主事研究協議会②～20日（学教セ） ●全連小研究協議会東京大会（東京都） ●東北高体連秋季役員会～20日（秋田県） ●全日本聾教育研究会研究大会奈良大会～20日（奈良県） ●全国聾学校長会研究協議会～20日（大阪府大阪市） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会④（社教セ） ●第62回全特連全国大会徳島大会知約～20日（徳島県徳島市）	
20 金	●全連小研究協議会東京大会（東京都） ●全国聾学校PTA連合会「家庭教育を考える部会」～21日（奈良県）	
21 土	○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第44回県高等学校総合文化祭三八・上北大・器楽・管弦楽・日本音楽・郷土芸能・将棋・自然科学・国際理解部門開催～22日（八戸市・青森市・おいらせ町）	
22 日	○自然体験ばんじゅフェスタ（梵珠少年自然の家）	
23 月		
24 火		●蓬田村校長会定例研修会⑤（蓬田中） ●平内町学校教務主任連絡協議会②
25 水	○【小中】学校図書館シンポジウム（学教セ） ○特別支援学校技能検定・発表会（学教セ・マエダアリーナ） ●第74回日本学校農業クラブ連盟全国大会～26日（熊本県）	●平内町学校保健会全体研修会（平内町）
26 木	○県立中学校入学希望者選抜願書受付～11/14 ●東北連小会長会（山形県山形市） ●第74回全日本中学校長会研究協議会大分大会～27日（大分県豊後高田）	
27 金	●全連小対策委員会調査研究協議会（東京都） ●第61回東北特別支援教育研究大会岩手大会知約（岩手県花巻市） □あおり教育研究発表会（学教セ）	○管内小・中学校道徳教育研究協議会（小・2日目）（蟹田小） ●東青地区青少年赤十字指導者協議会全体研修会（日赤県支部）
28 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ●第103回全国高等学校ラグビーフットボール大会県決勝大会（新青森県総合運動公園） ●第44回県高等学校総合文化祭三八・上北大・放送・小倉百人一首かるた・青少年赤十字部門～29日（八戸市） ●第33回全国産業教育フェア～29日（福井県）	
29 日		
30 月	○子どもの健康に関する研修会（学教セ）	
31 火	○【小中】日本語指導が必要な外国人児童生徒担当教員等連絡協議会②（学教セ） ●県小学校長会総務部研修会③（県小学校長会事務局） ●第58回県養護教諭会研究大会（平安閣市民ホール・フラッセ） □A36 養護教諭フォローアップ（2年次）研修講座（学教セ）	
備 考	○上旬 さんまる縄文体験⑤（三内丸山遺跡セ） ○中旬 さんまる縄文講座⑤（三内丸山遺跡セ） ○下旬 さんまる縄文体験⑥（三内丸山遺跡セ） ○下旬 地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム（県社教セ） ○10月～12月 関西フォーラム（関西圏） ●中旬 県特別支援学校知的障害校PTA連絡協議会全体会・研修会（未定） ●下旬 全国盲学校長会秋季研究協議会（滋賀県） ●下旬 東北地区盲学校秋季副校長・教頭研究協議会（青森県立盲学校）	●未定 全国聾学校陸上競技大会（関東地区） ●未定 全国聾学校卓球大会（東海地区） ●未定 第47回東北地区特別支援学校知的障害教育校長会総会・研究協議会宮城大会（宮城県仙台市）

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	日		
2	月		教育支援委員会③(2研)
3	火		△平和と防災を考え、受け継ぐ集い(釜石市派遣校:古川中、沖館中、油川中、西中、東中) ※各中学校の代表生徒(会場校:油川中)
4	水	●市中学校教頭会・理事研修会④(1研)	
5	木	●市公立学校事務研究会・定例研修会③(大研、2研)	431-2 中堅教諭等資質向上前期・後期研修(栄養教諭・学校栄養職員)Ⅱ
6	金		721-3 いじめ防止対策研修講座Ⅲ(大研) 431-2 中堅教諭等資質向上前期・後期研修(栄養教諭・学校栄養職員)Ⅱ
7	土		
8	日		
9	月	スポーツの日	
10	火	●市中学校長会・定例会(2研)	
11	水		劇団四季こころの劇場公演日
12	木	市連合音楽会	
13	金	市連合音楽会 第35回東北地区小学校道德教育研究大会青森大会兼第27回青森県小学校道德教育研究大会青森大会(油川小)	
14	土		
15	日		
16	月	●市小学校長会・定例研修会⑤(大研、1研、2研、視)	
17	火	●市小学校教頭会・理事研修会⑤(1研)	△教育委員会定例会(大研)
18	水		少年指導委員研修会(大研)
19	木		
20	金		
21	土	中学校文化祭	
22	日	中学校文化祭	
23	月	中学校振替休業	
24	火	中学校振替休業	
25	水	●市公立学校事務研究会・役員研修会④(1研) ●市小中学校特別支援教育研究協議会・小中合同集会	
26	木	●市中学校文化連盟音楽発表会	
27	金	●市中学校教頭会・研修会④(1研)	071 初任研究生徒指導基礎講座(午後・大研)
28	土		
29	日		
30	月		△未来社会を創造する子どもを育成するための小中一貫及び小・中連携事業公開発表会 (第4エリア:浪岡中学校区)
31	火	●市中学校長会・理事会⑦	451-2 養護教諭フォローアップ(2年次)研修講座
備考			・第4回青森市いじめ防止対策審議会 061_初任者研修地域教材活用研修講座(集合)(未定) 青森市学校保健研究大会(R5. 10~11月)筒井南小 夢や志を育む授業づくり研修講座(各教科)【授業コース】(未定) 816 夢や志を育む授業づくり研修講座(総合的な学習の時間)【基礎・授業コース】(未定)

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 水	●第73回東北六県英語教育研究大会（八戸市公会堂）	●東小研B部会・養護教諭部会研修会 各部会（各提案校）
2 木	●第50回県小中学校教頭会研究大会上北大（三沢市） ●県中体連冬季運営委員会・理事会（青森市） ●第71回東北六県中学校英語暗唱・高等学校英語弁論大会（八戸市公会堂） □A05 初任者研修（小学校）学習指導基礎講座Ⅱ（学教セ）	●東郡養護教諭会中学校部会研修会④（油川市民セ）
3 金		
4 土		
5 日		
6 月	●県小学校長会対策部研修会、研究部研修会（社教セ）	
7 火	○小中外国語教育充実検討委員会④（学教セ） ○中学校保健体育担当者研修会（県武道館）	●今別町校長会定例会⑧（今別中） ●平内町校長会定例研修会⑥（山村開発セ）
8 水	○市町村教育委員会教育長会議②（県庁西棟8階大会議室） ●県へき地・複式教育研究会・理事研修会③（社教セ）	■東青地区中体連理事研修会⑨（青森市）
9 木	●第38回東北地区小中学校教頭会研究大会福島大会～10日（福島県郡山市） ●第20回県中学校総合文化祭八戸市・三戸郡大会～10日（八戸市公会堂） ●県高等学校教頭・副校長会秋季研修会～10日（八戸プラザホテル） ●県高等学校農業クラブ連盟県連顧問代議員会④（社教セ） ●第42回青森県学校事務研究大会上北大（六戸町文化ホール・六戸町就業改善セ）	■東青地区中学校教育研究会・領域別研究集会 ▲市養護教諭会・中学校部会
10 金	●第54回県言語障がい児教育研究会青森大会（社教セ） ●県中学校教育研究会保健体育科研究大会下北大（むつ市立むつ中） ●第20回県中学校総合文化祭八戸市・三戸郡大会（八戸市公会堂）	●平内町教頭会研修会③（山村開発セ）
11 土	○おはなし会（県立図書館） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第46回東北高等学校スケート競技選手権大会フィギュア競技（宮城県大和町）	
12 日	○【小中】科学の甲子園ジュニア全国大会代表チーム研修会（学教セ） ○【高校】科学の甲子園（学教セ） ●第55回県PTA研究大会上十三大会（三沢市）	
13 月		●東郡へき地・複式教育研究会連絡協議会③（社教セ）
14 火		●青特研知的障害教育部会研修会③（授業研究会）（上磯地区小学校）
15 水		●東小研連絡協議会③（油川市民セ） ●東郡小学校長会研修会⑥（油川市民セ） ●外ヶ浜町校長会研修会⑧（蟹田中） ●東郡中学校長会研修会⑧（社教セ）
16 木	○教員のためのチーム「学校・家庭・地域」連携講座（県社教セ） □A10 初任者研修（中学校）教科等教育基礎講座Ⅲ（学教セ）	
17 金	●東北地区聾学校研究会「五部研」小学部研（弘前聾学校）	●東郡小・中学校教頭会研修会④（古川市民セ） ●上磯地区教頭会③（古川市民セ）
18 土		
19 日		
20 月	●県小学校長会理事研修会②（社教セ）	
21 火	□A44 中堅教諭等資質向上前期・後期研修（養護教諭）Ⅱ～22日（学教セ）	●東郡地区学校給食連絡協議会研修会⑤（県学校給食会）
22 水	○地域運動部活動推進に関する部活動担当者協議会（社教セ） ●第66回県知的障害教育研究大会上北大・第49回青特研知的障害教育部会特別支援学校支部研究大会七戸大会・第54回県言語障がい児教育研究大会上北大（七戸屋内スポーツセ、七戸ふれあいセ、七戸養護学校、上北地区小中学校）	●東郡学校事務研究会研修会④（青森市）
23 木		
24 金	○性に関する指導者研修会（学教セ） ○特別支援学校における医療的ケア運営協議会②（県庁） ●青特研視覚障害教育部会研究大会（八戸盲学校）	○地域生徒指導連絡協議会合同会議（社教セ）
25 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） ●第76回県高等学校総合体育大会スケート競技会～12月未定（八戸市） ●県吹奏楽連盟冬の理事会（社教セ） □土曜教育相談	
26 日		
27 月		
28 火	●県中体連スキー競技運営委員会・理事会（青森市）	●平内町学校保健会三者会談（平内町）
29 水	●県中体連代議員会（青森市）	
30 木	○特別蔵書点検②～12/6（県立図書館）	●平内町校長会役員研修会③（平内中）
備 考	○中旬 地元の縄文再発見フェア in せいほく（会場未定） ○中旬 さんまる縄文体験⑦（三内丸山遺跡セ） ○中旬 県幼児教育推進協議会②（県庁） ●上旬 第74回県中学校体育大会冬季スケート大会フィギュア競技（テクノアイスパーク八戸） ●上旬 第74回県中学校体育大会冬季スケート大会スピード競技（YSアリーナ八戸） ●中旬 東北盲学校教育研究大会（秋田県立視覚支援学校） ●中旬 第28回県高等学校体育連盟研究大会（社教セ）	

日 曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1 水	●市中学校文化連盟演劇発表会リハーサル ●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研)	
2 木	●市中学校文化連盟演劇発表会リハーサル	
3 金	文化の日 ●市中学校文化連盟演劇発表会	
4 土	●市中学校文化連盟演劇発表会	
5 日		
6 月		
7 火	●市中学校長会・定例会(2研)	
8 水	■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑨	教育支援委員会④(2研)
9 木	●東青地区中学校教育研究会・領域別研究集会 ●市養護教諭会・中学校部会(2研)	
10 金	●市中学校教頭会・理事研修会⑤(1研) ●市小学校長会・理事研修会⑤(2研)	
11 土		
12 日		
13 月		711-2-② 校長研修講座Ⅱ(大研)
14 火	●市小中学校特別支援教育研究協議会・理事研修会②	
15 水	●市公立学校事務研究会・定例研修会④(大研、2研)	
16 木	●市小学校教育研究会・定例研修会②・A部会 ●市養護教諭会・小学校部会(2研)	△教育委員会定例会(大研)
17 金	●市小学校教頭会・理事研修会⑥(1研)	△未来社会を創造する子どもを育成するための小中一貫及び小・中連携事業公開発表会(第1エリア:東中学校区)
18 土		
19 日		
20 月		
21 火	●市中学校長会・理事会⑧	421-2 中堅教諭等資質向上前期・後期研修講座(養護教諭)Ⅱ
22 水		△未来社会を創造する子どもを育成するための小中一貫及び小・中連携事業公開発表会(第2エリア:浦町中学校区) 421-2 中堅教諭等資質向上前期・後期研修講座(養護教諭)Ⅱ
23 木	勤労感謝の日	
24 金	●青森市中学校教頭会・研修会⑤(1研)	
25 土		
26 日		
27 月		
28 火		
29 水		
30 木		722-3 学校・家庭・地域連携充実研修講座Ⅲ(対象:幼保小連携窓口担当教諭等)(午後・リンクステーション青森)
備考		夢や志を育む授業づくり研修講座(各教科)【授業コース】(未定) 041-2 学習指導振り返り研修講座(集合)(未定) 081 初任研 特別活動研修講座(集合)(未定)

12月

○印 県教委主催事業

●印 県単位教育団体主催行事

□印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業

●印 東郡教育団体主催事業

■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 金	○【小中】初任者研修担当指導主事等会議②（学教セ） ○居場所づくり・絆づくり調査研究連絡会議②（学教セ） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会⑤（社教セ）	●東郡小・中学校長会合同役員会④（社教セ） ●東郡小・中学校長会合同研修会③（社教セ） ●東郡小学校長会研修会⑦（社教セ） ●東郡中学校長会研修会⑨（社教セ）
2 土	○たねさしワールド「冬の季節を感じて」①（種差少年自然の家） ○県立中学校入学選抜～3日（三本木高等学校附属中）	
3 日	○たねさしワールド「冬の季節を感じて」②（種差少年自然の家） ○子どもの読書活動推進大会（県社教セ） ●第65回青森県合唱祭（平安閣市民ホール）	
4 月		
5 火	●県高体連理事会③・秋季評議員会（社教セ） ●県学校事務研究協議会理事研修会③（社教セ）	●平内町生徒指導連絡協議会②（山村開発セ） ●蓬田村校長会定例研修会⑥（蓬田小）
6 水	○県市町村いじめ問題情報交換会②いじめ問題対策連絡協議会（アップルパレス青森） ●県小中学校教頭会冬季研修会・理事研修会②（社教セ）	
7 木	●県高等学校農業クラブ連盟盟連顧問代議員会⑤（社教セ） ●第35回全国高等学校文化連盟研究大会徳島大会～8日（徳島県徳島市） ●県養護教諭会・理事会並びに研修会②（市研セ） □A03 初任者研修（小学校）学級経営基礎講座Ⅲ（学教セ）	●今別町校長会定例会⑨（今別小）
8 金	●県中学校長会研究③・対策委員研修会④（青森市）	●上磯地域生徒指導推進協議会全員協議会④（蟹田中）
9 土	○おはなし会（県立図書館） ○県埋蔵文化財発掘調査報告会～10日（社教セ） ○県立中学校入学選抜追検査（三本木高等学校附属中） ●第22回全国中学校総合文化祭～10日（沖縄県浦添市他）	
10 日	○冬をいろどるクラフト day（梵珠少年自然の家）	
11 月		
12 火		
13 水		●外ヶ浜町校長会研修会⑨（外ヶ浜町教委）
14 木	●第71回東北ブロック高等学校家庭クラブ連盟総会・研究発表大会宮城大会～15日（宮城県石巻市） □A50 中堅教諭等資質向上後期研修（小・中）授業実践力アップ講座～15日（学教セ）	
15 金	□A33 小・中フォローアップ（2年次）研修講座（後期）（学教セ）	
16 土	○郷土館土曜セミナー（社教セ） □土曜教育相談	●第55回東郡児童美術展（～17日）（青森市民美術展示館）
17 日	●第32回青森県声楽アンサンブルコンテスト（平安閣市民ホール）	
18 月		
19 火	□A27 新規採用養護教諭研修Ⅲ～20日（学教セ）	
20 水		
21 木		
22 金		
23 土	●第35回東北高等学校スケート競技選手権大会スピード競技～24日（山形県山形市）	
24 日	●第74回男子・第35回女子全国高等学校駅伝競走大会（京都府）	
25 月	○子どもの祭典「わくわくどきどきウィンターキャンプ」～27日（種差少年自然の家） ○県立中学校入学選抜合格発表 ●県高等学校家庭クラブ連盟顧問会議（青森中央高）	
26 火		■市・東郡小学校教育研究会・冬季研修会・A部会 ●東郡養護教員会研修会④（県立図書館）
27 水	●第103回全国高等学校ラグビーフットボール大会～1/7（大阪府）	●東郡地教連小・中学校教育課程の届出書等記入説明会（社教セ）
28 木		
29 金		
30 土		
31 日		
備 考	○下旬 県教育委員会免許法認定講習（冬季）（学教セ） ○未定 県公立学校教員採用候補者選考試験説明会（東京都） ●上旬 第74回県中学校体育大会アイスホッケー競技（テクノアイスパーク八戸） ●上旬 第45回東北中学校スケート・アイスホッケー大会アイスホッケー競技（テクノアイスパーク八戸） ●下旬 全国中文連評議員・理事合同会議②	

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	金	●市中学校長会・定例会(2研)	
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研)	
6	水	●市養護教諭会・理事会・事務局会議及び研修会③(1研)	
7	木	●市公立学校事務研究会・役員研修会⑤(1研) ●県養護教諭会・理事会並びに研修会②(大研)	
8	金	●市小学校長会・定例研修会⑥(大研、1研、2研、視)	
9	土		
10	日		
11	月		
12	火	●市中学校長会・理事会⑨	
13	水		
14	木		教育支援委員会⑤(2研)
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		111-3_新規採用養護教諭研修講座Ⅲ・1日目
20	水		111-3_新規採用養護教諭研修講座Ⅲ・2日目
21	木		
22	金	終業式(3学期制)	
23	土	冬季休業(～1/14)	
24	日		
25	月	●市小・中学校特別支援教育研究協議会・担任研修会	
26	火	●市養護教諭会・冬季全体研修会 ●市小学校教育研究会・冬季研修会・A部会	△教育委員会定例会(大研)
27	水		△教育課程届出書等説明会(午前・大研)
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		
備考			

1月

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 月	元日	
2 火	振替休日	
3 水		
4 木		
5 金	●青少年赤十字高校リーダー研修会高校指導者養成講習会～7日（梵珠少年自然の家） ●県特別支援学校養護教諭連絡協議会冬季研修会（社教セ） ●青特研病弱虚弱教育部会役員会及び研修会（社教セ）	
6 土	●全国公立小・中学校女性校長会理事研修会②（東京都）	
7 日		
8 月		
9 火	●県特別支援学校教頭・副校長会冬季研修会～10日（八戸市）	○冬季学校体育実技講習会（スキー）～10日（モヤヒルズ）
10 水	○【特支】ICT活用推進協議会③（学教セ） ○【特支】医療的ケア実施校連絡協議会（各所属所）	●東郡養護教員会事務局会議①（油川市民セ）
11 木	●県特別支援学校校長会冬季研究協議会～12日（三八地区）	○学校教育関係行事予定調整会議（社教セ）
12 金	○特別支援学校研究主任研究協議会②（学教セ） ○冬の3days キャンプ～14日（梵珠少年自然の家）	
13 土	○おはなし会（県立図書館） ○冬休みづくりまわし大会（社教セ） ●全国公立小・中学校女性校長会理事研修会②（東京都） ●第48回青森県アンサンブルコンテスト～14日（八戸市公会堂） □土曜教育相談	
14 日		
15 月		
16 火	○【小中】県道徳教育推進協議会②（学教セ） ●青森県高等学校文化連盟特別賞選考会議（青森東高校） ●青特研知的障害教育部会特別支援学校支部理事会③・研修会（社教セ）	●今別町校長会定例会⑩（今別小）
17 水	○健康教育指導者研修会（学教セ）	●東郡中学校校長会研修会⑩（社教セ）
18 木	●青特協評議員・代議員研究協議会②（社教セ） ●県高等学校農業クラブ連盟県連最終総会・青森県連盟リーダー研修会③（社教セ） ●第58回全国高等学校体育連盟研究大会～19日（鳥取県）	●東郡養護教員会事務局会議②（油川市民セ） ●外ヶ浜町校長会研修会⑩（外ヶ浜町教委）
19 金	●県小学校長会広報部研修会（社教セ）	●上磯地域生徒指導推進協議会会計監査会・全員協議会⑤（蟹田中）
20 土	○県体育功労者等表彰式（アラスカ） ○郷土館土曜セミナー（社教セ）	
21 日		
22 月		
23 火		●平内町校長会定例研修会⑦（山村開発セ）
24 水	●県小学校教育研究会理事研修会②（社教セ） ●第46回東北高等学校スキー選手権大会～25日（大鰐温泉スキー場） ●県中学校文化連盟評議員・理事・部長研修会④、専門部研修会④（社教セ）	
25 木	○【特支】初任者研修校長等連絡協議会②・初任者研修拠点校指導員研修会②（学教セ） ●県へき地・複式教育研究会理事研修会④（社教セ）	●蓬田村校長会定例研修会⑦（蓬田中） ●平内町学校教務主任連絡協議会③
26 金	○【小中】道徳教育パワーアップ協議会（学教セ） ●県小学校長会総務部研修会④（県小学校長会事務局）	●東郡小・中学校教頭会研修会⑤・監査会（古川市民セ） ●上磯地区教頭会④（古川市民セ） ■東青地区中体連理事研修会⑩（青森市）
27 土	○【高校】「あおり創造学」による魅力発信・地域課題解決プログラム成果発表会（社教セ） ○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ●第19回県管楽器ソロコンテスト（藤崎町文化セ）	
28 日		
29 月	○【小中】中堅教諭等資質向上研修担当指導主事連絡協議会（オンライン）	
30 火	○命を守る！防災教育推進事業成果発表会～2/1（社教セ）	
31 水	○AOMORI 中英ネットワークショップ③（オンライン；公立中英語担当全員対象）	
備 考	○下旬 さんまる縄文体験⑧（三内丸山遺跡セ） ○下旬 東京フォーラム（都内） ○F9～2月上旬 第78回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会（北海道） ○F9～3月中旬 企画展（三内丸山遺跡セ） ●中旬 東北地区盲学校長会研究協議会（福島県立視覚支援学校） ●下旬 日本弱視研究会全国大会（広島市） ●未定 全国高等学校総合体育大会アイスホッケー競技会（八戸・南部町） ●未定 全国高等学校総合体育大会スケート競技会スピードスケート競技（岐阜県） ●未定 全国高等学校総合体育大会スケート競技会フィギュア競技（茨城県）	●未定 第74回県中学校体育大会冬季スキー大会（大鰐町） ●未定 第60回東北中学校スキー大会アルペン・クロカン競技（大鰐町） ●未定 第76回県高等学校総合体育大会スキー競技会（大鰐町）

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	月	元日	
2	火	振替休日	
3	水	年始休業	
4	木		
5	金	●市中学校長会・定例会(2研) ●市小学校教育研究会・冬季研修会・B部会	
6	土		
7	日		
8	月	成人の日	
9	火		711-2-③ 校長研修講座Ⅱ(大研)
10	水	●市小学校長会・定例研修会⑦(大研、1研、2研、視)	
11	木	●市公立学校事務研究会・コンピュータ研修講座	
12	金		R5あおもりICT活用教材開発コンテスト表彰式(予定)
13	土		
14	日	冬季休業最終日	
15	月	始業式(3学期制)	
16	火		△教育委員会定例会
17	水	●青森市中体連常任理事研修会	教育支援委員会⑥(2研)
18	木	●市小学校教頭会・理事研修会⑦(1研) ●市中学校文化連盟・常任理事研修会②	
19	金		941「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善対策研修講座(大研)
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	●市中学校長会・理事会⑩	
24	水		041-2 初任研学級経営振り返り講座(大研)
25	木	●市中学校教務主任連絡協議会・研修会③ ●市公立学校事務研究会・定例研修会⑤	
26	金	■東青地区中学校体育連盟・理事・委員長研修会⑩	第3回初任者研修校長等連絡協議会(大研)
27	土		
28	日		
29	月		410-2 中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)まとめ講座(大研)
30	火		
31	水		
備考			

2月

○印 県教委主催事業

●印 県単位教育団体主催行事

□印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業

●印 東郡教育団体主催事業

■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日 曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1 木	○命を守る！防災教育推進事業成果発表会（社教セ） ○教育課長連絡協議会②～2日（オンライン） ●県高等学校農業クラブ連盟県顧問代議員会⑥（社教セ） ●県高等学校農業クラブ連盟F F J 検定委員会（社教セ）	
2 金	○新規採用養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員研修校長等連絡協議会（学教セ） ●東北連小理事研修会（山形県山形市） ●県高等学校農業クラブ連盟F F J 検定上級（社教セ） ●県中学校教育研究会理事会③（会長校）	
3 土	○たねさしワールド「エンジョイ！雪遊び」①（種差少年自然の家） ○進学力を高める高校支援事業総合研究発表会（社教セ） □土曜教育相談	
4 日	○たねさしワールド「エンジョイ！雪遊び」②（種差少年自然の家） ○冬を楽しむホワイト day（梵珠少年自然の家）	
5 月		
6 火	●県高文連常任理事会・理事会④（社教セ） ●青特研各教育部会総会及び研修会・青特研役員会及び情報交換会（社教セ）	
7 水		●平内町校長会定例研修会⑧・監査会（山村開発セ）
8 木	○生徒指導担当指導主事連絡協議会③（学教セ）	●東郡学校事務研究会研修会⑤（青森市）
9 金	○【小中】特別支援教育巡回相談員研究協議会（学教セ） ○県立学校教職員健康診断に係る説明会（オンライン） ●全国教頭会中央研修大会（オンライン） ●県中学校長会常任②・理事会③・研修会（青森市）	
10 土	○おはなし会（県立図書館） ●県吹奏楽連盟春の理事会（社教セ）	
11 日	建国記念の日	
12 月	振替休日	
13 火	○令和6年度県立高等学校入学選抜願書受付～19日 ●県公立小・中学校女性校長会理事研修会②（社教セ） ●県高体連委員長会議③（青森市）	●平内町教頭会研修会④（山村開発セ） ●平内町生徒指導連絡協議会理事会①（会長校） ●平内町学校保健会理事研修会③（平内町）
14 水	○高校ICT事業研究協議会（学教セ） ○【小中】英検ESG・IBA実施校等連絡協議会（オンライン） ●県特別支援学校スポーツ連盟理事会⑥（社教セ）	●今別町校長会定例会⑪（今別中）
15 木	○SC活用連絡協議会②（社教セ） ●県学校事務研究協議会常任理事研修会（社教セ） ●県養護教諭会・理事会並びに研修会③（市研セ）	●東郡学校保健会役員研修会③・研修推進委員会③（青森市） ●青特研知的障害教育部会東支部研修会④・監査会（油川市民セ） ●外ヶ浜町校長会研修会⑩（外ヶ浜町教委）
16 金	○SSW活用連絡協議会②（学教セ） ○【特支】エリアコーディネーター連絡協議会（県庁） ●県小中学校教頭会理事研修会③（社教セ） ●県国公立幼稚園・子ども園会理事会②（市研セ）	●東小研会計監査会・連絡協議会④（油川市民セ） ●東郡小学校長会研修会⑧（油川市民セ）
17 土	○7歳ワンツーカーキャンプ～18日（梵珠少年自然の家） ○郷土館土曜セミナー（社教セ）	
18 日		
19 月		●東郡へき地・複式教育研究会連絡協議会④・監査会（社教セ）
20 火	○多様な教育機会を活用した教育支援推進事業連絡協議会②（学教セ） ●県小学校長会常任理事研修会②（社教セ）	
21 水		
22 木	●県中体連理事会（青森市）	●東郡中学校長会総括研究協議研修会（社教セ）
23 金	天皇誕生日 ○冬のキッズフェア（県社教セ）	
24 土	○おしえて先生！知るしるする探検隊（県立図書館） ○たねさしワールド「こども大作戦」①～25日（種差少年自然の家）	
25 日		
26 月		
27 火	●県小学校教育研究会会計監査研修会（社教セ）	
28 水		
29 木		○管内生涯学習・社会教育主管課長・担当者会議②（社教セ） ●平内町校長会役員研修会④（平内中）
備 考	○上旬 三内丸山縄文冬祭り（三内丸山遺跡セ） ○中旬 さんまる縄文体験⑨（三内丸山遺跡セ） ●中旬 全連小理事研修会（東京都） ●中旬 県公立小・中学校女性校長会・県教育長訪問 ●未定 令和5年度全国高等学校総合体育大会スキー競技会（富山県）	※13～19日 令和6年度県立高等学校入学選抜願書受付

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	木	●市小学校教頭会・定例研修会(大研、1研、2研)	
2	金	●市中学校教頭会・理事研修会⑥(1研)	
3	土		
4	日		
5	月		令和5年度幼保小連携情報交換会
6	火	●市中学校長会・定例会(2研) ●市内私立高等学校一般入学試験	△学校運営協議会委員研修会(大研)
7	水		△地域学校協働活動推進事務連絡会議(大研)
8	木	●市中学校文化連盟・理事研修会③ ●市小学校教育研究会・定例理事研修会②	△教育委員会定例会
9	金	●市小学校長会・理事研修会⑥(1研)	
10	土		
11	日	建国記念の日	
12	月	振替休日	
13	火		第2回新規採用養護教諭・学校栄養職員研修校長等連絡協議会(2研)
14	水	●市小学校教頭会・理事研修会⑧・監査会(1研) ●市学校保健主事会・監査会・理事会及び研修会②	091 初任研 まとめ研修講座(午後・大研)
15	木	●県養護教諭会・理事会並びに研修会③(2研)	711-2-④ 校長研修講座Ⅱ(大研)
16	金	●県国公立幼稚園・こども園会・理事会②・監査会(1研)	
17	土		
18	日		
19	月		
20	火	●市中学校長会・理事会⑪ ●市養護教諭会・事務局会議及び研修会(1研)	
21	水	●市中学校文化連盟・会計監査 ●市小学校長会・定例研修会⑧(大研、1研、2研、視)	
22	木	●市中学校教頭会・研修会⑥(1研)	
23	金	天皇誕生日	
24	土		
25	日		
26	月		
27	火	県小教研会計監査研修会	
28	水		
29	木		
備考			

3月

○印 県教委主催事業
 ●印 県単位教育団体主催行事
 □印 県総合学校教育センター主催事業

○印 東青教育事務所主催（主管）事業
 ●印 東郡教育団体主催事業
 ■印 青森市・東郡教育団体合同開催行事

日	曜	県 関 係 行 事 等	東青教育事務所主催（主管）事業、青森市・東郡関係行事
1	金		●蓬田村校長会定例研修会⑧（蓬田小） ●東郡養護教員会事務局会議・理事会③（油川市民セ）
2	土	○たねさしワールド「こども大作戦」②（種差少年自然の家） ○郷土館土曜セミナー（社教セ） □土曜教育相談（学教セ）	
3	日		
4	月		
5	火	○令和6年度県立高等学校入学選抜検査実施日 ●東北連小会計監査会（山形県山形市） ●県学校事務研究協議会理事研修会④・監査研修会（社教セ）	
6	水	○小中外国語教育充実検討委員会⑤（オンライン） ●県中学校長会監査会（青森市）	■東青地区中学校教育研究会・監査会
7	木		
8	金		●東郡小学校長会役員研修会・監査会（社教セ） ●東青地区青少年赤十字指導者協議会会計監査（会場未定）
9	土	○おはなし会（県立図書館） ○ボランティアふりかえりセミナー（梵珠少年自然の家）	
10	日		
11	月		
12	火	●県小学校長会会計監査会（小学校会事務局）	
13	水	○令和6年度県立高等学校入学選抜追検査実施日	●平内町教頭会連絡協議会⑤・監査会（山村開発セ）
14	木	●県小中学校教頭会定期監査会（社教セ）	●今別町校長会定例会⑫（今別小） ●外ヶ浜町校長会研修会⑫及び総括協議会（外ヶ浜町教委）
15	金	○令和6年度県立高等学校入学選抜合格者発表	
16	土		
17	日		
18	月	○令和6年度県立高等学校入学選抜再募集受付（9時～16時）	
19	火	○令和6年度県立高等学校入学選抜再募集検査実施日	
20	水	春分の日	
21	木	○令和6年度県立高等学校入学選抜再募集合格発表（13時）	●平内町校長会臨時役員研修会⑥（平内中） ●東郡小学校長会研修会⑨（社教セ） ●東郡中学校長会役員研修会（社教セ）
22	金		■東青地区中体連常任理事研修会③（青森市）
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		○初任者研修次年度実施校事前説明会（社教セ）
27	水		
28	木		
29	金	●県高体連会計監査（青森西高）	
30	土		
31	日		
備 考		上旬 ○三内丸山遺跡報告会（三内丸山遺跡セ） 上旬 ●県高等学校農業クラブ連盟事務引き継ぎ（五所川原農林高）	

日	曜	市 関 係 行 事	青森市教委・教育研修センター主催行事
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火	●市小学校教育研究会・会計監査会・役員研修会 令和6年度県立高等学校入学者選抜検査実施日	
6	水	●市小学校教育研究会・定例研修会(大研、1研、2研) ■東青地区中学校教育研究会・監査会	
7	木		
8	金	●市中学校長会・定例会(2研) ●市公立学校事務研究会・拡大役員研修会(1研)	
9	土		
10	日		
11	月		
12	火	中学校卒業式	
13	水	県立高等学校入学者選抜追検査実施日	
14	木	●市中学校長会・監査会・理事会	
15	金	県立高等学校入学者選抜合格者発表 ●市養護教諭会・理事会・事務局会議及び研修会④(1研)	
16	土		
17	日		
18	月		
19	火	県立高等学校入学者選抜再募集検査実施日	
20	水	春分の日	
21	木	県立高等学校入学者選抜再募集合格者発表	
22	金	■東青地区中学校体育連盟・常任理事研修会③	
23	土		
24	日		
25	月		
26	火	修了式・離任式	△教育委員会定例会(大研)
27	水	学年末休業(～3/31) ●市養護教諭会・拡大事務局会議及び監査会(1研)	初任者研修次年度実施校事前説明会(大研)
28	木	●市小学校教育研究会・監査会・理事研修会⑦(1研)	
29	金		
30	土		
31	日		
備考			

学校における働き方改革プランの概要 (令和5年度～令和7年度)

(策定の趣旨)

- ・ 県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組む必要がある内容を示したもの
- ・ 各取組主体（県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会及び市町村立学校）の役割を明らかにし、県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら取組を推進

職場としての学校が目指す姿（目的）

- ① ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことができる
- ② 子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができる

(本県の状況)

○時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の推移 ○市町村における基本方針・実施計画等の策定状況（R4.11時点）

高校	R1	41.1%⇒	R3	31.9%
特支	R1	11.4%⇒	R3	9.3%

〔R1 9市町村⇒ R4 27市町村〕

※「在校等時間の上限方針」又は「学校における働き方改革を推進するための具体的な指針やプラン等」のいずれか一つでも策定している市町村の数

取組期間

令和5年度～令和7年度（3年間）

目標1

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少
特に、月80時間を超える教職員のゼロを目指す

目標2

「子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合」の増加

目標3

全市町村における在校等時間の上限方針及び基本方針・実施計画等の策定

県教育委員会

(役割)

- ・ 本県の学校における働き方改革プランの策定・進捗管理
- ・ 市町村教育委員会への指導、助言又は援助

(取組内容)

- (1)組織マネジメントに関する方策
- (2)働きやすい環境を構築するための方策
- (3)部活動による負担を軽減するための方策
- (4)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
- (5)外部対応による負担を軽減するための方策

指導・助言

市町村教育委員会

(役割)

- 所管の学校について、
- ・ 働き方改革を推進するための基本方針等の策定、進捗管理
- ・ 在校等時間の把握の徹底
- ・ 学校への指導及び支援

連携
支援

指導・助言

県立学校

(役割)

- ・ 校長のリーダーシップの下、本プランに基づき、実情に即した具体的取組の実行

(取組内容)

- (1)組織マネジメントに関する方策
- (2)働きやすい環境を構築するための方策
- (3)部活動による負担を軽減するための方策
- (4)会議・打合せを効率化するための方策
- (5)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
- (6)学校行事の負担を軽減するための方策

市町村立学校

(役割)

- ・ 校長のリーダーシップの下、
- ・ 服務監督教育委員会の基本方針等に基づき、実情に即した具体的取組の実行

東青教育事務所（運転免許センター 2階）

〒038-0031 青森市大字三内字丸山 1 9 8 - 4

T E L : 017-764-0766 (総務課) ・ 0784 (教育課)

F A X : 017-764-6727

E-mail : E-TOSEI@pref.aomori.lg.jp